

## 平成25年知立市議会 9月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成25年9月25日（水） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

明石 博門	田中 新	池田 滋彦	稲垣 達雄
高木千恵子	佐藤 修	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建設部長	塚本 昭夫	土木課長	稲垣 衛
建築課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊藤 俊司	都市計画課長	柘植 茂博
まちづくり課長	野々山 浩	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	鈴木 克人	水道課長	國分 政道
下水道課長	太田 知見		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	議事課長	島津 博史
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第48号	知立市市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第49号	西三河都市計画事業知立第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例	〃
議案第51号	平成24年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃
議案第52号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第54号	平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第3号	平成24年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	平成24年度知立市水道事業会計決算認定について	〃

午前9時58分開会

○稲垣委員長

それでは、定足数に達していますので、ただいまから建設水道委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号、議案第54号、認定第1号、認定第3号、認定第7号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第48号 知立市市営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決いたします。

議案第48号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号 知立市市営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号 西三河都市計画事業知立第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

西三河都市計画事業知立第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例についてということですが、この規定ですけれども、提案理由に書かれておりましたけれども、この案を提出するには、西三河都市計画事業知立第三土地区画整理事業による清算金の分割徴収が完了したことに伴い、必要とあるというふうに書かれております。この条例、今、知立市にあります条例を見ますと、ここには六つの地域に分かれておりました。このことですが、この条例の内容の中に、第8条で審議会、第3章に審議会があるんですよ、15人です。そして、うち12人は土地区画整理法第58条第1項の規定により選出する委員ですけれども、ほか3名は学識経験者ということで、この15人のうち12人は、その土地の持ち主でなければならないということになりますけれども、これに間違いはありませんでしょうか。

○まちづくり課長

御質問の12人につきましては、この土地所有者及び権利者でございます。

○高木委員

そして、学識経験委員というふうになっておりますけれども、この学識経験委員という方は、どのような方が整備事業にかかわられたのでしょうか。

○まちづくり課長

学識経験者でございますが、具体的な話し方で申しわけないですけども、市会議員のOB、それから市の元建設部長、愛知県のこういった事業にかかわってみえたOBということで、そういった方を学識経験者でお願いしておりました。

○高木委員

区画整理事業に、今、学識経験者ということで、市議会議員のOBということなんですけれども、これで6区画に分かれておりましたね、この事業は6区画に分かれてましたよ、この条例の中に。この6区画の中の土地の地権者たちが絶対にそこの中に12人入らなきゃいけないというふうな条例になっているんですね。ここで学識経験者というのは、そのたびごとに変ったのか、学識経験者

ということで3人の方はずっと変わらなかったのか。

○まちづくり課長

記憶で申しわけないですけども、変わってないと思っております。

○高木委員

変わっていない。私が一番心配しますのは、これはもう平成6年からずっと、この何年かで終わりますよということなんですけど、大きな土地の部分を整備していくのに当たり、地権者の方には入っていただいたよということをお聞きしたんですが、この有識者という方たちがお三人さんで余り変わらないということになってきますと、新しい構想とか、その地域地域での対応とか、対処の仕方とかいろいろな問題が出てきたのではないのでしょうか。

○まちづくり課長

委員がおっしゃられるんですけども、やはりこういった事業につきましても、経験というものですか、そういうことも大事かと思ひまして、経験豊かなこの方々でお願いしておりました。

○高木委員

この計画は、これで今回は終わるというんですけども、今度また都市計画事業が新たに始まった場合に、山町のほうにどうか、今の三河知立駅が移転するとなると、また山屋敷方面で土地区画整理事業というのが考えられるのでしょうか。そういうのが入ってくるという見込みはあるのか、全くそれはないというのか。

○まちづくり課長

委員の御質問を確認したいんですけども、こういった審議会制度というものにつきましては、市等の行政のほうが行う区画整理でございまして、山町のほうは現在、組合施行を想定しております、それはちょっとなり合いが違います。

○高木委員

山町も入っておりますけれども、山区画整理のことではなくて、今度駅ができるときに、またそこで区画整理が始まるのかということをお聞きしたんですけども、それも含めてのかもわかりま

せんけれども、今この第三土地区画整理事業に関しましても、駅前開発のものとはちょっと別のところなんですよね。それはわかっておりますよ。今度、駅ができるに当たり、場所がまたそこできれいになるとか、そういう整備事業が始まるのかということをお聞きしたんです。

○まちづくり課長

私どものこととございますけども、現在こちらのほうで行おうとしているのは、従来からの山土地区画整理事業でございまして、想定区域に予定がされている新駅については現在のところ入っておりませんので、ちょっと今の質問については、お答えがしばらくございます。

○都市開発課長

今、駅移設の関連で都市開発課のほうで影響調査というものを委託をかけております。その中で、まちづくりの基本構想をつくってまいるわけですけども、その基本構想の中で、将来どういったまちづくりができるのかというものを検討しております。そのまちづくりの一つとして区画整理事業があるわけですけども、それが可能かどうかまだ判断できておりませんが、今後、そのまちづくりのあり方について、たたき台をつくるという、そういう作業をしておりますので、区画整理が立ち上がるかどうかということにつきましては、まだ未定でございます。

○高木委員

これから知立市がどんどん発展するのに、土地区画整理法という法律にのっとって、またやられると思うんですけども、この場合に、きょうお聞きしました学識経験者、この方たちにつきましては全然変わらなかったという、変わらなかったからいい面もあるけれども、いろんな人の意見を聞くというのも必要だというふうに私は思いますけれども、都市整備部長、どのようにお考えでしょうか。

○都市整備部長

区画整理の審議会の学識経験委員につきましては、これは公平公正な立場で、見識の深い方ということで、法には具体的な明示はございませんが、

そのような基準で私どもは選ばせていただいているわけですが、やはり公共団体施行の場合に限り、こういった学識経験委員というのを置かなければならないことになっておるわけございまして、これはなぜかといいますと、地権者の方々がいわゆる審議会の委員として、事業に対する判断、審議等をしていただくわけですが、これはやはり公的な事業として、市のお金も使っているわけございまして、いわゆる公平公正な立場で、権利者だけの考えではなく、そういう立場の中で御意見をいただくということも含めて、そういう位置づけがされているわけございまして、したがって、任期は5年という一定任期があるわけですが、引き続き、特に支障がなければお願いをしていくという中で選任をさせていただいておるわけございまして、事業の中で審議会の委員として活躍をされている方に継続してお願いしているのがこれまでの例でございまして、そういった意味で、公平公正な立場の中で発揮していただけるという方をお願いをさせていただいているのが現状でございまして、

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号について、挙手により採決します。

議案第49号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第49号 西三河都市計画事業知立第三土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号 平成24年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について、挙手により採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第51号 平成24年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中新委員

1点だけ確認をさせていただきます。

実は、新地公園の中に時計台がございまして、

その時計は1日6回キャラクターが回って、その時点でメロディーが流れる仕掛けになっていると思います。

28ページ、都市計画費第4項ございますね。その中で、時計台の修理というのは何の項に入るんですか。

○都市計画課長

済みません、質問の御趣旨の中で、28ページという中で、都市公園緑地費の中の公園維持管理事業の委託料の時計ではないですか。

○田中新委員

それに関しまして。

それで、それが時間によりましてモニュメントとメロディーが一致せずに、タイムラグを生じております。これは、タイムラグを生じるような仕掛けなのか、タイムラグなしに、例えば正午に扉が開いてモニュメントが動いて、そこでメロディーが鳴るような仕掛けになってるのでしょうか。

○都市計画課長

ちょっと今の御質問に関して、しばらくお時間をいただいて、後ほど御回答させていただきたいと思っております。

○田中新委員

後ほどよろしく願います。

以上で私の質疑は終わります。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○明石委員

2点ほどお聞きします。

8款、2項、2目、27ページですけど、幹線市道路面緊急改良事業3,500万円、これは牛田西中線の都市計画道路だと聞いております。これ、国庫支出金が400万円減っておるわけですが、減った理由をまずお聞かせください。

○土木課長

国庫支出金がマイナス400万円となっております。これにつきましては、社会資本整備総合交付金で要望しておったものにつきまして採択がされなかったということで、マイナス400万円ということなんです。

○明石委員

これは、今回の補正予算に3,500万円上げてきたわけなんですけど、国庫の要望が認められなかったというのは理解できます。では、何でこの9月補正予算の中に上がってきたか。当初予算の中では、これは予定されていなかったというふうに理解してよろしいわけですか。

○土木課長

当初予算におきましては、要望していこうということで当初予算には計上させていただきましたけど、実際に内示を受ける段階では、不採択ということでございます。

○明石委員

400万円は別としまして、これが採択される、されないは別としまして、新たに今回の9月の補正のところで3,500万円が上がってきたわけですよ。当初1億9,270万円計上されてまして、今回9月で3,500万円上がってきている。もともとは、これは当初にはこの3,500万円が予定されていなかった事業になるのかどうかということをお聞きします。

○土木課長

1億9,270万円は道路維持費全体でございますので、幹線市道の路面緊急改良事業、これにつきましては当初で2,400万円計上しておりました。そのうちの400万円を補助金ということで計上させていただいております。今回、新たに3路線を追加させていただきまして、3,500万円の補正予算をお願いしております。しかし、先ほどの2,400万円のうちの補助採択がなかったものにつきまして一般財源化しておりますので、一般財源としてはさらに400万円プラスで3,900万円ということでございます。

○明石委員

確認ですが、当初、平成25年の予算のときには、この3,500万円は予定していなかったと。ここ半年たったうちに、安全対策工事が必要になったということで、一般会計から3,900万円を計上したという理解でよろしいわけですね。

○土木課長

そのとおりでございます。

○明石委員

よくわかりました。

続きまして、8款、4項、3目の29ページ、公共下水道事業特別会計繰出金事業ということで、4,576万4,000円が特別会計のほうに繰り出しをしていますけど、これはどういう理由で特別会計にこれが移ったのでしょうか。ちょっと勉強のために説明をお願いします。

○下水道課長

これについては、平成24年度の決算におきまして、収入から支出を差し引きまして黒字分を毎年度同様に出資をいただいておりますので、それを黒字分を一般会計のほうへ戻すというものでございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○佐藤委員

それでは、今、明石委員が聞きました幹線市道ですけども、これについては元気印の交付金が予算化というふうに説明があったかと思っておりますけれども、その辺ちょっとお知らせください。

○土木課長

補助金としては減額ということですけど、元気印交付金の対象事業として事業を当てるということで、財政のほうから伺っております。

○佐藤委員

それで、今3路線ということでありましたけれども、3路線はそれぞれどこなのか、それと、どれぐらいの範囲でやられるのか、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

まず、1路線は牛田町20号線の昭和4丁目でございます。この路線につきましては、去年から継続してやってきておまして、当初1,200万円で予定しておりましたが、設計を実際に行ってみますと予算が足りなくて、600万円、ここで補正させていただくと全線が完了することになりまして、当初1,200万円を1,800万円ということで追加をお願いしております。延長的には、410メ

ートルでございます。

それと、もう1路線が、これは市道牛田西中線の八ツ田小学校から南に240メートルほどでございます。県道との交差点まででございます。この区間の路面の補修ということで、この部分が2,000万円でございます。

それと、もう1路線が同じ牛田西中線でございます。正文館の北側の端から次の信号交差点まで約200メートル区間、この部分の路面補修ということで900万円、あわせて3,500万円でございます。

○佐藤委員

路面補修ということでありましてけれども、昭和のところ、かつて路面のぐあいが悪くて、大変騒音が車が通るとするということで、アオキスーパーの手前まで工事がかつてやられましたけれども、特に八ツ田小学校、牛田西中線ですね、そういう関係はどのような形での路面の工事をやられるのか。工事の中身は、ただ単にでこぼこだから補修するのか、近隣住民からそうした騒音等がある、そうした対策で、そういうふうにやられるのか、その辺はどうなんですか。

○土木課長

最近、特に1号線から西中インターに通じる大型車両が極端に多くなってきております。舗装につきましては、耐久性ですけど、5年から10年ぐらいあるわけですけど、特に大型が多い場合は、やっぱりウエーブだとか、亀裂だとか、そういった現象がどうしても数年たつと起きてしまいます。今回のこの案件も同じ状況なんですけど、そういったことで、表面の10センチ、2層で舗装してあるんですけど、通常は乗用車程度だと1層はがして、その上にまた補修するというのでいけたわけですけど、大型車が多いということで、ここは2層分を処理していきたいというふうに考えております。ですから、大型車のそういったウエーブだとか亀裂の対応をさせていただくということでございます。

○佐藤委員

わかりました。

それと、もう1点、その下の生活道路の新設改

良、これについても御説明ください。

○土木課長

生活道路新設改良事業の300万円の補正でございます。これにつきましては、牛田町山屋敷2号線ということで、学校のグラウンド周辺の道路の整備を計画しておるんですけど、そこに排水路があるものですから、その周辺の排水路を整備する学校の真ん中を通すということで、グラウンドの真ん中を通す排水路工事を実施していくということで、当初予算では平成24年度予算の繰り越しをさせていただいて、工事のほうを進めていくわけですけど、通学路沿いも若干、20メートルぐらいですか、あわせて整備、グラウンドの中と通学路部分も整備するという中で、学校ですとか、業者との調整の中で、現道の中で作業ができるということで発注はさせていただいたんですけど、そういった協議をしていく中で、中学校の生徒の通学がかなり多いということで、そういった生徒の安全を図るという意味合いで、工事箇所の隣に通学の仮設通路を設けたほうがより安全が図れるということの中で、その部分の費用を今回補正させていただいて、通学の安全を図っていくという、そういうものでございます。

○佐藤委員

牛田山屋敷2号線については、私も道路が狭いということで改良を求めてきましたけれども、実施計画の中では、今年度は丸がついてなくて、今年度については、山屋敷川に通じる排水路の工事がたしか予算化されているというふうに思うんですけども、その辺との関係で、ちょっと場所的にぐるっと排水路を管路化というよりも、グラウンドの中を排水路を通して、外を埋め戻ししていません、工事をやって、道路拡幅、できれば歩道整備をするということが一つ計画をされているというふうに思うんですけども、ちょっと今の説明だけだと、どの場所からどの場所ということが余りよくわからないんですけども、これは当初予算にはなかったと思うんですけど、それは前倒してやるということですか。ちょっとよくわかりません。

○土木課長

平成24年度の3月補正をさせていただいて、その部分を繰り越しをして、平成25年度に施工するという予算体系になっております。場所としましては、竜北中学校の周辺の道路と排水路がずっとあるんですけど、その道路拡幅ということの前段で、排水路がありますので、その排水路をグラウンドの中を通して、排水路が必要なくなった周辺道路を以後整備していくという中身になるわけですけど、その前段で、グラウンドの中に排水路を設けるというのを繰越事業で行わさせていただきます。その事業を行う中で、ほとんどがグラウンドの中ですけど、一部、山屋敷町2号線の部分がありますので、西門の付近が20メートルぐらい若干ありますので、その部分の工事を行うときに、その道路の中だけで重機を置いたり、歩行者を通したりということでやれると判断しておったんですけど、学校教育だとか、そういったところと協議していく中で、生徒がかなり多いという中で、より安全を図っていくという意味合いで、その工事エリアの外に歩行者用の通路、そういったものを設ける、そうしたほうがより安全が図れるだろうということで、その通路部分の工事費用を300万円補正させていただくという、そういった中身でございます。

○佐藤委員

そうすると、排水路をグラウンドを通すということですけども、その前段の工事で、西門がありますよね。そうすると、現道があって、隣に田んぼがありますよね、市の土地で、山町の区画整理の種地だと。この間、駅の移設ということがあって、そこをテニスコートがつぶれた分、どうかという議論もありましたけども、そちらのほうに通学路の安全対策として、20メートルほどそうした対応をするということでしょうか。今だと、西門のところは道路を挟んで田んぼしかないわけですので、学校側にそれをつくるわけではないのか、それとも田んぼ側のほうにそういうものを一次借りとかそういうことをして、そうした道路を仮設的に、安全対策のためにつくるのか、ちょっと図がないとなかなかそれはわからないので、どう

なんでしょうか。

○土木課長

大体、おおむねそういう感じですけど、グラウンドから真っすぐ通して、旧の山屋敷の排水路に真っすぐつながらなくて、クランクにちょっとなりますので、そのクランクのこの部分が通学路と平行している排水路があるんですけど、その部分の工事をやるときに、西側の市の所有地、その農地の部分に仮設的に工事期間中の通路を設けるといって、そういった作業になります。

○佐藤委員

そうすると、市が持っている土地のところに排水路をつける、その工事をするために、クランクで山屋敷川に入る水路等を取りつけるわけなものだから、そこの通学路になっている部分について、迂回する意味で田んぼをつくって安全対策をとると。ちょっと後で図面くださいね。お願いします。

それで、そうすると、そういう形で竜北中学校の周辺道路の整備に具体的に着手をしていくということですけど、そうすると、着手するためには、とりあえず前段として、今こういうことを言いましたけども、校庭の中を排水路を抜かないかんわけですよね。その工事は、いつやられるんでしょうか。というのが、この工事をやるのとあわせて、ちょっと所管が違いますけど、グラウンド整備も一つ課題になってますよね。それはグラウンドを何メートルぐらい抜いて、工事の使用といえますか、そういうものと、それから具体的に、年次的にどのような形でこれから整備をされていくのかなど、その辺はどうでしょうか。

○土木課長

グラウンドの中を抜くのと、それから2号線の道路沿いを工事するのは、同じ工事でございます。これは繰越工事でございます。補正させていただくのは、西側の農地の部分に仮設通路を設けるといってのが補正の部分でございます。グラウンドの工事の関係につきましては、ちょっとグラウンドの工事の内容は詳しくないんですけど、教育委員会と調整しながら、この工事を来年の2月いっぱいぐらいまでに全てを終えるという、そういう計画に

なっております。

○佐藤委員

そうすると、グラウンドを抜く工事をやるわけですけども、今回9月補正が出されて、これが可決をされれば、具体的に何月から、2月ぐらいまでにグラウンドの工事をやるわけですけども、すぐにこれが可決されたら、入札をやって抜くということですけども、それが今年度中に終わって、そうすると次年度は、周辺の学校周りのところの工事を具体的に来年度、何カ年かけてこれは整備をされるんですか。

○土木課長

この前段の工事が終わりますと、排水路部分が暗渠化できるものですから、グラウンドの周辺を整備していくということになります。当初計画では、2カ年で整備していこうという話でありましたけど、今年度中に新駅の関係がどういう進展になるか、ちょっと予測ができない状況の中で、あと手戻りになってもいけないものですから、排水路につきましては今年度に終わっちゃいますけど、周辺道路の整備につきましては、今年度は通学路が西から来て、グラウンドにぶつかるわけですけど、そこぐらいまでは来年度できるのかなというふうには思っておりますけど、あとにつきましては、新駅の工程と合わせていく話になるかと思えます。

○佐藤委員

これは、そういう形でグラウンドを抜くということと、もう一つは、今年度予算ですか、排水路と同時に、田んぼの中を走っている、山屋敷川に通じる排水路もありますよね。あれについても工事はされるんですか。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長



失礼いたしました。

竜北中学校から下流、山屋敷川までの排水路のことかと思いますが、この件につきましては、昨年度、調査をさせていただきまして、改修計画等を検討させていただきましたけど、山町の区画整理事業のエリアでございます。山町の区画整理事業の動向を見ないと、どういう施工ができるのかなというその辺がちょっとまだ判断ができないということで、工事開始するにつきましては、しばらく山町の区画整理の動向を見た中で計画をしていくということになります。

○佐藤委員

実施計画を見ますと、今年度、それから来年度、それから2015年、3カ年のやつはそれぞれ計画、それ以降どうなっているかちょっとわかりませんが、おおむね当初の計画では3カ年で終わる計画だということですかね。

○土木課長

その計画というのは、山屋敷のグラウンド周りの計画のことですか。

そうですね、今までの実施計画におきましては、グラウンドの中に通すのが1カ年、それから周辺道路を2カ年で整備するという、そういう計画で実施計画を組んでおりました。

○佐藤委員

3カ年で、概算工事費はどれぐらいを予定されておりましたか。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長

全体事業費としては、約2億5,000万円でございます。

○佐藤委員

それで、当初は、今言ったように2億5,000万円という形です。ただ、駅移設の問題、それと今、

排水路の関係で、山町の区画整理の関係ということがありましたけれども、当初の計画で2億5,000万円かけて、道路総延長と道路幅幅はどのような形でなっていくのか、この辺はどうでしょうか。

○土木課長

周辺の道路の全体延長としましては480メートルで、約3メートル程度の片歩道を設置しまして、全体を約9メートルぐらいの道路整備を考えた内容となっております。

○佐藤委員

それで、もう一つは、今、駅の移設ということがありまして、当初の計画どおりにはいかないと。竜北中学校のテニスコート部分のところが駅の移設広場ということになります。そうすると、従来予定していた道路形状というか、道路のとり回しと違ってくるわけですけども、駅の移設という形でまだ結論が出てなくて、駅を、例えば今週の日曜日の日に、28日の日に地元説明会、市役所での説明会がありますけども、国との関係で移設が認められるかどうか、ちょっとありましたよね、スケジュール的に、駅移設。そうすると、駅移設自体はたしか平成30年以降ですよ。そうすると、この事業は、当初していたよりも大分延伸されるのじゃないかなという感じもしますけれども、その辺はどうなりますかね。

○都市開発課長

移設関連では、踏み切りのところのT字交差点から移設駅の駅前広場までは連立関連として、都市開発課のほうで整備することになっております。その整備時期につきましては、今、委員がおっしゃられたとおりの内容でございます。平成30年ということですが、若干遅くなりそうな感じもありまして、平成32年、平成33年というような今、計画を聞いておるところでございます。

○佐藤委員

それから、もう一つ、山町の区画整理もなかなか、規模を縮小してやろうということでもありますけれども、その見通しはどうでしょうか。その見通しが立たないと、排水路の工事もできないとい

うこととなります。一つは、駅移設の問題がありますし、もう一つは、山町の区画整理となりますけど、これは山町の区画整理の見通しとの関係で、排水路の工事というものはいつぐらいになるのか、いつぐらいを目指すのか、その辺はどうでしょう。

○まちづくり課長

山の区画整理の話でございますが、今年度、仕切り直しと言ったら何ですけども、新たに面積等、区域を設定し直しまして、今年度、区画整理設計を行っております。予定でうまくいきますと、駅移設等の問題をちょっと調整いたしまして、来年度、組合設立等々が始まるわけなんですけども、駅移設との絡みの学校のテニスコートの移設用地と、こちらのほうのまたすり合わせと、これからでございますので、少しうちとしましては、そちらのほうを決めないと、ちょっと計画等が見えないところでございます。

○佐藤委員

そうすると、中学校周りの道路計画というのは、駅移設が今言われたように、平成32年にでき上がると。でき上がるのはそれだけでも、その前に、あそこに駅移設だよということを国がOKすれば、移設がかなうわけだけでも、それは国との関係で手続せないかと。連立の事業の中に新駅も含めるという手続の問題があって、その手続がうまくいったとして、いつに新駅移設が決定されるんですか、最短で。

○都市開発課長

これから地元説明に入りまして、御理解をいただければ、年度内には名鉄、愛知県、知立市、3者の中で正式な合意をいたしまして、それから国に協議をすることになります。ですから、来年度中には結論が出るかと思っております。

○佐藤委員

そうすると、順調にいつ、平成26年度中に新駅に移ると決定されるということ、最短でそうなった場合、そうすると来年ですので、2014年ということだと、駅の大体の広場の見取り図も示させてもらっておるわけで、そうすると事業計画自体は最短でいけば、来年度中には新駅が確定する

ということになれば、事業自体はどのような形で、これ、調整が要るわけですけども、粛々とその部分を除いて進めてくのかどうか、予定どおり2015年にこの事業が完結するのか、その辺の見通しはどうでしょうか。

○土木課長

私のほうとしては、駅が来るのか来ないのか、その辺もまだはっきりしてない中で、今後2億円を投じて周辺を整備していったいいものかどうかという、その辺があるんですけど、当面、来年度につきましては、その駅が来ても来なくても支障のない範囲の中で、下流から整備をしていきたいと思えます。

それから、条例につきましては、駅の動向によって計画をつくり直さなきゃいけない状況がありますので、これは都市開発課のほうと協議して、計画と、それから施工年次等も調整していきたいと思っております。

○佐藤委員

そうすると、駅との関係で、排水路も山町の区画整理の関係でどうなるかはわかりませんが、今年度中にグラウンドを通して、来年度以降については、駅部分を除いて、下流からですので、西門のほうから道路の築造といいますか、工事といいますか、それを予定どおり進めていくということですよ、今の答弁は。上流ということですので、上流ということになりますと、駅の正門のほうのところから線路ぎわのところ、線路の並行する排水路、あの関係は様子を見てと、こういうことでよろしいですか。

○土木課長

はっきりしない場合につきましては、西から来る通学路、そこまで100メートルちょっと切るかなと思いますけど、通学路までは整備しても、手戻りはないだろうということで、そこまでは来年度予定したいと思っております。

○佐藤委員

わかりました。通学路というのは、1号線をくぐって、牛田山屋敷2号線の接合するあの部分まではとりあえずやりますよと、あとについては駅

移設との関係、それがどうなるかわからないので、保留しつつも、最短でいけば来年度駅移設が決まると。そうすると、2016年度にはそうした工事が可能になりますよね。そうすると、予定どおり、事業費ベースでいけば、通学路までとまるわけですので、それを最短で決まった場合については、2015年度には決まったということであれば、それは工事できるわけですので、予定どおり2015年度中には終われるということになりますよね、最短でいけば。ただ、その単年度にかかる工事費が来年度が薄くて、2016年度にかかる工事費が厚くなりますけれども、今の話を聞けば、それは可能だなと、そんな見通しが今の答弁でわかるわけですが、どうでしょう。

○土木課長

来年度、若干はやれるにしても、やはりその後、残る残事業がかなり多いですし、私としては2カ年ぐらいまだかかるんじゃないのかなと。それと、やり方が、新駅が来ることによって経路が変わってしまうものなので、設計そのものもちょっとやり直さないといけない状況がありますので、それと駅だけじゃなくて、ほかの関係もどういう構想がもたれるのか、その辺も考慮した中で、計画していかなくちゃいけないのかなと。何にしても、多額の費用を道路に投じますので、手戻りのないような形で協議していきたいと思っております。

○佐藤委員

わかりました。ぜひそうした点では、都市整備部のほうと調整していただいて、区画整理の関係、新駅の関係がありますのでね。しかしながら、速やかにこれが施工されて、完了することを希望しているところです。

それから、次ですけれども、その下の長寿命化計画についても御説明ください。

○土木課長

橋梁の長寿命化修繕工事でございます。今回、五輪橋と北吹戸小橋ということで、橋梁長寿命化計画の中の、10年計画ではございますけど、その中の部分で、こういった工事をしていきたいということなんですけど、この計画はことしの3月に

できたものでありまして、当初予算の作成時にはちょっと計画等が出ていなかったものですから、ちょっと当て馬的な形で予算計上させていただきましたので、今回はっきり金額等が組まれて、その差額分、それを補正させていただくということになりましたので、お願いいたします。

○佐藤委員

そうすると、橋梁の長寿命化については10年計画ということを言われましたけれども、これについては、公共施設のあの計画の中にこれが全体としては位置づけられている工事ですかね。この橋梁については、対象の橋の長さはどのような内容でしたか。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほどの田中新委員の質問に対して、大変失礼いたしました。

新地公園のからくり時計の件でございます。

からくり時計とからくり人形の動きにタイムラグがあるのかという御質問でございましたけども、からくり時計、一応現在、午前9時、午前10時、正午、午後1時、午後3時、午後4時の5回からくり人形が動き出す仕組みになっております。タイムラグについては、そういった形でつけておりませんので、ずれているということでありましたら、一度現場のほうを調査させていただきまして、修正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○土木課長

橋梁長寿命化計画の対象の橋梁の橋長はどのぐらいかという話ですけど、対象の橋梁としては、橋長15メートル以上の橋梁と、それから更新費用と比較して補修のほうが経済的、そういった橋梁、それから地震発生時に通行を確保すべき橋梁、そ

ういった3点を主眼に置いて、26橋を選定しております。

○佐藤委員

わかりました。

次のページですけれども、まず一つは、知立環状線整備事業ということで予算が計上されていますけど、これについて御説明ください。

○都市計画課長

知立環状線の整備事業でございます。

今回、追加補正させていただいている事業に関しましては、平成25年度事業として、一般会計予算にて当初5件を用地買収、物件補償で1億5,000万円を計上させていただいております。

今回の事業費の補正は、当初分の土地費物件補償の精査によるものと、新たに2件、追加施工するものでございます。これは、社会資本総合交付金の配当が多くついたために、交付金を前倒しして実施するものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、今の説明だと、当初で1億5,000万円予定をされた。しかしながら、精査をしたということですが、精査をしたということは、予算上は5件をやったけれども、実際には1億5,000万円以上かかったということで、今回、追加分として補正をされた、加えて2件分の用地を購入する、そして移転補償金を払うというようなことなのか、もうちょっとわかりやすくそこを説明してください。

○都市計画課長

今回の補正の1億800万円の内訳でございます。

当初予定しておりました1億5,000万円に対する精査の分で、今回、追加補正で約3,100万円分を精査分として上げさせていただいております。追加補正で、2件追加させていただきますけれども、その分で7,700万円とさせていただいております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、精査をした結果、1億5,000万円

を予定していたけれども、実際には3,100万円少なくて済んだということですか。ふえたということですか。3,100万円ふえたわけですよね。そうすると、3,100万円ふえて、当初は5件分で498平方メートルを購入し、それに見合う物件補償、移転補償をするということでしたけれども、どの部分でこれはふえたんですか、3,100万円というのは。用地のほうなのか、移転補償なのか、その辺の内訳をもうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○都市計画課長

3,100万円の増額分についてでございますが、今回ふえている部分は、物件費で約3,300万円の増、用地費で約200万円の減でございます。この物件の3,300万円の増に関しましては、当初、予算計上させていただいておりますときには、建物の物件調査、こういったものが終わっておりませんで、概算で計上させていただいております。その後、物件調査等を行いまして、建物うちの補償額を正式に出させていただいております。その段階において、当初の見込みと3,000万円ずれが生じたということでございます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、この環状線については、物件としては23件程度、それに見合う用地を購入し、なおかつ移転補償を払わないかんということですよね。この事業認可が、平成24年度に事業認可をされたということで、ことが初年度で、5件の用地を買おうと、498平方メートルですかね、5件分の補償をするということですが、通常のやり方で見たときに、物件についてのところが3,300万円、それから用地について200万円、概算だということの、その幅が余りにも大き過ぎはせんかというふうに私は思いますけれども、その辺の精査は当初予算を立てるときに、もうちょっとしっかり精査をできたんじゃないですか。今ここに来て、聞かなきゃわからん話で、聞いたからそこが明らかになったんですけど、通常そういう形で、もちろん予算計上だから概算ということなんでしょう、概算にしたって、もうちょっと精度を上げるよう

な予算計上の仕方をするべきものじゃないですか。この辺ちょっと非常にわかりにくいなという感じがしますが、どうなのでしょう。

今後も、今回5件と2件ですので、23件で、あと18件分あるわけですね。そうした点で、今と同じようなやり方をやれば、そうした若干の誤差は当然出るのはいずれですけども、余りにも大幅な誤差じゃないかなと、3,500万円というのは、1億5,000万円に対してですよ。その辺はどういう認識かなというふうに思いますけど、どうでしょう。

○都市計画課長

今、佐藤委員の御指摘のとおり、3,000万円の当初予算からの誤差というのは、確かに若干大きい面があったかなというふうに私も思っております。ただ、概算段階において、建物の調査をさせていただく前の段階で、木造、非木造に対してある程度、平均単価を掛けた形で概算というものを outsizing させていただいております。そういった中で、木造、非木造の分類が若干見誤ったという点もあるかというふうに考えております。そういった意味では、今後そういったことのないように、もう少し精査した形の中で、概算ももう少し精査して、慎重に対応させていただきたいと思っております。

それと、今後18件、残りの分についてでございますけども、それも含めた形の中で、現段階において一度全体事業費の見直し、ある程度精査も行って、現事業費の中で対応できるかどうか、その辺の判断も進めさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひその辺の精査がないと、当初予算と大幅なずれが生じると。トータルで約10億1,000万円ぐらいの用地費購入、移転補償という総額が、これも概算ですけど、出てるわけですけども、実際に用地を購入し移転補償をしたら足が出るというようなことではいかんわけですね。そんなことから、ぜひそうした点では精査をしっかりともらいたいなというふうに思います。

それともう1点、物件で3,300万円ということですけども、5件全部にこれが該当するのか、何

件分なのか、そのところと、200万円という用地についてどうなのかということ。その辺はどういうふうですか。

○都市計画課長

物件の3,000万円に関して、全体かどうかということでございますけども、ちょっと私、申しわけございません、資料的にちょっと持っておりますけれども、たしか1件の建物に対して大きな差があったというふうに感じております。それは、やはり先ほども申しましたように、木造、非木造の判断の誤りではなかったかというふうに解釈しております。

それと、200万円の用地費のマイナスのほうでございますが、用地費は当然土地の基準価格、それから定めになっておりますので、年度において用地費のスライド、差額を補正させていただいております。ですから、今回の200万円に関しては、当初計画を立てさせていただいた段階から、今年度までの用地費のスライドによるマイナスの200万円という形でございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、ここについては今後18件ありますよね。今回5件プラス2件を予定をされるわけですけども、移転補償という形で、お金で清算される方もみえれば、代替地をくださいという方もみえるんじゃないかというふうに思いますけども、今現在こうした話を、環状線を購入、もう都市計画決定したわけですので、そこに該当される18件の方は、みんなわかるわけですね。そうした方たちは移転補償金をいただいて、自分の好きなおところへ新たな家を建てる方もおられるけれども、代替地をくださいという方はみえますか。

○都市計画課長

街路事業といたしまして、原則として私どもは全て移転補償金で対応させていただいております。今、佐藤委員がおっしゃられたような形で、代替地を希望される方もおみえになります。そういったときには、ある程度、民民での売買という形になりますけども、その点に関しても当然、市のほ

うも間に入って、全く知らぬ存ぜぬという形ではなく対応させていただいております。

○佐藤委員

代替地という形ですけれども、それと、もう一つお聞きしたいのは、たしか土地開発基金のほうから土地開発公社のほうに1億5,000万円余、498平方メートルについて借り入れをし、そして土地開発公社でもって、一般会計の予算だけでは対応できんということで、土地開発基金から借りて、土地開発公社が用地を購入すると、後でそれは買い戻すんですけど、これについては具体的にどのような動きになっているのでしょうか。

○都市計画課長

おっしゃるとおり、今年度、一般財源のほかに公社のほうで先行取得4件を予定させていただいております。しかし今回、先ほども2件追加させていただいておりますけれども、これは社会資本総合交付金の配当が多くついているということで、その公社の分を今回2件をこの社会資本整備総合交付金で対応しようということで、一般財源のほうへ回しております。残りの2件につきましては、まだ公社という形の中で進めていきたいというふうには考えておりますけれども、ただ、まだちょっと交渉ごとでございますので、実際にやれるかどうかというのはまだちょっとわかりませんが、今のところは当初計画のまま、公社で2件という形で考えさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

それで、18件あるわけですが、いち早く、これは環状線を早く整備をするということで、これは平成30年までですよね、これは事業としては、事業としては、道路築造も含めて30年ということですので、そうすると残りの18件の用地を購入し、移転補償費を払っていくという行為をするわけですが、これはいつぐらいまでに完了を目指しておるのか。その辺は、ことしが平成25年度ですよね、あと5年で全部用地購入をやり、築造をやるという行為もするわけですので、用地購入はいつまで完結をし、やっぺいこうとしてののか、その辺のスケジュール的なものをちょっと教えてください。

さい。

○都市計画課長

スケジュール的なものでございますが、今、私どもが考えているのは、平成27年ないし平成28年までに全て用地、移転、物件補償を終えさせていただいて、平成29年と平成30年で築造工事のほうに進めたいというふうに考えております。

○佐藤委員

それで、これは市の対応する部分ですよ。道路として完結するには、県の用地購入をし、県が対応する分についても、当然のことながら同じようなスケジュールの中でやらざるを得ないというふうに思いますけど、県のほうの対応は、380メートルか、これは、それから移転物件の数が31件というような形で、長さも市施工よりも2倍ちょっと長い区間で、件数も10件弱多いわけですが、これは現状になってますでしょうか。

○都市計画課長

今、佐藤委員のお話になってるのは、知立環状線の安城知立、弘法線までの間の部分のことだと思います。県施工分で、知立環状線は、本郷知立線のタッチする交差点部分、その部分55メートル分はもう既に本郷知立線と合わせた形で、事業認可は受けております。ただし、本郷知立から安城知立、弘法通線まで、この間に関しては、まだちょっと事業認可のほうを受けておりません。それは現在、鉄道高架事業の仮線の位置、これが北になるのか、南になるかによって知立環状の用地買収も変わってきますので、ある程度、そこの鉄道高架事業の仮線の状況を見ながら、知立環状のほうのその部分については進めていくというふうに聞いておりますので、まだ現段階において、ちょっと申しわけございませんけど、スケジュール的なものに関してはお答えができません。

○佐藤委員

そうすると、ちょっとこの図面で見ますと、本郷知立線ですよね。県施工の部分は、ここから井谷屋のこの間が県施工分、本郷知立線を含めて。そうすると、本郷知立線については事業認可を受けてますよと。しかしながら、ここの部分につい

ては事業認可を受けてないということですよ。しかし、期限はいずれにしても、これについても平成30年までにつながらなきゃおかしい話で、本郷知立線も含めて、つなげた上で、鉄道高架が三河線を上がってそこを通るといことになりますので、そうすると、まだこれは決定をされてないので、用地購入も具体的なアクションは何もされてないということですよ、今の説明だと。それでよろしいですか。

○都市開発課長

連立関連でございますので、私のほうから回答させていただきます。

知立環状線のその部分でございますけれども、また駅移設の関連ですが、駅移設がされますと、鉄道の線形が変わってまいります。現在の線形ですと、ホームが線路線形から出っ張った形で決定されておりまして、環状線とホームの間がわずかな土地しか残りませんので、その部分が今、道路用地に含まれています。そういった道路の都市計画決定がされていますが、駅が移設されますと、その出っ張り分がなくなることによって、道路区域にする必要がなくなってくるという状況が発生します。そのために都市計画変更という手続が必要になりますので、駅移設がはっきりしない限り、その都市計画変更の手続が始められないということで、まだ事業化がおくれているというところでございます。

○佐藤委員

そうすると、先ほどの議論の中で、駅移設は国の認可を含めて来年度中に最短で可能だと、2014年度、平成26年度で可能だと。そうすると、具体的には平成26年度以降に、この都市計画決定を道路はしているけども、事業認可としてはやられていないということになりますと、県の部分についての事業認可は平成26年度以降と、こういう形になるのでしょうか。

○都市開発課長

駅の移設と関連しまして、平成27年度に都市計画変更するという今予定を立てていると聞いております。

○佐藤委員

平成27年度に都市計画変更をやるということは、この三河知立駅の出っ張り部分を、環状線を真っすぐな線に直すということですよ。それを平成27年度にやるということは、平成27年度以降に事業認可をするということですよ。そうすると、平成27年度に事業認可をするということだと、この環状線、知立市部分については平成30年まで築造が終わっちゃうということをは言ってるんだけど、本郷知立線は別にしても、県部分については平成27年、平成28年、平成29年、平成30年、4年ですかね、3年ですかね、その間にこれだけの件数の用地買収をし、なおかつ道路築造と。道路築造は早いかもしれんけれども、それはスケジュール的に可能ですかね。一体的にこの道路はつながりますか。どうなんでしょう、見通しは。

○都市開発課長

確かに物件がたくさんございますので、時間的にはかなりかかるかと思えます。しかしながら、そういった計画で進めることが必要でございますので、県のほうにはそのスケジュールどおり行っていただけるように働きかけていきたいと考えています。

○佐藤委員

今話を聞きましたら、平成27年度ということですので、なかなか切羽詰まった内容だなということ、市の部分ではできても、県のところはなかなかことが前に進まんということになると、切羽詰まった事業になってるなというふうな感じで私は受けとめました。

それで、もう一つ聞きますけども、知立環状線にドッキングする本郷知立線ですね、これについては、もう既に事業認可を受けているので、具体的にこれについても平成30年までということですよ、はっきり言って。これはもう県の施工ですけども、具体的にはどんな形で今進んでいるんでしょう。用地買収や移転補償、ココストアのコンビニがありますけども、今何の動きもあそこら辺はないわけですけども、その辺を含めて、見通しをちょっと教えてください。

○都市計画課長

本郷知立線の関係でございますが、佐藤委員のおっしゃったとおり、本郷知立線の事業認可、今の知立環状と同じような形で平成30年までという形の認可をとっております。

現在、愛知県のほうでこれは進めていただいているわけでございますが、平成24年度に用地測量は終わっております。平成25年度といたしましては、用地買収のための物件調査及び土地の価格を算定する不動産鑑定を行っていただいております。

買収状況でございますけれども、今年度からやはり数名の方には一応お話を、交渉に入っていることを聞いております。

○佐藤委員

いずれにしても、なかなかスケジュール的には厳しい事業の、一体的に、知立市部分はともかくとして、県事業も含めると、なかなかスケジュール的に厳しい事態だなと。やるということをやっていますけれども、延伸する可能性だってないとは言えないような、特に県の部分については31件あるよね。それを平成27年度に都市計画決定の変更と。平成27年度中ですよ、これは。平成27年度中のことということがあるわけで、そうすると平成28年、平成29年、平成30年というふうになるわけで、3年間で用地買収やって、道路築造をやると、これはなかなか厳しいスケジュールだなというふうに思いますけど、一遍確認させてください。都市計画変更は平成27年度中ということなのか、そうすると事業期間は実質、事業期間としてはずっと始まっているわけだけれども、具体的な用地交渉、買収、築造というのは3年間しかスケジュールがないということになると、本当に大丈夫かなと、延伸はないのかということがちょっと心配になりますけども、先ほど都市計画課長は、これは県にやってもらうように言ってもらいますということを言いましたけれども、ちょっと心配にはなりませんか、このスケジュールは。

○都市開発課長

先ほど来、平成30年に用地買収の完了というお話が出ておりますけれども、その平成30年と申し

ますのは、やはり本郷知立線が三河線と交差する部分、仮線が来ると、そこが通行どめになることから、平成30年までには交差部分をつくっておかなきゃいけないということで、平成30年というお話をしております。当然、ネットとして安城知立線、弘法通までつながるのが理想ですが、連続立体交差事業としては、その部分がなくてもやれないことはない、あったほうが確かに工事跡として使えますのでやりやすいわけですが、なくても不可能ではないということでございます。ですから、その部分が絶対に平成30年かというところではないですが、なるべく早く買収するに越したことはございませんので、そういった働きかけをしていきたいというところでございます。

○佐藤委員

確かに知立施工分について広くなったと。しかし、県施工分については、それはかなわなかったとなると、現道の広いところと県道の狭いところをドッキングさせるような形で使わざるを得ない。ただ、都市開発課長が言われたのは、なかなか厳しいので延伸もあり得るのかなというニュアンスの答弁を今されたというふうに私は理解しました。大体わかりました、これについては、ありがとうございました。

もう1点、お聞きをしたいわけですが、公園維持管理事業の公園管理委託料、これは本会議でも質疑がありましたけれども、もう一度この点、御説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長

委託料の中の公園維持管理事業、公園管理委託料についてでございます。

今回の補正分は、公共工事の設計労務単価の取り扱いによるもので、国から示されました直轄工事における特例措置に基づき、公共労務単価を引き上げるものでございます。今回、補正させていただきまして379万1,000円についてでございますが、これは早期発注といえますか、4月早々に発注させていただきまして公園管理委託業務、その1、その2、その3、その5に対する労務単価のさかのぼった形の修正をさせていただいた差額による



補正でございます。

○佐藤委員

まず、そもそも公園管理委託料という形で、これは企画文教委員会のところその資料が出されたもので、これによれば、公園管理委託料業務その1という形で、新地公園を含めて22公園と、そして草刈公園を含めた21公園、昭和6号公園を含めた24公園、あとは西井筋の緑道2号線ほかという形になっておりますけど、公園管理業務委託料というのは、そもそもどういう内容を含んでいるのか。この間、長寿命化計画だとかいろいろ言われてますけども、具体的な業務はどういうものか、ちょっとお知らせください。

○都市計画課長

公園管理委託業務でございますが、公園管理委託業務につきましては、年間を通して公園の清掃、樹木の管理、広場清掃、トイレ清掃、除草、樹木の下枝の剪定、芝生の管理、パトロール等を行っていただいております。

○佐藤委員

これは、企画文教委員会に出されたやつですと、それぞれ四つの、金額的には、今回補正された額は379万1,000円でありますけれども、ここで見ると、四つに分けて入札をされて落札をし、それぞれについて設計労務単価の見直しの中で今回補正されたということですけども、これはどんな形で入札はされているんですか。

○都市計画課長

入札につきましては、指名競争入札でやらさせていただきます。

○佐藤委員

そうすると、この四つの点で4本の入札があり、それぞれ指名競争入札でやられたということでしょうか。

○都市計画課長

おっしゃるとおりでございます。それぞれの委託業務について、それぞれ指名業者を選定して行っております。

○佐藤委員

指名競争入札だということですので、そ

れぞれこれは何業者ぐらいを選定し、入札をやられているのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

済みません、金額によって換わってきますので、ちょっと今、手持ちに資料がございませんので、一度ちょっと確認させていただいた後、御報告させていただきます。

○佐藤委員

それで、そうすると予定価格の見積もりをしますよね。その中で、直接工事費という形で、労務単価、資材単価、機械経費とかありますけれども、労務単価についての見直しがあったということですけども、これは先ほど清掃、樹木の管理、除草、トイレ、パトロールという形になりますけれども、積算されている職種はどういうものですか。それによって労務単価はそれぞれ、愛知県の労務設計単価になっていると、国が定めたものだけでも、県の労務単価になっていて、それは職種ごとに労務単価はさまざまあるよね。全部で51職種があるわけですので、そのうち、どうしたものを対象にして見直しをされたのか。

○都市計画課長

今おっしゃられた労務単価でございます。今回、変更の対象としておりますのが、公共労務単価という形で、先ほど言われたように、例えばダンプトラックとか、そういったものは当然複合単価という形になっております。ダンプトラックなんかには、当然そういったトラックの送料のほかには運転手とか、そういった形の労務が入っておりますが、今回の変更の対象とさせていただきますのは、設計の中で直接労務費として上がってきております特殊作業員、普通作業員、造園業、あと軽作業員、そういった内容のものを変更の対象とさせていただきます。これは、業者のほうに、今回変更の趣旨を説明する内容におきましても、公共労務単価として設計で上がっている部分、複合単価とかそういった市場単価は除くという形で通知をさせていただいて、変更をさせていただきます。

○佐藤委員

そうすると、平均で平成25年度の設計労務単価は、平成24年度比で15.1%増というふうになっていますけれども、今言われた特殊作業員や軽作業員やいろいろありますので、平均すれば15.1%ですけれども、それぞれにおいてその割合が違うので、そう単純ではないということであります。

それで、もう一つお聞きしたいのは、企画からいただいた資料を見ますと、どういう形で、例えば単純に予定価格を積算しましたと、落札をしましたと。そうすると、落札率が95%なら95%でもいいですけど、そうすると労務単価自体も単純計算で100%を見積もったけども、実際には95%で落札したものだとみなして、設計労務単価も95%で計算をして、その差額分をここに計上して補正したということなのか、そのやり方というか、手法はどんなふうですか。単純に落札率は関係なくて、その差額分をここで補正されたということなのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

今回の変更の方法でございますが、一般的な形と同じでございます。直接工事費までの労務単価を今回正式な引き上げの率の単価に構成しております。その後、諸経費を掛けた形で、あと最後、請負差額を掛けておりますので、今回の変更部分は請負差額を含んだものというふうにお考えいただければ結構かと思えます。

○佐藤委員

今の説明では、1回では飲み込みができませんというところですけども、請負価格ということは、結局、落札率が反映した価格ということですよ、早い話が。まず落札率を反映した価格、いわゆるそこで労務単価も業者が積算しているわけなもので、先ほど私が言ったように95%なら95%で、例えば前の業者の入れたやつよりも、落札率の関係で、要するに95%の落札率でこちらの側も積算したもので、95%に、100%なら100%でもいいんですけども、補正する場合に、こちらも落札したものとみなして95%に落として、その差額分をここで補正したというやり方ではないんですかということをお聞きしたいんです。そうではないんです

か。

○都市計画課長

おっしゃるとおり、落札率を含めた形で、落札率を乗じた形で変更契約額を算出しております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、問題は、今回平成25年度の設計労務単価を国が出しまして、一般質問でも言いましたけれども、公共事業を発注する自治体にも、もちろん国が通知を出しました。それから建設関係、それから民間同士のところでも設計労務単価の引き上げをできるだけ反映する形ですということが出されて、それもデフレ脱却の一つだということも言っているし、建設業に従事する方たちも高齢化で後継者が、若い人が給料が安くて来ないということでは困るという形でそういうふうにしたわけですけども、そうした点で、ちゃんと市ではこういう形で補正はしたけれども、それがちゃんと業者の、その事業者のところで働いている、先ほど言った職種の方々にそれぞれきちっと反映できるかどうかが一番のかなめだと思うんですよ。そこは、どういう形で担保をされるのか。もちろん、それは事業者が決めること、拘束するものではないけれども、しかし今回の設計労務単価の引き上げの根拠はそこにあるわけなもので、そこをきちっと業者に対して趣旨を理解してもらって、それがちゃんと反映するという形が、その仕組みがあればいいと思うけど、残念ながら今それはないわけなので、どうしていくのかなということが問題になると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

今の佐藤委員がおっしゃったとおり、市のほうから、言葉が適切かどうかわかりませんが、末端の労務者までに、今回の変更補正分が反映されているかどうかというのは、市のほうとしては確認しようが正直言ってございません。ただ、私もといたしましては、やはり今回のこの変更の趣旨を各事業者の方に御理解をいただいた上で、そういった形で今回変更するという形で通知をさせ

ていただいておりますので、事業者に対してそういった形のことをお願いするというでしか対応はせざるを得ないというふうに考えております。

○佐藤委員

その点で、ちょっと所管は違いますけれども、土木、それから都市整備については、工事関係のところが多いいところですよ、はっきり言って。そうしてみますと、私は今、知立市では総合評価方式5件の中で、新宿方式の労働環境チェックシートということで、いわゆる下請を含めて賃金補償がどうなっているかということ提案して、その5件については、労働チェックシートで設計労務単価と実際の落札業者の方の賃金が元請を含めて、下請も含めてわかる仕組みになっているんだわね。ところが、今言われたように、それを今回補正しますよと。それが平成25年単価が当たり前になれば、当然のことながら、そのことが予定価格の中に反映されて、これから積算されるというふうに思うんだけど、そう思うと、そうしたものが私はないと、事業者にはお願いするけれども、実際にはそれが本当に担保されるかという保障は、これはないわけですよ、はっきり言って。ですから、入札の大枠は総務部が知れませんが、実態として、工事金額が多いのは土木やそういうところなので、そうしたことについて意見調整して、そういうことを採用するように、ぜひ私は調整すべきだなというふうに思うんですよ。総務に、そのありようについてはお任せということではなくて、そうじゃないと、実際に労務単価の引き上げで予定価格を積算しても、それが実際のところ回っていかないということになったら、これはいけないので、そうしたことをぜひ私は調整をしてほしいなというふうに思うんですけども、その点、建設部長、どうですかね。私はそんなことを思うんです。

○建設部長

今回の単価の見直しの趣旨でございます。それは当然、今、佐藤委員がおっしゃった中身だというふうに思いますので、その辺のところは、企業の方がやっぱりこの場しのぎではなくて、自分の

企業の将来的な中身も考えていただいて、そういった思いを今後に伝えていただきたいと。今、佐藤委員が言われた、市の中においても、今回そういった部分は担保すべきじゃないかということについては、今後研究させていただきたいというふうには私自身は思います。

以上です。

○佐藤委員

それ以上、答弁はないというふうに思いますけれども、公園を所管している都市整備部長はいかがでしょうか。

○都市整備部長

私も建設部長と同趣旨でございますけれども、やはりこの問題は、建設業界自身が自分たちの将来も考えて、さらに適正な労務単価というのを施工していく、そういう概念をもってもらわなきゃ、幾らこちら側が単価を上げても、実際に反映されないということでございますので、そういう部分で、私どものできる範囲の中で、業者にはそういった形の投げかけをしていくという、それは変わりはないわけですが、ただ、やはり業界も、例えば今私どもの身近な業界も、業界団体というのはもう排除されていますので、1社1社になかなか指導するのも非常に難しいと。だから、ある意味そういった中で、全体の中でそういった方向性を研究してほしいなというのが私の思いでございます。担当部局としても、佐藤委員がおっしゃるような部分について、透明性を確保できるような方法がないのかということをもた研究をさせていただきたいなと思っています。

○佐藤委員

わかりました。

それで、もう一つ、そこの下の土地区画整理事業についてお聞きしますけれども、これについてちょっと御説明ください。

○都市開発課長

駅周辺の区画整理内の調整委託ということで、内容は物件調査委託業務でございます。ことしの3月に再開発事業の都市計画決定がされておりまして、その再開発事業の権利返還が平成27年に行

われるということになっています。これに合わせるように、区画整理事業として再開発区域内の物件を更地化する必要があるということでございます。そのために、今まで調査がされていなかった4件の建物につきまして、物件調査を追加補正するというものでございます。

○稲垣委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午後11時55分

---

再開 午後0時57分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほどの佐藤委員からの御質問の中の公園管理委託業務に対する指名業者数の数でございますが、今回、補正で上げさせていただいております公園管理委託業務その1に対しては7社でございます。その2工事に対しても7社、その3工事が7社、その5工事は6社という形で定めさせていただいております。

以上です。

○佐藤委員

先ほど、土地の区画整理事業のところ、事業調査委託料、4件という形でしたけれども、ちょっと私、この仕組みがよくわかってないので大変恐縮ですけど、もうちょっとお聞かせください。

これは敷地というか、再開発ビルの地区面積が4,518平方メートルですよ。区画整理という形で、権利者が今、この資料を見ますと、22名という形ですけども、区画整理なので、もともとこの敷地のところにおった方たちが再開発ビルの区域の外に、地権者がもともとおった方たちで、換地を受けて外に出られた方、また入ってこられた方、そういうことがあるかと思うんですけども、その辺はどういう状況でしょうか。

○都市開発課長

おっしゃるとおり、地区内にとどまる方、あるいは地区外から入ってみえる方もいらっしゃいます。この地区内の物件が全て除却されないと建築

にかかれないわけですので、外に換地がある方については、そこに移転するための補償をさせていただき、再開発ビルに入られる方については、一旦外へ出ていただく必要がありますので、そういった補償を差し上げると、そういったことで進めております。

○佐藤委員

それぞれ件数はどうですか。

○都市開発課長

もともと地区内にありまして、再開発ビルに入居される方が、今ざっと数えますと、12件でございます。権利者数が22件でございますので、10件は外から入っていらっしゃる方というふうを考えます。

○佐藤委員

そこで、今回の区画整理事業の調査委託料という形で、4件ということが言われましたけれども、都市計画決定は平成24年度末にやったもので、ことは事業計画の作成、基本設計と、そのために資金計画とかいろいろありますけれども、そうした中において、今回のこの4件というのは、どういう形で、多分それは補償する中身だというふうに思うんですけど、ちょっとよくわからないので、その辺を教えてください。

○まちづくり課長

御質問の再開発ビルとの関連なんですけども、今、まちづくり課、再開発準備組合等が今年度、来年度で行う予定のものがビルの基本設計と資金計画、これは主体は準備組合でございます。

○佐藤委員

私の聞き方が悪いんですけど、要するに端的に言って、先ほど4件の事業調査委託料、4件分だということを行ったけれど、その辺の内容と、どういう関係の中でこの4件について、例えば、先ほどの説明の中では、地区内にとどまる方が22件あって、そのうち12件だと。そして、外から入ってくる方が10件だと。いずれにしても、地区内にとどまって、今、区画整理で換地を受けられた方たちはそういう形で出て行かれるわけだけでも、そして12件の方がそこへとどまる、権利者として

残ると。一旦、施工するに当たって出ないかんということと言われたもので、出る方が12件ということですよ。今回は4件ということと言われたもので、その辺の関係の中でどういう調査をし、この4件にはどういう対応をするのかということをお教えしてほしいんです。

○都市開発課長

4件のうち2件が外へ出られる方です。残りの2件が、再開発ビルの中に新しく居を構える方ということでございます。

補償の内容でございますが、換地先に移転される方については、そこに建築するための補償費ということでございます。再開発に参加される方につきましては、一旦、仮住居に入っていただく必要がございますので、その補償が、一般的な補償にプラスをされるということになります。

○佐藤委員

そうすると、今まで、例えば今回は4件ですけども、12件の方はそこへ残られるということですよ。残られて、その方たちも一遍外へ出ないかんということだと思えますよ。そうすると、そこに残られる方の2件についてはよろしいわけですけども、残りの方は、もう既に物件調査は終わったということなのか、そのことと、もう一つは、トータルで権利者が22件という形ですけども、実際に区画整理の区域外に出て行かれる、もともとその4,500平方メートル用に地権者が何人おって、外に出て行かれる方が何人おって、入ってくる方が10人だということはわかりましたけども、その辺の関係の中で、今回4件だということけれども、あぶれる方たちが当然、この数からいえばあるわけですので、その方たちの補償はもう既に終わっていることなのか、これからやるということなのか、その辺の関係をどうお聞きしているんです。

○都市開発課長

まず、物件調査が済んでいるかどうかということですけども、おおむね今回のもので完了するということでございます。まだ一部残るところもございます。

それから、出る方への交渉状況ということですが、一部入っておりますけれども、まだ大方が残っている、今後対応していくというものでございます。

○佐藤委員

そもそもの4,500平方メートルの中に、もともと地権者でおられる方は何件ですか。というのは、残る方は12件だということはわかるんです。入っている方も10件だということはわかるんです。トータルで22件あるということですけど、もともとはどういう状況かということの中で、どうした補償をされていくのかということの全体像がちょっとわからないものですから、そこを聞いています。

○都市開発課長

再開発区域内に現在何件あるか、ちょっと手元に資料がございません。取り急ぎそろえさせていただきます。

○佐藤委員

そうした形で、ほぼこの4件が終わると、大体片がつくと、若干残っているという御説明はありましたけれども、そうした中で、この平成26年、平成27年、平成26年が終われば、平成27年度から建築工事に入って、平成27年、平成28年という形で、平成29年には事業完了、それから組合の解散というような形ですけども、1階部分の、これを見ていると、事業化に向けてというところの84ページ、ちょっと違ったね。店舗を構えるにしても、鉄道高架下利用の中でどうなっていくかわからなくて、再開発ビルで店舗を構えるにしても、高架の下利用でどうなっていくかわからなくて、そこを見きわめた上で店舗をどうするかということ、競合するようなものであってもいいかということ、競合するようないかということ、競合するようないかということがたしかこの中に書いてあって、それはどんな見通しでね。当初は、1階部分、2階部分も店舗ということをおっしゃっていただけですけども、それが1階部分になって、さらに縮小されたのかな。その辺は平成25年度中に店舗の所有、運営方法等の決定等の中で決めていくことだろうと思うんですけど、どんな見通しでやられていますかね、これは。

○都市開発課長

まず、高架下について私のほうから回答させていただきます。

高架下の利用、我々はなるべくよいところ、駅の近くで使いたいということ、そういう希望があるわけですが、その位置の決定というものは、なかなか難しいお話でして、まずその協議ができる時期ですけれども、高架が全て完了する1年ほど前ぐらいしか鉄道事業者のほうで協議に応じてくれないような状況でございます、過去の地区を見ますと。ということですので、それでは余りにも遅過ぎますので、我々は何とか早くそういった協議の場に臨みたいということを考えております。したがって、まだ高架下のどこに何が入るのかというのは全く白紙でございます。

○佐藤委員

もらった冊子の49ページのところに、連続立体交差事業との関連調整事項ということで、駅の高架化による生み出される高架下の空間がどのように利用されるかによって、当地区の施設建築物の内容と競合する可能性があるということで書かれておるんですよね、49ページに。そうしてみると、こうは書かれているけれども、今、都市開発課長が言われたように、鉄道高架が平成35年完成ですので、その1年前ということ、平成34年にならないと鉄道高架下利用についての協議は名鉄とはできないということですので、そうすると、ここにこういうふうな形で書かれてはおるけれども、実際はこの考え方は不可能ということで、そうした中で店舗をどうしていくかという課題が今あると思うんですけども、その辺の見通しはどうか。

○まちづくり課長

再開発ビル内での商業床のことの回答をさせていただきます。

先ほど、繰り返しになりますけれども、ことし、来年2カ年で基本設計等をやっている中で考えていきます。そちらに書かれている書類というのは、多分、平成22年度の推進計画かと思われます。その平成22年度の推進計画に基づいた絵で、佐藤委員がおっしゃるような1階店舗、2階から駐車場、

それ以上がマンションというようなもので、都市計画決定をさせてもらいましたけれども、絵の決定ではございませんもので、用途的なものの都市計画決定でございます。まさに今から平成25年度で準備組合が発注なさる計画、これにて今回つくる建物の大枠が決まってくるので、商業床のあり方については、基本的な都市計画決定ではああいとお示しがしておりますけれども、今後、詰めて決定していくことでございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第52号について、挙手により採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第52号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○明石委員

それでは、1点だけお伺いします。

1款、1項、2目の67ページ、雨水維持管理費、

これが1,363万5,000円が下の段の長寿命化対策事業費のほうに移行していると思いますけども、これはどうした理由で移行したのですか。説明をお願いします。

○下水道課長

今回の長寿命化対策事、落合ポンプ場の件でございますが、これについては、当初、雨水維持管理として落合ポンプ場のほうの計上をしておりましたが、長寿命化対策事業ということで、国のほうから補助の認定をいただきまして、そうしたことによって、こちらの下水道建設費のほうへ計上したということでございます。

○明石委員

それはわかりますが、理解はできませんが、そういう説明は受けておまして、ということは、当初予定しておりました雨水維持管理費、これはもうやらないということになるわけですか。

○下水道課長

やらないというわけではございません。形が予算上、維持管理のほうの予算で落合ポンプ場の維持修繕工事だとか、そこら辺のことをやってもらったわけですけど、これを今回、もともと社会資本総合整備交付金の中で、5カ年計画の中で汚水の整備だとか、それから浸水対策、地震対策、長寿命化対策等のメニューがございまして、その中で平成23年9月には補正いただいて、維持修繕のほう、落合ポンプ場のほうをやらせてもらってあったわけです。それから、平成24年9月にも補正のほうをいただきまして、大分老朽化してきました落合ポンプ場の修繕のほうはさせていただいたわけでございますが、ずっとそれと並行で長寿命化計画のほうを国に申請はずっと行ってまして、ちょうど平成25年3月15日に承認をいただきましたもので、補助のほうで、補助金をいただきながら、厳しい財源でございますので、知立市の負担軽減という意味も込めまして、補助金のほうで対応していくという形で、こういう形をとらせていただきました。

○明石委員

当初予算でいきますと、1,363万5,000円は、も

ともとは当初予算で落合ポンプ場施設修繕工事費として計上されていたわけですよね。これが丸々マイナスで、同額が1,363万5,000円なくなったわけですから、じゃあ残りはゼロになっていると私は思ったんですけども、それでまだなくならないということは、これはどういうふうに考えればよろしいですか。

○下水道課長

維持管理費の中では、今、明石委員のおっしゃられる額、1,363万5,000円が減額しておるんですが、やっておる内容は、下にあります下水道建設費で、同じ内容といたらいかんのですけども、こちらへ移ったような形でございます。

○明石委員

では、内容は変わらないけども、呼び方、名称が変わったというふうに理解してよろしいですか。

○下水道課長

維持的な工事だとか、そういった件については、内容的には一緒なんですけども、長寿命化対策事業という、そういった社会資本整備の補助枠に対応するような事業の認可を得たものですから、そちらへ変えたものでございます。

○明石委員

ということであれば、最初から長寿命化対策事業費に充てておいて、1,363万5,000円を、この上の段の雨水維持管理費はゼロで計上する必要はなかったのではないかなと思うんですけども、それは最初からできなかったわけですか。ちょっとわかりにくいんですが。

○下水道課長

この維持管理費の中には、雨水整備だとか汚水整備、いろんなものが含まれておまして、その中の総額の中から落合ポンプ場のところについての減額をさせていただいたということでございます。

○明石委員

そうじゃなくて、最初から長寿命化対策事業費の中に今回上げている雨水施設長寿命化対策工事費が上げられなかったかということなんですけれども、なぜ上げられなかったかということなんですけど

れども。

○下水道課長

当初予算の段階では、まだちょっと国のほうの協議のほうが進行中でありまして、ちょっとはつきりしなかった部分がありまして、当初予算では計上はしておりませんが、工事的にはしておったんですが、長寿命化としては上げていなかったということでございます。

○明石委員

この社会資本総合交付金2億5,000万円が、当初承認されるかされないかわからなかったということですが、これは先ほども一般のほうで出てきました、例えば土木費の道路橋梁費、国庫支出金400万円が減額になってますよね。最初から社会資本の交付金があるがなかろうが、仮に承認されないとしても、ここであげておいて、減額されようが認められようが、あげるということは可能ではなかったわけですか。

○下水道課長

あくまでも長寿命化対策事業として、ちょっとまだ認められなかったということで、従来、落合ポンプ場については、単独事業のほうで維持管理費の中で維持修繕をしておったわけですが、そういうことであげておりませんでした。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○佐藤委員

まず、減額された落合ポンプ場の実績委託料、それから落合ポンプ場の修繕工事費、この内容は落合ポンプ場については老朽化が激しいということは、この間、議論されてきたとおりでありまして、その点で今回の修繕工事の内容について、まずお知らせください。減額になってるけどね。

○下水道課長

御質問の工事の内容でございます。

実施設計委託料の290万円の内容でございますが、これについては、受水槽というものがあつて、それと空気圧縮槽というものが3基ございます。その更新の委託と工事でございます。

○佐藤委員

ちょっとよくわかりませんが、くみ上げた水を一旦受けるのかな、受水槽というものは。それから、空気圧縮ですので、それを空気を圧縮してポンプで、あそこは水干川というか、川のところからあふれてきたやつを逢妻川のほうに送り出すわけだ。そうすると、それはある意味、メインの落合ポンプ場、いろいろありますけれども、メインのところなのかどうかわかりませんが、そういう工事を予定しておったというわけですね、それはわかりました。

それで、先ほど社会資本整備総合交付金というようなことも言われてましたが、その後、明石委員との質疑の中で、市が単独で維持修繕をやってきたということで、社会資本整備総合交付金の対象ではなかった単独事業ということで今までやられてきたということですか。その辺ちょっと。

○下水道課長

先ほどちょっと申しましたのは、まだ単独事業のときに、平成23年9月の補正でさせていただいて、エンジンの始動、動力部分の修繕をさせていただいたことがありまして、それから平成24年9月にも非常電源の蓄電池等の劣化の更新工事をさせていただいておったわけですが、それと並行で長寿命化対策ということで、国のほうに補助金をいただくということで申請を上げておりまして、やっと御承認いただきまして、急遽こういってことで、いつも補正で御迷惑ばかりかけちゃいかんもんですから、補助金のほうで対応したいということで変えさせていただきました。

○佐藤委員

今までは、これは社会資本整備総合交付金もつかない、いわゆる市単でこの事業をやっていたということですよ。そこを一遍確認します。その上で、それでは市の持ち出しが多いということで、今、長寿命化ということがいろんな分野で取り組まれて、長寿命化計画ということで認められれば国の補助金が出るということですが、これはそういうことでいいと思うんですけど、補助率はどれぐらいですか。

○下水道課長



補助率は2分の1でございます。

○佐藤委員

補助率は2分の1という形で、目が変わるわけですが、同じ事業を長寿命化対応ということで、国の補助金を2分の1いただいて、この事業をやるということですね。この間、先ほど下水道課長のほうがエンジンだとか、その他修繕を積み重ねてきたということですが、落合ポンプ場は今回、1,300万円余で工事をやるわけですが、落合ポンプ場のどういう設備で構成されているか、私はわかりませんが、まだまだこれを実施したとしても、残っている部分について修繕が必要なかどうか、その辺の見通しと、老朽化が進んできて、今後、修繕しなければならないというものはどういうものがあって、概算でどのぐらいの予算が要るものなのか。今回、長寿命化ということで認められたということは、今後の修繕というか、工事をやるに当たっても長寿命化の対象になっていくんだろうということですね。今回を除いて、これから見通せる維持修繕というか、工事の内容及び工事額の概算はどれぐらいかと。そうすると、その2分の1が長寿命化で認められれば、市負担がどれだけ減るかということがわかるので、その辺ちょっとお知らせください。

○下水道課長

この長寿命化計画は、落合ポンプ場の長寿命化計画でございます。平成25年から平成29年で、5カ年の計画でございまして、主に機械設備、それから電気設備の改築更新、そういう内容でございます。落合ポンプ場も築造して31年がたちまして、基本的に機械電気は20年が耐用年数でございますので、対応していくということでございます。

概算でございますが、平成29年度まで、合計しますと、ちょっと計算しますので済みません。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時32分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

大変申しわけございませんでした。

平成25年から平成29年までで、今の試算でございますが、2億8,000万円の予定でございます。これは総事業費でございます。

○佐藤委員

そうすると、総事業費が2億8,000万円ということは、2分の1補助ということが担保されれば、市負担は1億4,000万円と、こういうことだということがわかりました。

それで、長寿命化ということで、ちょっと私も全然調べてなくて聞いて大変恐縮ですが、先ほど施設がつくられてから31年ということで、今回こうした形で、今までの修繕と、そして長寿命化という形でやられると、これはどのぐらい延寿命が延びるんですかね。

○下水道課長

今の機械、電気、20年耐用としまして、約10年の長寿命化を図り、約2倍まで使用できるという計画でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第54号について、挙手により採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛

成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第54号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号 平成24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○明石委員

それでは、8款、1項、1目の土木費、土木管理費、主要成果報告書の96ページの放置自動車保管場所整備工事179万8,650円、この場所と何台分ぐらいのスペースの工事が、まずお示してください。

○土木課長

場所は、いろいろ転々してきているわけですが、東栄町の名鉄三河線と旧引き込み線との間の知立市の普通財産で所有していた土地でございます。

台数的には、ちょっと形状的にはすごく変形な状態になってますので、何台収容可能かということまでは、配置計画まではしていないんですけど、およそ三、四十台は保管することが可能かなというふうに思います。

○明石委員

これをやって、平成24年度、何台の車がここに運ばれてきたんでしょうか。

○土木課長

平成23年度までは5台ぐらい保管しておりましたけど、処分いたしまして、平成24年度はゼロでございます。

○明石委員

平成23年、平成24年はゼロと5台だということですが、ということは、これだけの工事費をかけておきながら、持ち主の引き取りがなかったということになるんでしょうか。

○土木課長

これは平成16年からずっと進めておるんですけ

ど、毎年大体10台から15台ぐらい保管しておりました。所有者が判明しないものについては、判定委員会にかけて、3カ月後に処分しておりました。それがずっと平成23年まで続いておりましたけど、たまたま平成24年度は放置自動車が、平成23年度から少なくなってきておって、平成24年度は放置自動車がゼロだったという状況でございます。

所有者が判明すれば、所有者に引き取りに来ていただきますけど、所有者が判明しないものについては3カ月後に処分するという、そういう形になっておまして、現在はゼロでございます。

○明石委員

1点だけ。所有者が判明した実績はないということになるんじゃないですか。

○土木課長

所有者の判明した実績はございます。

○明石委員

何年に何台ですか。

○土木課長

ちょっと今、その実績表を持参しておりませんので、後ほど。

○明石委員

多分、台数的には少ないと思うんですけども、平成23年度でいえば、処分という、要するにこれはスクラップというふうに私は思うんですが、それかどこかの中古車屋に売却するのか、これはどういうふうに考えればよろしいですか。

○土木課長

処分する場合は、廃棄物処理業者と契約を結んでおりますので、そちらのほうで処分をさせていただいております。

○明石委員

ちょっと私は判断できませんが、この179万8,000円をかけて、これだけの工事をやっておきながら、なぜ廃棄処分もしくは業者に渡すようなことをする車両にこれだけの価値を持った工事をしなければならぬかというのがちょっと私は理解できないんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○土木課長

まず、放置自動車の手順でございます。

放置自動車の通報だとか道路パトロール等で発見します。そうすると、放置自動車であるか否かということで、タイヤの位置にチョークをさしていただいて、移動がないものについては、放置自動車だろうということで警告書、注意札ですかね、そういったものを貼付させていただきます。2週間経過後にある程度、まだ移動がない場合は、それからまた2週間の間に所有者等の盗難があるかないか、警察等に協議とか、そういった連絡調整を2週間させていただきます。そういったことで、まだそれで動いていないものについては、所有者がわかるかわからないかは別として、とりあえず保管場所に移動させていただきます。そして、その間にまた所有者が判明した場合は、その所有者に連絡して、保管料と引きかえに自動車を引き取っていただきます。なおかつ2週間の間にまたそういったものがない場合は、判定委員会にかけまして、廃棄物であるか否かという中で、廃棄物認定をした場合、そこで処分するということとなります。トータル的には、所有者が判明する場合にはつきましては、約56日間、8週間かかります。所有者が判明しなくて、また交通に支障があつて緊急を要する場合は、今、最短で28日間で保管場所まで移動して、それからいろんな所有者とか調べたり、警察等と連絡をとったりした中でやる場合もございます。ですから、移動した中で所有者が判明する分については、保管場所から所有者にお返ししまして、所有者が判明しない、犯罪も利用されていないという状況が明らかになれば、それを判定委員会にかけまして、3カ月後に、なおかつ所有者があらわれない場合に廃棄物処分、処理業者に処分していただく、そういう形になりますので、保管場所に移動した時点では、まだ所有者が判明する場合がございますので、その辺は、一応所有者があつた場合に困るものですから、大切に保管するという意味合いで、そういった保管場所が必要だということでございます。

○明石委員

そこまではわかるんですが、少ない台数でこれ

だけの179万円余というお金をかけるわけですが、持ち主があらわれた場合は、運搬費だとか、保管費とか、そういうものは請求はされているんでしょうか。

○土木課長

台数なんですけど、たまたまちょっと、前は不燃物処理場ですとか、旧三河知立の跡地だとか、いろんなところの知立市のあいている土地といったらあれですけど、使えそうな土地を転々としていて、いろんな事情で場所が変わっておるわけですけど、最終的に不燃物処理場からこちらへ来るときに、放置自動車の保管場所として適当なところはないのかということで、いろいろ探してはあったんですけど、つまるところなくて、最終的に現在のところしかない状況で、実際には15台ぐらい入れればよかったですけど、面積的には結構広い土地があつたものですから、その土地を活用させていただくことになりました。ですから、30台、40台入りますけど、そういった土地を求めてじゃなくて、現在の土地をそういったところに活用しようというところで、たまたま長細い土地ですので、線路沿いに囲いを設けるということで、ちょっと多額な費用を費やしたところでございます。

それと、費用ですけど、保管場所に持ち込んで、所有者が判明した場合、引き取っていただく場合は、現地から保管場所へ移動した費用につきましては、所有者負担ということで徴収しております。

○明石委員

保管期間中の費用はどうですか。移動したりする費用。

○土木課長

期間中の費用はいただいておりませんが、移動の費用をいただいております。

○明石委員

普通のと看、例えば市道に置きますと駐車違反を張られまして、そこからどこかの駐車場にレッカー車で持っていかれて、そこまで持ち主が取りに行くと、運搬費とか保管場所の場合、普通の駐車違反の場合はお金とられますよね。こういった10台、15台の車がほとんど持ち主が取りに来ない

というのは、どちらかというと、私は要らない車をほかっておけば、知立市が処分してくれるかという確信犯ではないかなと思うんですけど、そういう車にこれだけの税金を投入するのは、ちょっと私は問題があるんじゃないかなと思うんですけども、これは市が引き取るんじゃなくて、警察の中に駐車違反として引き取ってもらえるとかというような方法はとれないものですか。

○土木課長

まず、保管の費用ですけど、自転車等につきましては、駅前駐車場のところに屋根つきで保管させていただいて、それも保管料をいただいておりますけど、東栄の保管場所につきましては屋根もございませんし、露地で、今の条例上は移動保管料ということで移動費をいただいておりますという状況でございます。

それと、警察の件ですけど、警察のほうといたしましては、駐車禁止場所でない場合の駐車違反というのが非常に難しいらしくて、放置自動車だろうということで警察から市のほうに手続に入ってもらいたいという依頼を、逆に警察のほうからいただくような状況でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○久田委員

1点だけ、手短によるしく願います。

主要成果報告書を見させていただきまして、公園緑地費というところで1億8,530万1,000円、102ページですけども、前年比で14.7%ということで、若干落ちておるといふうに感じたけれども、予算をつけていただいて、よく仕事をやっていただいたというのが率直な感じであります。

それで、決算書の175ページで、公園緑地費の15節の工事請負費で7,793万6,250円という支払い済み額がありまして、ここで繰越明許費が5,450万円というふうになっておりまして、これは当初予算のほうで、公園施設改修工事ということで、2,621万2,000円が計上されておるといふのは予算書と決算書のほうで確認をしてまいりました。それで、この公園緑地費の工事請負費1億3,307万

5,000円という今言った、それと支払い済みが7,793万6,250円に対して、先ほど申しましたように、翌年度繰越額が5,450万円となっておりますけれども、ここら辺の繰り越しの内容をもう少し丁寧に御説明願いたいというふうに思います。

○都市計画課長

繰越額の5,450万円の内訳でございます。

これは、公園改修工事として茶野ふれあい広場、新池公園のトイレの設置工事と長寿命化工事による御林公園、東栄公園、牛田公園の3公園のリニューアル工事を予定しております。

○久田委員

よくわかりました。茶野ふれあい広場と、新池公園と、御林公園と東栄公園と牛田公園、三つの公園のリニューアル工事というような説明がありましたけれども、当初予算のところ、公園施設改修工事費2,621万2,000円と計上されておりますけれども、この中に茶野ふれあい広場のトイレの関係の工事費が入っておるといふうんですが、この茶野ふれあい広場の工事費は幾らぐらいかかっているでしょうか、お教え願いたいと思います。

○都市計画課長

茶野ふれあい広場の平成24年度の繰越工事、平成25年度で契約させていただいておりますけど、申しわけございません、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど御説明させていただきます。

○久田委員

工事費は、この2,621万2,000円の中に含まれるとは思いますが、現在どんなような工事をやっているのか、そこら辺をちょっとお教え願いたいと思いますが。

○都市計画課長

現在、行っている茶野ふれあい広場の工事でございます。これは、トイレの新設と園路の整備、照明灯の設置でございます。トイレは、ユニバーサルデザインに基づいた形で、快適に誰でもが使用できるという多目的トイレとさせていただいております。また、園路につきましても、同じようにユニバーサルデザインに基づいた形で、段差

のないスロープで対応させていただいております。

また、工事の現在の状況といたしましては、10月4日ごろまでに工事のほうを完了させていただきまして、町内会からの申し出がございますイベントには間に合うような形で工事のほうは進めさせていただいております。

○久田委員

10月4日ぐらいが完了予定というふうに考えてよろしいですか。

○都市計画課長

10月4日を予定させていただいております。

○久田委員

新林のお祭りが10月20日ぐらいに、もち投げがあるということを聞いておりますので、これにはぜひ使えるように整備を急いでいただきたいと、こんなふうに思っております。

それと、茶野ふれあい広場は入り口が南側に一つしかないんですけど、昔この公園をつくるときに、北側にも一つ、つくったほうがいいなというようなことを私、お聞きしておったんですが、そこら辺、今後そんなような予定というか、そういう使い勝手がいいように改修していこうという、そんな予定はないでしょうか。あるいは、そういう予定を入れていただけるようなことはできないでしょうか。

○都市計画課長

久田委員の申されるのは、現在、茶野ふれあい広場は牛田西中線から南からの入り口が1カ所ということでございます。この公園設置当時、当初計画といたしましては、北林地区の北側の道路の農地のほうを買収しまして、そちら側にも当初は入り口を設けるような構想があったというふうに聞いております。ただ、その構想に関しましては、やはり財政的な面もございまして、用地買収に至らなかったという形で、現在の南側からの一つの入り口となっているというふうに聞いております。ただ、久田委員が申されるような形の北林地区の住民の方の利用が非常に多いということで、現在の農地の買収というのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、そのほかの赤道、そういったものを

利用した形の中で、地区からの要望がございましたら、またその辺は検討はさせていただきたいと思いますが、現段階では、入り口を新規に設けるという計画は今のところございません。

○久田委員

わかりました。買収して北のほうの入り口をつくるという、そういう話があったということはよくわかりました。

それで、茶野ふれあい広場は、牛西線を通って北のほうに入っていくんですけど、この公園は恐らく新林町茶野と新林町北林の地名になった公園だというふうに私は理解しておって、茶野の住民の方は非常に牛西線から非常に簡単に入っていくんですけども、北林の方も結構御利用になってみえて、北林の方は市道11号線というのが南北にありまして、その11号線を通って南側から入っていくというふうで、非常にこの公園はラジオ体操にも使わせていただいて、なおかつ児童が授業が終わると、放課後にここでお母さん方と一緒に遊んでおるといふことで、入り口が非常に使い勝手が悪いという、そういう声も聞いておまして、北側に市道11号線と平行して西側に赤道があるんですけど、この赤道を若干使って、市民の方の農地の中を走って北からこの公園に入っていくという、そういう今、状況なんですね。農地の所有者の方が、その赤道と公園の北側の入り口のところの農地を持っている地主さんが、寄附をしてもいいから、一つここに入り口を正式につくっていただきたいと、こんなような要望があるんですが、そこら辺、どのようにお考えでしょう。

○都市計画課長

申しわけございません。市道名で、先ほど、私、牛田西中線と言いましたけども、市道名で牛田町西中線の誤りでございました。申しわけございません。

それで、今、久田委員からの御質問でございまして、田んぼの所有者の方の御協力でも、市のほうへ提供していただけるということでございまして、私どもといたしましては、やはりそういった形で皆様から、また地域の皆様からの要望等

がございましたら、やはり今の寄附ないし御提供いただける方、あるいは地区の住民のやはり御理解を得るのが必要かと思しますので、そちらのほうも含めた形の中で、市の財政面も考慮して検討させていただきたいと思います。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時01分

---

再開 午後2時10分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

先ほど、補正の中でお問い合わせのありました再開発区域内の全戸数ということでございます。ここでは、戸数でもって回答させていただきますのでよろしくお願いたします。

もともとここにあって、さらに再開発に参加される方が10戸でございます。この再開発区域の中から外へ出られる方が8戸ということで、この区域の中には、全体で18戸の物件があるということでございます。

以上でございます。

○都市計画課長

先ほどの久田委員からの茶野ふれあい広場の契約額でございます。

契約額といたしましては、1,275万7,500円でございます。ちなみに、請負業者は有限会社伯栄でございます。

○久田委員

ありがとうございました。

何か公園は非常に難しく、都市公園だとか、近隣公園だとか、街区公園というふうにいるいろいろあって、茶野ふれあい広場は公園じゃないような気がするんですが、茶野ふれあい広場は何公園になるんですか。

茶野ふれあい広場、名前はふれあい広場というふうに、公園という形にはなってはいませんが、知立市の位置づけといたしましては、都市公園として位置づけています。

○久田委員

知立市には、ちなみに都市公園は幾つぐらいあるんですか。

○都市計画課長

知立市内、現在、公園と緑地をあわせた形で、総数といたしましては123カ所ございますが、そのうち都市公園として位置づけているのは68公園でございます。そのほかは、緑地43カ所で、児童遊園等が12カ所でございます。

○久田委員

ちなみに、近隣公園と街区公園、こちらの違いをお教え願いたいと思います。

○都市計画課長

近隣公園、街区公園というのは、都市公園の中の分けという形になります。近隣公園というものは、1カ所当たり公園面積が約2ヘクタール程度、これが標準でございます。その公園に対して、おおむね500メートル範囲内の住民の方が利用される公園というものを近隣公園としております。ちなみに、知立市内の今定めております近隣公園というのは、草刈公園、新地公園、上重原公園、昭和6号公園がこの近隣公園として位置づけさせていただいております。

また、街区公園といたしましては、公園の1カ所当たりの面積が0.25ヘクタール、これもあくまで標準としていただきますが、この公園に対して、約250メートルの範囲の方が利用される公園として位置づけさせていただいております。

ふれあい広場に関しましては、この都市公園の中の街区公園に当たるというふうに考えております。

以上です。

○久田委員

ふれあい広場は街区公園というふうでよろしいですね。そうすると、新林には東新切公園と立野公園があるんですが、これも街区公園というふうに理解してよろしいですか。

○都市計画課長

街区公園で結構です。

○久田委員

新林に三つ公園があって、南小学校区は、谷田町には本林公園だとか、谷田公園だとか、西ノ割公園、それから西中町へ行くと天神公園だとか、跡落公園、こちら辺にたくさん公園があるんですが、ちなみに新林町の立野公園だとか東新切公園、こちら辺にいろいろ手を加えておられてきたと思うんですが、今まで手を加えてきたことと、それから今後の予定、そこら辺がわかったら、お教え願いたいと思います。

○都市計画課長

全てという形ではございませんけども、重立った内容で申しますと、立野公園は公園設置してから、平成9年にトイレ、水飲み場とか照明灯を設置させていただいております。平成22年には一部遊具の更新をさせていただいております。

また、東新切公園につきましては、平成21年にトイレの建てかえをさせていただいております。そのトイレの建てかえに合わせて、一部遊具の更新もさせていただいております。

あと、欠藪公園については、平成23年度に照明灯を設置させていただいております。

新林、谷田地区での今後の公園の整備の予定でございますが、長寿命化計画というものを今、定めておりますので、その中で遊具とかそういったもののライフコスト削減のために更新をしていくという形の意味で、計画性を持った形でこの中の地区の公園も整備のほうをさせていただきたいというふうに思っております。申しわけございません、まだ具体的な計画としては上がっておりませんので、よろしく願いたします。

○久田委員

最後に、南小学校区ということで、西中町の跡落公園と天神公園、それから谷田の本林公園、西ノ割公園、谷田公園、こちら辺の整備状況と今後の方針、わかりましたら、お教え願って、私の質問を終わります。

○都市計画課長

今までの整備状況でございますけども、跡落公園について、平成19年に時計を設置させていただいております。平成23年には、フェンスを一部改

修させていただいております。

あと、谷田公園については、平成21年にトイレのほうを改修させていただいております。

本林公園につきましては、平成11年ですけれども、時計を設置させていただいております。天神公園につきましても、平成11年に時計を設置させていただいております。

そして、あと今後の計画といたしましては、先ほども御説明させていただきましたけども、新規にトイレを設置という部分においては、この地区においてはちょっとトイレ計画はございませんけども、先ほど言いました遊具等の修繕、そういったものに関しては、もう少し検討させていただいた状況を判断した中で、順次進めさせていただきますのでよろしく願いたします。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○田中新委員

それでは、成果報告書の102ページをお願いいたします。中ほどでございます。公園緑地費の中の中ほどの緑化関係でございますけど、こちらにあいち森と緑づくり事業費補助金を活用しと書いてございますけど、この事業費の補助金というのは、これは愛知県から支出される、負担される補助金なんですか。

○都市計画課長

これは、県補助でございます。

○田中 新委員

それで、お伺いしたいところは、知立市平成24年度に、緑の募金を皆様方をお願いをいたしまして、148万3,387円の募金があったとホームページに掲載をされてございました。それで、この使途につきましてお伺いをしたいと思います。願いたします。

○都市計画課長

今回、広報で出させていただいたのは、平成25年度の募金の額かと思っております。平成25年度、まだ実施してはおりませんが、使途といたしましては、あくまでもこれは現在まだ予定でございますが、昨年度と同様に、スイセンの球根の配布を

予定しております。それと、花と緑のカレンダー、これも配布させていただき予定をしております。あと、植樹・植栽の関係といたしましては、知立神社の花しょうぶ、そちらのほうの池に少し補植ということで、花しょうぶを配布していきたいということを思っております。

あと1点、明治用水緑道ですね、池がございませぬけども、そういった池のところで、現在、かきつばたが植えてありますけども、大分還元で本数が少なくなっております。ということで、そちらのほうにもかきつばたを購入して、そちらのほうにも補植をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中新委員

よくわかりました。

それで、例えば緑化推進協議会の議事録を拝見いたしますと、知立市のそのようなボランティアをやってみえる団体のところに、今言われました草木の申し入れがあれば、それらを配布するというような記載もございますけど、それはたくさんの草木等の依頼があった場合には、どちらのほうで配分といいますか、決められるのでしょうか。

○都市計画課長

申しわけございません、草木の配布につきましては、今年度、あいち森と緑の分で、先ほど言いましたスイセンの球根ですね、こちらのほうは一応一般市民の方に、やはり緑の募金という形で御協力させていただいておりますので、ある程度、特定の団体ということではなくて、やはり公共施設の窓口において幅広く市民の方に還元させていただきたいというふうには今のところは考えております。

○田中新委員

ちなみに、その公共の施設窓口というのは、現時点はどの窓口なのでしょう。

○都市計画課長

平成24年度の実績といたしましては、まず市役所と図書館、済みません、ちょっとお時間いただけますか。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時25分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

済みません、市役所の窓口といたしましては、都市計画課のほうでさせていただいております。

あと、公共施設といたしましては、先ほど言いました、市役所、図書館、公民館でございます。

○田中新委員

どうもありがとうございました。

それで、お聞きしたいのは、募金は知立市の一般会計に入るのか、それともスルーで協力団体等に行くのか。もし入るのであれば、雑入に入るのか、どこに入金されるのでしょうか。

○都市計画課長

この緑の募金活動というのは、緑化推進協議会という団体の中で進めている事業でございます、この知立市の一般財源のほうでは入っておりません。

○田中新委員

そうしますと、この緑の募金の募金額は、全て緑化推進協議会のほうの運用の中で収入・支出で、あと都市整備部のほうでそれは管理されているということでしょうか。

○都市計画課長

そういう形で結構でございます。

○田中 新委員

協議会なるものというのは、有形・無形の赤の協議会であって、団体なんですか。会計管理まで全てしている団体なんですか。

○都市計画課長

協議会は、一応お金も全て管理する団体という形になっておりまして、事務局として市役所の都市計画課が事務局として対応しているという形でございます。

○田中新委員



ちょっとわからなくなってきたんですけど、そうしますと、現実よろしいんですけど、平成25年度の知立市緑化推進協議会の予算書というのも全部あるわけですか、平成25年度に限れば。

○都市計画課長

推進協議会のほうで全て決算報告をさせていた  
だいておりまして、平成24年度の決算も出ており  
ます。

○田中新委員

では、この推進協議会の主な原資というのは何  
になるんですか。

○都市計画課長

推進協議会の原資というのは、あくまでも募金  
でございます。

○田中新委員

そうしますと、例えば平成24年の募金額が148  
万3,387円で、この148万3,387円の中で1年間の  
運営管理をしていく、必ずそれはもう赤は出さな  
いという、繰越があればの話なんですけど、赤と  
いうのはないわけですね。

○都市計画課長

運営の中でさせていただいておりまして、赤字  
になるようなことはございません。逆に繰越のほ  
うが発生しております。

○田中新委員

それで、1点、最後でございますけど、この募  
金の使い道といたしまして、平成23年度八橋かき  
つばた園に苗を支給しましたということで、この  
緑の募金の主体的な活動というのは緑地の保全と  
いう、やはり大きな項目にあると思うんですよ。  
それは確かに草木を植えて、まちの中に花をたく  
さんふやそうという趣旨は結構なんですけど、あ  
くまでも国交省なり県が各市町村において緑をふ  
やそう、大きな樹木をふやそうという趣旨の行事、  
行動だと思いますけど、そこで失礼ですけど、か  
きつばた・花しょうぶにその趣旨から外れた補助  
をするというのはいかがなものかということでお  
伺いします。

○都市計画課長

かきつばたとか花しょうぶが趣旨から外れては

いないかという御質問ですけども、私どもといた  
しましては、緑の募金ということで緑化推進、花  
も含めた形の中での推進事業ということで、そう  
いった整備に関しても、緑の募金の趣旨にはそん  
なにたがわっていないんじゃないのかなというふ  
うには考えてやっております。

○田中新委員

最後になりますけど、それでホームページのト  
ップのところ、この募金につきましては、東日  
本大震災地域の森林整備、緑化等にも支援いたし  
ますという結びになっていますけど、ちなみに、  
この地域に、失礼ですけど、いかほどの募金送金  
をされたのか、お教えいただきたいと思えます。

○都市計画課長

申しわけございません、東北の震災、そちらの  
ほうへの援助の募金という形の金額につきまして  
は、これは緑化推進協議会、県のほうに大もとが  
ございまして、そちらのほうで対応をしております。  
というのは、最初にちょっと御説明をしな  
くしてはいけなかったもので、申しわけございませ  
んが、緑の募金の額でございますが、これは皆様に御寄  
附いただいた緑の募金の総額、それをまず一度、  
緑化推進協議会の本部のほうに送金しまして、そ  
れに対して人口割で1世帯当たり幾らの支出をし  
ているかということで、逆にこれだけを知立市に  
還元しますという交付率がございまして。そうい  
った形で、そこの中で、知立市の場合ですと、交付  
率は約68%でございますけども、その68%で、先  
ほど言いましたようなスイセンの球根とか、そう  
いった事業を行わせていただいております。今  
言われた東北への募金とか、そういったものに関  
しては、そこの差し引かれる前の納めた形の中  
で、協会のほうがそこの部分から何%かをそうい  
った援助の募金にというふうに戻しているという形  
でございますので、実際、私どものほうといたしま  
して、そこの募金の援助額に関しては、申しわけ  
ございませんけども、つかんではおりません。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○高木委員

主要成果報告書92ページ、明治用水土地改良区の負担金についてお伺いいたします。

これですけれども、当初予算のところでは、などとなっておりますね。今回、本会議のときにも説明があったと思うんですけども、などとなっておりますけれども、これはどの部分が入っているか教えてください。

○土木課長

92ページの明治用水土地改良区負担金ほかということになっております。この内容につきましては、主なものといたしましては、水源涵養林負担金、それから環境用水対策負担金、それからパイプライン協議会負担金、このようなものが主なものがございます。

○高木委員

平成24年度の当初予算では、明治用水の改良区負担金の主たるものが水源の涵養林の負担金ということなんですけど、これは、この部分だけの決算額はどれぐらいだったんでしょうか。

○土木課長

水源涵養林に限りましては、141万9,000円でございます。

○高木委員

明治用水の土地改良区の負担金のみの総額というのは幾らになっているんでしょうか。

○土木課長

470万580円でございます。

○高木委員

当初予算から見ますと、明治用水土地改良負担金が約120万円ぐらい少なくなってるんですけども、これは要は、この明治用水の水を余り使わなかったというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○土木課長

実績に応じて負担金を支出しておりますので、当初予算ベースと精算ベースとでは金額が違ってきておりますので、その差額でございます。

○高木委員

こんな質問をしてはいけないかもわかりませんが、明治用水のお水というのは、主に田んぼの水

のような気がしておりますので、田んぼもだんだんと減ってきましたけれども、何かほかにはこのお水というのは使われているのでしょうか。

○土木課長

明治用水の水に関しましては、矢作川から取水して、5,700ヘクタールぐらい受益の農地がございます。ほとんどがそういった農地への受益ということでございます。ただ、活水器等もございまして、その一部につきましては工業用水と上水道、そういったところにも活用されていると伺っております。

○高木委員

この近くにも流れておりまして、きれいな水だとは思いますが、これからの管理というんですかね、どんなふうに考えていかれるというか、中学校の裏を流れているのも明治用水の水なんですか。

○土木課長

管理の方法につきましては、明治用水土地改良区が水源土地改良区として管理運営をしております。水源涵養ですとか、関係用水ですとか、受益市町に還元していただける相応の分を受益面積割ぐらいで、それぞれの相応の負担をさせていただいているということでございます。

あと、明治用水西井筋という路線につきましては、西井筋緑道の下に800から1,200ぐらいの農水管が入っておりますけど、それは本流から分離して、西井筋、中井筋、東井筋というふうで分離している一部でございます。刈谷市までつながっております。

○高木委員

たくさん水が流れているということで、知立市はとても立地条件としてはありがたいなというふうに思うんですけども、今お聞きして、この水が、水源涵養林というのが5カ所にあり、遠くは長野県にまであるということを勉強しまして、本当にすごいな、昔の人はというふうに思っております。

次に、97ページの2項、2目の道路維持費のところでは道路管理費、街路樹管理委託ということで、

2,205万円が上がっている、ちょうど真ん中辺ですね。ここを市内6区画に分けてありますよということで説明を受けたんですけども、この内容をお聞かせください。

○土木課長

街路樹の管理委託でございます。

高木が約2,000本近くございます。低木、中木、それから地被類とかいろいろございます。街路に植えられているそういった樹木の管理をさせていただいております。内容といたしましては、高木、低木の剪定と消毒、それから除草、清掃、かん水、そういった内容が主なものでございます。

○高木委員

ことしですけども、7月4日だったと思うんですけども、南陽通り、昭和団地のバス停の近くが剪定をされましたけども、これは知立市が依頼されたのでしょうか。

○土木課長

南陽通りの樹木の剪定につきましては、私のほうで委託しておる業者が剪定をいたしております。

○高木委員

そういう意味ではなくて、7月の暑い真夏を待つときに木を切ったら、枝を払ったらということで、知立市が指導されたかということをお聞きしたかったんです。

○土木課長

剪定につきましては、私のほうで委託しております。夏季剪定ということで6月中旬から7月下旬、冬季剪定ということで10月中旬から10月下旬、そういった形で2回の剪定を依頼しております。

○高木委員

高齢者が多い団地内です。この決算報告の中にもありますけれども、ミニバスのベンチがことは8カ所に設置されましたよということを書かれていますけども、ちょっと飛ぶんですけども、ミニバスのベンチは、どういう目的で設置されたのでしょうか。

○まちづくり課長

利用者への御配慮でございます。

○高木委員

7月4日に街路樹の剪定がもう本当にされまして、ベンチが熱くなったという、そのような利用者というか、市民の方からの声はありませんでしたでしょうか。

○まちづくり課長

今のところだけではございませんが、暑い中、バスを待っているのにそういった施設があったらいいなという声はいただいております。

○高木委員

私、ちょうどこの剪定のときに、当日に来まして、市役所のほうで、土木のほうじゃなくて、ミニバスのほうのまちづくりのほうにお願いに行つて、何とかバス停のところの木だけでも残らないかと、日陰が全然なくなってしまうんだということでお願いしたら、これは何ともならないということで、ああ、そうですかというふうに聞いたものですから、市民に優しい福祉バスということで、何とか来年度から剪定期間というのを、ベンチにかかる木の剪定に対して、何かちょっと配慮はいただけないでしょうか。

○土木課長

樹木の剪定につきましては、目的が日陰をつくるかそういう目的ではなくて、春先で大きくなってくると、成長して標識が見えなくなるだとか、それからまた台風シーズンを迎えるに当たって、木が生い茂っていると、やっぱり根の張り方が余りよくないもので、倒木とか危険な状態になってしまう、そういったことから夏季剪定を行っているものでございまして、そういった趣旨からいくと、剪定をしていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○高木委員

千葉県松戸市、さいたま県久喜市、それから街路樹を管理している条例が長崎市、大分市、横浜市などがあります。どんなふう剪定をしていったら市民のためになるのかな、今のお話で台風にもいい、しかし日陰にもなるというような剪定方法を何とか業者と話し合いということはできませんでしょうか。

○土木課長

非常に難しい問題で、もう一つ、建築限界というのがありまして、一定の範囲を逸脱して枝が出ていると、それに車が当たったり、歩行者に当たったりということで、事故を誘引するということが難しいところがあります。今言われるのはよくわかるんですけど、交通安全とそういった潤いですか、そういったものとの天びんになっていっちゃうのかなと思うんですけど。それと、樹木の育て方から決めていかなきゃいけないのかな。もう少しほどが大きくて、無剪定方式で植樹を生かして、下の低い、建築限界を侵すようなところだけ剪定をして、あとは伸び放題伸ばしても、台風が来ても倒れないよという、そういうようなやり方をやっているところもあるみたいですけど、知立市の場合、歩道が狭くて、根が余り張れないような状況で、台風が来るとやっぱり葉っぱが生い茂ると、どうしても倒木、危険という状況になりますので、なかなか難しいのかなと思います。

○高木委員

次に、100ページが一番下になりますけれども、先年度は書かれておりませんで、ミニバスの運行の協定額を載せていただきまして、とてもこの表が理解しやすくなりまして、ありがとうございます。

次に101ページ、上から2番目の野外彫刻ですね、プロムナードのことでお聞きします。

これは一体、どういうお金でしょうか。

○都市計画課長

野外彫刻プロムナード事業で、今回、主要成果に上げさせていただいているのは、彫刻の設置費用でございます。

○高木委員

これ、設置のみで本町のポケットパークに46万2,000円かかったよと。そして、もう一つの新地公園の近くということでしたかね、そこでこの13万6,500円かかったんだよというふうに、そんなふうに解釈するんですか。

○都市計画課長

高木委員のおっしゃるとおりでございます。本

町の交差点にこの彫刻殻というものを設置させていただいた金額が46万2,000円でございます、公園通り線のほう、ほほえむ人という彫刻を設置させていただきましたが、これが13万6,500円ということでございます。

○高木委員

この作品は、素晴らしい作品だということをお聞きしておりますけど、これが私はどうこうとは言いませんけれども、都市計画道路に本町のポケットパーク、これは将来的に道路になるよというようなことではないんですか、ここは。

○都市計画課長

高木委員のおっしゃっているのは、恐らく本町交差点部分が将来的に知立南北線が開通したときに、現在の中央通が知立南北線のほうにつけかわるということで、ここの部分が廃止されるのではないかということかと思えます。現在の計画では、確かにそういった形の中で、知立南北線が開通した時点で、現在のホテル前の中央通線というものは、今の現道としての機能は廃止はされますが、何らかの形でその部分については、整備方針とか何もまだ決まっておられませんけども、そういった部分で、その三角地というものはある程度残るような形になります。その中で、彫刻はその位置に入るのではないかなというふうには考えております。ただ、そのまま移設しなくていいかどうかということに関しては、将来計画に合わせた形の中で移設は必要になるかというふうには思っておりますが、直接新規道路にかかるとは、今のところは思っておりません。

○高木委員

このポケットパークというところの本町に決まったというのは、どういう経緯からあの場所で、目立たないところになったのか教えてください。

○都市計画課長

本町の交差点に設置させていただいた理由でございますが、この野外彫刻プロムナード、上位計画でも上げさせていただいております。その中で、今の文化広場、パティオから知立駅駅前、そして現在ホテルとなっておりますリリオ、こういった

主要動線のある程度、重点的に彫刻を設置して整備しているというふうな上位計画でもうたわれております。そういった中で今回初めて公園通線、新地公園とかそういった周辺以外に設置させていただいたわけでございますが、そういった将来計画に基づいた形の中で、そういった部分的なところも今、ポケットパークが殺伐としておりましたので、そこへ設置させていただいたという経緯がございます。

○高木委員

平成24年度、初めて今設置しましたよということでお聞きました。

平成25年度の予定は、今年度は。

○都市計画課長

平成25年度も彫刻設置費用として、約1基ないし2基という予算でございますけれども、計上させていただいております。

それで、設置箇所につきましては、まだ現在、模索中でございます、まだ決定はしておりません。

○高木委員

本町のポケットパークに作品を置かれましたとき、本町の住人の方はどなたも御存じでなかったと、区長も御存じでなかったという事実があります。平成25年度、予定してみえろと今お話を聞きましたけれども、ぜひとも住民の方にはこういうものを置くんだよと、せつかくこれだけのお金をかけて、立派な先生がつくられた作品なんだから、何も余りちょっと宣伝がなかったんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、101ページの下のほうにありますけれども、知立駅周辺整備計画見直し計画、これは計画はどういうもの、ここに書いてあるんですけど、これはできたのですか。

○都市計画課長

知立駅周辺見直し委託業務でございます。この主要成果に上げさせていただいておりますのは、平成24年度の実績という形の中で上げさせていただいております。この平成24年度の実績の中では、

まだ成果品としてはできておりません。平成24年度の内容といたしましては、検討委員会というものを持ち上げて、そこの検討委員会においてさまざまな、皆様の委員からの御意見をお聞きして、見直しの案をまとめていくという作業を実施いたしました。また、それに伴いまして、関係機関協議、公安協議、県との協議を実施させていただきまして、この平成24年度3月ごろまでに素案というものをまとめさせていただいております。その素案をもとに、この平成25年3月に一般の市民の方からも意見を聞くということで、パブリックコメントを実施させていただきました。その時点で、平成24年度事業としては終了という形で、そこまでの内容が今回の主要成果で上げてあります311万9,550円でございます。その後、パブリックコメントを実施した後、平成25年度予算でございますが、平成25年度予算でパブリックコメントの成果をまとめ、委員の方に御報告させていただき、報告書を作成したということで、報告書は平成25年6月に一応作成させていただきました。

以上でございます。

○高木委員

今、平成25年6月に作成されましたということで、これは特別委員会のほうで配付されたのか、私たち議員のほうにいただいたのが、これがもう完成されたものというか、見直し案ということですか。

○都市計画課長

申しわけございません、以前、駅周辺の特別委員会、このときに、昨年度の2月でしたか、そのときに一度報告書の案というものを御提示させていただいて、御説明させていただいておりますが、それ以降、今回正式にできた、6月にできた報告書をまだ御提示させていただいておりません。それは今後すぐ、来月以降でまた御提出させていただくつもりではおりますけれども、やはり提出しただけではなかなか御理解いただけないということで、駅周辺の特別委員会、それに合わせた形の中で御提出させていただき、その段階で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時58分

---

再開 午後3時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高木委員

この都市計画街路調査委託料で、これで見直しということになるんですけども、この駅周辺整備計画の見直しですけれども、これで近々に駅周辺特別委員会で見せていただけるということなんですけど、これ、見直しということで、これがこれでまた都市計画決定につながっていくというふうに解釈するものができたのでしょうか。

○都市計画課長

今回、皆様、検討委員会の中で作成させていただいたのが一つの見直しという形の中で進めさせていただき、今後、都市計画変更に向けた手続に進めるということでございます。

○高木委員

新しいものができてきて、それにまた進んで、いろいろと新しい案ができて、時代に合ったものになったものになっていくのを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に104ページ、下のほう、下から二つ目の表の中に、ここで施設民間住宅等耐震化促進費補助金ということで、この件数の中に取り壊しというものが入っております。この取り壊しにつきましては、広報ちりゅうの7月1日号に解体費が最高限度20万円までになりますよということが書かれておりました。地震発生時に通行を確保すべき道路にかかるお家に関してはというようなことなんですけども、この道は具体的にどのようなものなのでしょうか。

○建築課長

今の御質問でございますが、作成時につくらさせていただきましたパンフレット、知立市耐震改修促進計画の概要と、この中に地震発生時に通行

を確保すべき道路ということで、図面がつけてあります。国道、県道、それから市道のほうの幹線市道ということが書いてありますので、この沿線沿いで建物、昭和56年度以前の建物を取り壊すときには補助金が出ると、ほかの要件がまだたくさんありますけど、そういうものでございます。

○高木委員

南海トラフということで、知立市も何棟だったかしら、本当に200の方が亡くなるよというようなことで、すごい被害が出るというようなことが出ておりました。それなのに、歩行者に対する避難路というんですか、そういうものの確保は考えてみえないのでしょうか。

○建築課長

私のほうは、所管的に建物関係でございますので、全体的には各町内会で行っています、まちづくりのほうの勉強会ですね、そちらのほうである程度やっていますけど、市内全域に係るところまではちょっと所管しておりません。

○高木委員

所管と言われましても、防災計画となりますと、各所管が管轄するんだよということをお聞きしております。本当に老朽化して、壊れかけているようなお家が建っていますというところがあるんですね、実際に。以前にも一般質問でも、どう思ってみえますかということなんですけど、今これ、もしもその家が壊れてきて前の通路をふさいでしまった、そこはちょっと避ければ皆さんが通れる道路かもわからないけれども、避難場所として指定されている、例えば公共の建物のところに行く道中であるならば、これは所管外ということで対応されないということなんでしょうか。

○建築課長

改修促進計画の中で、特に重点的にやるべきところが記載されております。36ページ、37ページのほうに、重点的に耐震化を進める区域ということで表になっております。ここについて、建築課のほうでは勉強会ということで、毎年、1町内会を目安に年6回、その地区に土日に赴いて、今、高木委員の言われたように、町内会の細い道だと

か、避難したときには災害路やなんかのところにはこういう危険もあると、ブロック積みだとかそういうものですね、そういうところがあると。だから、そういうところも歩いていただいて、災害のときにもし、発生しても困るわけですけど、そういうときには、あそこはたしか危なかったなということでそこは通らないということで、重点区域を決めております。今回は、ことしは来迎寺町、平成24年度のときは試験的に弘法町と新地町をちょっとやらさせていただきました。過去にも西中町、上重原町、山町、中山町ということで、前に一つずつやっていただきまして、そういう災害の勉強会についての趣旨・目的をお話をさせていただいているということです。例えば、初回の趣旨では、大規模地震に対する備えが必要だよということで、地震は必ず来ると、念頭に地震による被害をできるだけ小さく備え、被害の減災を図ると。それから、ビデオの中にもあるわけですが、最大の備えは地震に強い建物、家が無事ならば、命は当然落とす可能性が少なくなる、けがも低くなるということがあります。それから、不便な避難生活もなくなるということがあります。自宅の備蓄食糧も使えるようになるということなど、いろいろあります。それから、地域で取り組むことが効果的であると。1軒でも弱いところがあれば、そこから誘発火災によって全域が燃える可能性がある、そういうことを勉強会を通じてお話をさせてもらっているということがあります。

#### ○高木委員

今、説明していただいたことをホームページのほうで見せていただいて、各町内がこういう勉強会をやってみえること、この委員会になりまして初めて知りました。これを見たときに、これは安心安全課じゃないかというふうに思いました。そうしたら、とても熱心に、本当にやってくださるのを見て、じゃあ安心安全課は来ないのかということをお聞きしましたら、一部分お見えになるということをお聞きしましたけれども、もうちょっとタイアップしてできるということは、そういうことは考えられないのでしょうか。

#### ○建築課長

当然、安心安全課のほうにも私のほうの勉強会を通じて、最後のまとめだとか、必要なときには私のほうから出席依頼をしまして、町内会の防災について安心安全課で答えるべきことは答えていただくということで、タイアップしながら進めております。

#### ○高木委員

先ほどから、実を言うと、ちょっと前のときですが、所管ということを言われたんですけども、市民にとっては何々課じゃないんですね。本当に知立市挙げて、安心・安全に取り組んでいただきたいというか、防災に対する考えを示していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、103ページの才兼池の整備基本計画についてお伺いします。

これは、この前、出していただきました概要書というのを見せていただきましたけれども、この費用というのはどのようになってるのか、どの部分かを教えてください。

#### ○都市計画課長

今の費用というのは、才兼池公園基本設計概要書を作成した費用ということでよろしいでしょうか。

今回、ここの主要成果で上げさせていただいております、中央コンサルタントに委託させていただきました661万8,150円、実はこの中に今回の概要書の作成費用が入っておりませんでした。そういった意味で、今回、皆様に御提示させていただくのがおくれたということですが、そういった意味で、今回この概要書は、市の職員直営で作成させていただきましたので、費用はかかっておりません。

#### ○高木委員

すごいですね、やればできるのだという。

この内容を見ますと、中に駐車場というのが書かれておりましたけれども、駐車場は何台分を想定してありますでしょうか。

#### ○都市計画課長

申しわけございません、今、駐車場と言われたのがポケットパークのほうにございます部分の駐車場部分のことだと思います。この駐車場は、この地権者である八橋町が所有している土地でございます。現在、この付近の方にお貸している駐車場ということで、この公園のための駐車場というものではございませんでした。ただし、八橋町のほうから、この駐車場に関してはもうお貸しすることはやめたから、市のほうで整備してほしいということを言われましたので、今後、この部分につきましては、もうポケットパークを延長した形の中で生け垣、園路等の整備を進めていきたいというふうに考えております。

○高木委員

基本設計、概要を見ますと、高齢者や子供に優しいというようなことが書かれております。ここで一つ、一番私がなぜかということでお聞きしたいのが、ポケットパーク、子供たちが遊ばれる、去年整備されたところでもトイレがないんですね。広い敷地内なんですけど、トイレがないというのは、これはわざとでしょうか。

○都市計画課長

トイレにつきましては、今トイレの設置の考え方でございますが、一般の公園と同じように、トイレもやはり地元の人がやっぱり必要ということで、ある程度、利用頻度等も検討はさせていただきますというふうに考えております。

それと、やはりあくまでも地元が必要だという判断をしていただければ、検討はさせていただきますが、そうでない限りは、市のほうから率先してトイレを設置するという今、考えはございません。

○高木委員

先ほどの久田委員の質問の中に、この公園の位置づけは何ですかという質問があったので、この公園は規模としては大きいのか、小さいのか、私としてはちょっとどういうふうに判断をしていいかわからないんですけども、池を見渡しても、池の中もきれいにするというので、大きな敷地面積となるんです。これは、何公園ということに

なってくるのでしょうか。

○都市計画課長

都市公園ということは間違いございません。ただ、都市公園の中の小分類の中で、近隣公園、街区公園という分けの中で考えますと、ちょっと面積的には結構大きいんですけども、補助の関係等もございしますが、申しわけございません、土地の所有ですね。土地の所有は、現在、一応名義上は知立市という形になっておりますけれども、実質形態は八橋町の権利がございします。そういった意味で、そういった補助金がもらえるような体制がとれるかどうか、それによって公園の位置づけというものを少し検討させていただきたいと思っておりますので、現段階では、都市公園に当てはまることは間違いはないと思っておりますけれども、その辺、もう少し先のことについては、検討してからお答えさせていただきますと思います。

○高木委員

検討の中に、都市公園となって広い敷地であれば、子供連れのお母さん、子供たち、本当に狭いところならまだすぐ家に帰れるかもわからないけれども、ぐるりと回って楽しんで、遠くのほうに行ったら、トイレがなくて家まで帰るのという失敗があってははいけませんので、何とかこの辺も大きい意味で考えていただいて、高齢者や子供たちに優しい公園にさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○都市計画課長

現在、才兼池基本設計の概要書という形になっております。今後、実施設計、詳細設計のほうに入っていくわけでございますが、その段階において、地元の方とよく協議させていただきます、実施設計のほうを進めたいと思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○佐藤委員

それでは、成果報告書の96ページで、ここに委託関係ということで、放置自転車防止パトロール委託という形でありますけれども、ちょっとこれを御説明ください。



○土木課長

これは、駅周辺の放置禁止区域における放置自転車のパトロールの委託業務ということでございます。

○佐藤委員

私、余りしっかり承知してないんですけども、駅周辺の放置禁止区域と、これはどのぐらいの広さ、どの程度の範囲なのか、その辺はどうでしょう。

○土木課長

主に、駅周辺の区画整理事業区域を含み、あと駅から半径が、ちょっと済みません、200メートルぐらいだったかなと思うんですけど、そのぐらいのエリアの道路の区域を放置禁止区域としております。

○佐藤委員

それで、放置自転車ですね、これは放置自転車防止パトロールほかとなっていますので、ほかというのは何ですか。

○土木課長

自転車対策事業ということで、放置自転車の委託のほか、移動ですとか、処分ですとか、いろんな委託が入っております。そういった内容をひっくるめて、ほかと言っておりますが、あと無料駐輪場の管理委託ですとか、そういったところの除草ですとか、そういったものが、そのほかの委託が入っております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、この前、議案説明会のときに、放置自転車の台数だとか、廃棄の数だとか、リサイクルだとか、ちょっと報告がありましたけど、ちょっと私、書き取れずにおったものですから、その辺の御報告をいただければと思います。

○土木課長

平成24年度の放置自転車でございます。

移動する前に、放置自転車かどうかということで札づけするんですけど、そういった作業が2,417台でございます。撤去した台数が714台でございます。あと、所有者に返還したのが206台、

それからリサイクルに譲与した台数が115台、廃棄処分の台数が399台、済みません、この台数は路上分も含んでおります。知立市内全部の台数でございます。

○佐藤委員

そうすると、全体で年間、札づけということで、2,417台、あちらこちらで、駅の周辺だけじゃなくて、全体ではそんなにたくさんあるんだということがよくわかりましたけれども、そういうことなんですけど、一つ聞きたいのは、雑入のところ、先ほどの放置自動車と一緒にすけれども、放置自転車移動保管料ということで、23万9,200円というものが雑入で上がっているわけなんですけど、これがいわゆる返還した206台に相当する金額ということになるんでしょうか。

○土木課長

206台のうち、放置禁止区域の部分が188台ございます。その部分につきましては、駅前駐車場の1区画に保管いたします。その部分について、移動保管料をいただいております。その分でございます。

○佐藤委員

そうすると、これを雑入の23万9,200円を188台で割り戻すと、保管期間とかそういうこともあるかと思いますが、割り戻すと、1台当たりの移動料という形になるんですか。

○土木課長

それを割り戻せば、平均の移動保管料になると思います。

○佐藤委員

平均というと、保管料のてこぼしはあるんですか。押しなべて一律ではなくて、平均と言われるものだから、どうでしょうか。

○土木課長

移動に関しては1,000円でございます。保管料に関しては、1日100円でございます。2週間まで保管しますので、最大2,400円でございます。

○佐藤委員

この金額が妥当かどうか、私は判断できませんけれども、しかし206台のうちに放置自転車の禁

止区域の分については、こうした形で対象にするわけですが、それ以外のところは移動したりそういうことはないんですか。そのまま路上に札をつけて、書き置いて、所有者が見つめて持って帰れば、それでよしと。持って帰らなければ、それはどういう処理なるんですか。

○土木課長

そのほか駐輪場等がございますけど、それは2週間、2週間ですかね、注意札、確認札というような形で、2週間、2週間札を張りまして、それでも移動がないものについては、すぐ処分いたします。

○佐藤委員

そうすると、禁止区域以外のところは、実質的にはそこで2週間、2週間、ちょっとそれはともかく、そこへ札を張って置いておいて、本人が持ってけばそれでよしと、持って行かなければ、2週間たったらそれは撤去して、廃棄処分という形になるんですか。そういうことなので、移動保管料は、それは徴収しないと、こういう考えでしょうか。

○土木課長

4週間で移動しますけど、駅前駐車場じゃなくて、別の保管場所、放置自動車と同じように、露天の保管場所へ移動いたしまして、もしあらわれるといけないもので、3カ月は保管しておきますけど、その後、処分させていただきます。

○佐藤委員

要するに、先ほどの放置自動車と一緒に、移動料は取るけれども、保管は露天なので、野ざらしなので、保管料、移動料を取らないと、こういう考え方で一緒だということですかね。

○土木課長

そのように扱っております。それと、条例でもそのようにうたっておりますので、そのとおりにさせていただいております。

○佐藤委員

そのところはわかりました。

それで、もう一つですけれども、リサイクルで115台、平成24年度実績であるわけですが、

もちろんこれは禁止区域においても、またその他区域においても、廃棄に該当しないものについて、区域は両方あるけども、その中でリサイクルに回せるものは115台、廃棄が399台と、そういう形ですけど、リサイクルと廃棄の分かれ目というのは、どこで判断されてやられるのか。

○土木課長

撤去した台数が結構あるんですけど、返還台数も結構ありまして、あと残りの台数につきまして、自転車協会、そういったところに見てもらいまして、リサイクルが可能かどうかの判別をそちらでしていただきまして、リサイクルが可能だというものにつきましては、リサイクル譲与という形で譲与いたしまして、リサイクルに回しています。残りの部分については処分です。

○佐藤委員

そうすると、この自転車協会というのは、市内の自転車の業者の団体ということでしょうか。

○土木課長

知立市の自転車協会及び刈谷市のNPOが一つございます。

○佐藤委員

それで、リサイクルが115台ということで、先ほど譲与ということをおっしゃっていましたが、このリサイクルの自転車はどのような形で、欲しい人に無償で譲渡をされるのか、それが有償に、雑入もないわけですので、リサイクルで、その辺の関係、ちょっとどういう仕組みなのか、どういう流れなのか。

○土木課長

これにつきましては、無償譲与しておりまして、リサイクル業者に市のほうから無償譲与しております。それに手を加えて、幾らぐらい手を加えるのかが自転車の程度によって違うと思いますけど、自転車の販売店のほうで、特に私のほうからは指定しておりませんので、そちらのほうで直して、修理代込みで販売されているということになっております。

○佐藤委員

リサイクル業者というのはちょっとわかりませ

んけども、自転車協会が判断をするということなので、パトロール自体はシルバーですけれども、実際のリサイクルはどういうところでやるんですか、リサイクル業者とはいうものの。リサイクルをするのは、どこの業者ですか。シルバーですか。

○土木課長

だから、自転車協会のグループで判断していただいて、そちらのほうへ譲与する、この自転車ならリサイクルできると思う自転車を持っていただいて、修理して、独自にまた自分たちで販売していただくという形になります。

○佐藤委員

わかりました。そうした形で、可能なものは有効利用されているということがよくわかりました。だからといって、どうのこうのじゃなくて、その流れがちょっとわからなかったものですから、ここを聞きました。

もう1点、同じページの駐車場費について、これは駅前駐車場のことだと思いますけど、これについて御説明ください。

○土木課長

駅前駐車場費につきましては381万2,443円ということで、指定管理は大成が行っておりまして、運営そのものにつきましては、大成の収入支出という形になりまして、私のほうには売り上げの中から6,600万円の納入していただくということになっております。この381万2,000円につきましては、施設そのものの維持管理の費用ということで計上させていただいております。

○佐藤委員

それで、施設の維持管理という形で、いろいろトイレやったり、それはわかりました。

それで、指定管理料が、平成23年度決算は7,000万円の指定管理ということで納入されているというふうに理解しておりますけれども、平成24年度は、自動車そのものでいけば、910台ふえておると。自転車が減っておりますけれども、そうした関係の中で、6,600万円という納入金だったわけですが、その辺は何が影響して、そういうことになったのかなと。大成のほうも、そう

した利用をしていただくために、さまざまなサービスをやっているかというふうに思いますけども、そうした点についてはどんな感じで。

○土木課長

駅前駐車場につきましては、平成23年から平成27年までの5年間につきまして、平成22年度に公募いたしまして、応募者からのいろんな提案を受けた中で、指定管理者を指定するわけですけど、事業計画の面でいいますと、そのほかのいろんな要因の中から指定しているんですけど、事業計画の中に、平成23年度、7,000万円、平成24年度から平成27年度が6,600万円という提示額、それを出していただいておりまして、他よりすぐれている、それからそのほかの業務内容も他よりすぐれている、そういった内容により指定しておりますので、特にほかの要因がなければ、その事業計画に合わせた形で市へ納入していただくということにしておりますので、平成23年度は7,000万円、平成24年度から平成27年度は6,600万円、何が違うかという話ですけど、リース機械、全ての駐車場の機器がリースでもってやっております、5年ごとのリースでやっておったんですけど、平成23年までが、リース切れをまだ使えるから、7年ぐらまでは故障なしにある程度使えるという、そういった目安を持っていたものですから、実際には、本当はもう2年早くリース期間が切れていたんですけど、リース切れの機器を2年間使っていただくという条件で、その分、リース期間が過ぎると、10分の1ぐらいにリース代が減額されますので、その部分は市へ入れてくださいよと、そういう条件で事業費を出していただいておりましたので、それが6,600万円と7,000万円の違いでございます。

○佐藤委員

たしかそこところを議論した覚えが、今、答弁になってるので思い出したけれども、ただ、この中で実際に利用台数が伸びて、収益が大幅に伸びるようだと、その分についてどうのこうのという取り決めもなかったですかね。

○土木課長

そうです。基本協定、年度協定等ございますが、当初の公募のときに、そういった運営仕様の中には、計画利用料を上回った分の2分の1についてはそれぞれが収入するという、そういう約束になっておりますので、しかし平成23年、平成24年につきましては、計画利用料を上回ってございせんので、定額納入という形になっております。

○佐藤委員

計画利用料というのは、どのラインでしたかね。

○土木課長

たしか1億1,500万円だったと思いますけど、応募者が利用料を推定して、その納入額を決めたときの数字でございます。

○佐藤委員

それで、その辺が私もちょっと思い出せないわけですけども、ただ、平成23年、平成24年、計画利用料について達しなかったという形で、6,600万円ということですけども、今現在のあそこの、大成から聞かなわからんという側面があるかと思うんですけども、さまざまな改善やそういうことがなされて、利用が、平成24年度でいくと、自転車は大幅に落ち込んでいるものの、自動車そのものは910台という形で伸びているというようなことを思うと、そうした可能性は平成25年、平成26年、平成27年の中で、それはやってみなわからんとして、ただ、そういう可能性もあるなということが今わかりました。

ちょっと計画利用のところだけ、もうちょっとわかりやすく教えてください。

○土木課長

計画利用料につきましては、平成24年から平成27年が1億1,500万円でございます。たしか平成23年もそうですけど、平成24年につきましては、1億1,500万円を上回らず、約5%ぐらい下回っておりました。これは、平成20年のリーマンショック、トヨタショック、景気不況の中で、平成20年12月まではすごく好調だったんですけど、それ以降、落ち込んで、1年後に若干上向きのきざしを見たんですけど、東北大震災でまたがたと落ちまして、去年少し持ち直して、ことし4月から

はやや持ち直して、また平成19年度、平成20年度ぐらいのところまでいくのかな。でも、ちょっと1億1,500万円を超えるか超えないか、際どいところで、いろいろあの手この手を使って、客を寄せて、リピーターも寄せていただいておりますけど、届くか届かないかの瀬戸際ぐらいまで努力していただいております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、もう1点お聞きしますけども、大成が管理しているわけですけども、この場合は、障がいをお持ちの方の利用について、利用料とか、それはどんな扱いになっていますか。

○土木課長

指定管理のほうにそちらのほうをまけてくれというわけにはいかないもので、そちらのほうは長寿介護課、そちらのほうとタイアップさせていただいて、福祉カード、そういったようなもので、福祉課のほうでやっていただいて、私のほうは正規の料金を取って、福祉課のほうで値引いているというような状況でございます。

○佐藤委員

わかりました。ちょっと所管外なので、大変恐縮です。

それで、次にお聞きしたい中身ですけども、道路維持費ですけども、さまざま維持管理費、それから委託、設計、ありますけれども、こうした中において、どこということはちょっとこの中で指定できませんけれども、道路交代について、知立市は寄附が前提ということですけども、平成24年度実績は、どこの項目でそういうものを受けて対応しているのか、その辺はどうですか。

○土木課長

道路橋梁費ではないので、8款、1項、1目の、主要成果には載せてはございませんが、道路管理の部門の委託料というような形、そちらのほうで対応させていただいております。

○佐藤委員

道路管理と。そうすると、ここには載っていないですけど、項目はないですかね、この中。ち

よっと申しわけないですけど。

○土木課長

決算書の167ページになります。

この13節の委託料、この2,078万8,752円、このうちの一部の委託費を使い、後退部分の所有権移転とか、そういったことを。登記関係は、この委託料を使っております。

失礼いたしました。工事の関係につきましては、数少ないということで、97ページの道路維持費でございますが、載せてはございません。

○佐藤委員

それで、平成24年度はそうした形で、セットバックで寄附を受けたとか、そうした実績はどのような状況になってるんですか。

○土木課長

平成24年度につきましては、総件数、道路交代の届け出件数が32件ございまして、寄附につきましては7件でございます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、寄附の7件ということについては、くいを打って舗装したという、こういうことでしょうか。

○土木課長

寄附の7件につきましては、私のほうで舗装した分もありますし、それから御本人が舗装整備までやっていただいたというもございまして、ちょっと7件のうち、そういう区分けができておりませんので、申しわけございません。

○佐藤委員

それで、32件のうち寄附がされたのが7件ということで、あとの残りについては、セットバックは実質、道路中心点から2メートル離れて家は建てないかんわけだけでも、実質、道路として通されておるかどうかは不明だということだと思うんですけどね。ただ、新しい住宅で、前もって交代して、あらかじめその後、市に寄附するというものがあるかと思うんですけども。それで、この問題については、この間、お聞きしてきたわけですけども、前の建設部長が寄附ではなくて、私も

買い取りをなかなか実態として進まないということで、買い取りを求めてまいりましたが、さまざま問題があるということで、結論に至っていないんですけども、今、実際として、こうした点でどのような検討状況と見通しになっているのか、その辺はどうでしょう。

○土木課長

この件につきましては、6月議会でも報告させていただいたと思います。それにつきましては、いろんな問題点がありまして、その整理がまだつかずにいるという中で、まだ現在、検討中でございます。それと、法的な中身につきましても、総務部のほうとの調整等が必要になってきて、自治法上、県とも協議が必要ということになってきます。いろんな問題、またさらにいろいろ検討した中で、今、平成16年から区切って、それを買い取りするのが本当にいいのかどうかという、その辺の議論もありますし、既存で本体部分が個人名義のまま残っている部分もあるというところから、交代部分のみ、なおかつ平成16年以降のみ買い取りという、そういう問題が本当に公共として公平かどうかというその辺も踏まえて、さらにちょっと考えを検討・研究していかないといけないかなということで、現在、私が考えている内容としましては、とりあえずと言っては何ですけど、安城・刈谷方式の一部を取り入れて、測量費に対する一部補助という形で割り切って勧めていったらどうかという、その辺をちょっと今、検討中でございます。

○佐藤委員

刈谷市は買い取りもやられてるんじゃないですか。それと、分筆や塀の取り壊しとか、そういうのは補助という形で、二本立てじゃないですか。買い取りとそうした分筆や測量、二本立てでやられてるんですね。買い取りは買い取りでやられて、補助は補助でやられてるということで、知立市は、平成16年というのは今の要綱が定められた以降のやつも買い取りだけをやるのは問題で、それ以前、寄附してもらったやつも多分あるので、そこの整合性が難しいということをおっしゃられた

んですよ。

○土木課長

そのとおりでございます。

それと、刈谷市は補償もありますけど、補助と、それから買い取りと選択性になっておりまして、安城市につきましては、測量費の補助のみを施行されている、そういった状況でございます。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

そうした形で、以前寄附された方と今の現要綱ができて以降の方とどうかということですけども、その辺もうちょっと詳しく御説明を願いたいなど。整合性が公平かという点で、ずっとさかのぼってということまで対象にしないで、それ以後について買い取りということですけども、その辺は、例えば刈谷市なんかは、今、補助と、それから買い取りと選択性だということけど、刈谷市でもそうした問題はあったんじゃないですかね。どうなんですかね、その辺は。

○土木課長

刈谷市のその辺の状況はちょっと伺っていないので、選択性の過渡期にはそういった問題があったのかなというのは想定されますけど、その辺の実情は伺っていないのでわかりません。

問題点としては、平成16年に寄附をせずに道路交代をして舗装だけしたのと、平成16年に寄附をして現在まで来ている方、それを要綱の改正によって、良心的に寄附をしていただいた方に支払いができずに、寄附を拒んだ方に恩典を与えるというその辺の公平さがそういったことでいいのかというのと、平成16年以前の問題も、ちょっと調べてみないとわからないですけど、かなりの数がございます。そういった内容からすると、現在いろいろ窓口で言われているのが、分筆費用とか所有

権移転費用は大した費用にはならないけど、寄附するに当たっての土地を確定する、その測量費に大金が要るんだ、だからその補助をして、何でもらえないのか、寄附をするんだからという声が多いという中から、そういったところに着目して、一定の日をもって、そういったものに補助ができる体制に持っていけるのが、測量費の補助、土地を買うという話ではなくて、測量費の補助をして、土地を寄附していただくというそういうことが一番。それでも不公平は若干出ますけど、それはやっぱりわずかなそういった差にありますので、一定の期日をもって法律基準を変えたんだということで、そちらのほうが理解しやすいのかなというふうに今、私のほうでは考えております。

○佐藤委員

確かに土木課長が言われるような形で、積極的に寄附をされた方、そうじゃない方、そうじゃない方に対して買い取りをするという点では不公平じゃないかと、それ以前のものもあるかと。しかしながら、セットバックを求めているも、土地そのものはその人のものだもんで、そこにセットバックしなさいということと、同時にセットバックした部分については法律で買い取りをするだとか、もしくは地権者が抛出をせないかんとか、そういうふうになっていない、これはそこで割り切つてやれない権利者の問題があるもので、問題として寄附してもらるか、寄附しないか、そういうところでそれぞれの判断があつて、それはずるいとか、ずるくないという問題ではなくて、今の第42条ですかね、持っている矛盾じゃないですか、それは。だから、それはその方たちが公平か、ずるいかずるくないかということではなくて、もともとのところが矛盾をはらんだ問題だということで、こういうことが生じているわけで、そうした点では、買い取りをしたからといって、確かに現象面でいけば不正さが生じるけれども、そうした措置もないと、確かに駅は立派になって、駅周辺の区画整理は立派になったと。しかしながら、そういう区画整理もおぼつかない地域においては、そうした問題が、一向に改善されんという問題が出てい

るわけだから、安全やそういうことの問題を含めて、そうした取り組みを私はせないかんのじゃないかという、そんなことを思うんです。

それで、土木課長がそう言われるのであれば、どこの自治体でもそうした矛盾をはらんだ問題だと思うんですよ。刈谷市の買い取りの要綱は日が浅くて、まだ4年ぐらいしかなくてないかというふうに思いますけども、それ以前だってセットバックして寄附した方たちは、そういう方たちがいたはずだもんで、その辺も調査研究して、買い取りも可能かどうかぜひ検討してもらいたいなというふうに私も思います、どうでしょうか。

○土木課長

愛知県内53市、いろいろ聞くところによると、まだ後退部分の舗装すら市でやっていない、そういう整備をやっていないところもごさいます。片や岡崎市ですと、買い取り、補償、対策室を設けて、全ていらっしゃいという形で受けているというところもあります。そもそも第42条第2項道路というものが、4メートル道路がないと建築できないというのが本来、本筋でございます。たまたま4メートル道路にしたら建築できるよじゃなくて、一定の道路につきましては、4メートルとみなして建築できるよというそういった、その辺の法律のふぐあいからこういったことが生じているのかなということなんですけど、だからやり方が53市千差万別で、皆さん違う方法でやっております。私どもも、やっぱり将来的に交代したけど、所有権は変わってないで、代が変わると俺のものだというものでまた主張されても困るということもありますので、できるだけ所有権の移転を促すという方法で、どういった方法がいいだろうかとということで研究はさせていただいていたわけですけど、いろんな方向から考えて、やっぱり公平で、今からそういった矛盾点をできる限りなくした形で公平にもって、どういったサービスができるのかなというところで、再度研究していきたいと思えます。

○佐藤委員

それで、その点については公平性ということで、

土木課長の担当部の認識はそういうことなんですけど、先ほど言った、寄附するにしても、自分の土地の境界確定をしなきゃいかんと、その測量費が大変かかるということで、なかなかすぐに寄附しますと、いやいや、これでは境界確定、測量、あなたのところはやっていないので、境界確定をやってくださいと、その測量費がべらぼうにかかって、結局寄附したいという意向の方もお金とのバランスの関係で寄附をためらうと。私も、そういう方で相談を受けてる方もみえますけれども、そうした方向で今、検討を、買い取りは買い取りで検討してもらいたいけれども、そうした方向で検討しているということですか。

○土木課長

2項道路ですと、2メートル以上の道路で4メートル未満の道路ということになりますと、交代部分もそんなに多い面積ではないということで、10万円、20万円、30万円、土地代としてもそのぐらいのレベルのものもございます。ですから、一定の補助をすれば、その土地代に見合うぐらいの補助になるのかなということからすれば、1筆測量すると、40万円、50万円、多いところでは70万円ぐらいかかるかもしれませんが、その一部を補助するというので、寄附部分の土地代に見合う分なら寄附するわというような方がどんどん出てくればいいというようなことも考えられます。そういったことから、過去からの例もございますので、そういったところを加味しながら、もう少し検討したいというところもございます。

○佐藤委員

そここのところで、例えば買い取りはまだ理論的になかなか難しいということですけども、境界確定をする測量費用について補助すると、刈谷市もそういう形ですかね。ちょっと教えてください。

○土木課長

聞くところによりますと、刈谷市は土地代の一部もしくは測量費の一部ということで、安城市につきましては、測量費の一部を補助して寄附を受けている、そういうふう聞いております。

○佐藤委員

そういうことであるならば、今、土木課長が言われたような、すぐに買い取りということにならないにしても、速やかな具体化でそのことが効果が上がるものなら、それでいいわけだけれども、それは実施をしてみないとわからん話で、それは早急に具体化をなされて、要綱の改正をなさったらどうでしょうか。そうしてる間にも、毎年毎年こういうものが発生していくと思うので、どうでしょうか、それは。

○土木課長

私としては、そういった意味合いの要綱の改正をしていきたいということで、年度内にそういったことを仕上げていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、今年度中にそれをまとめあげて、来年度からそうした境界確定のための測量費について、どれぐらいの補助率になるか私はわかりませぬけれども、そうした補助を実施をするということでもよろしいですかね、来年度。

○土木課長

私としてはそのように思っておりますけど、一応財政的な問題もございますので、内部調整を図りながら、その辺を検討していきたいと思っております。

○佐藤委員

今、財政的にそれは出さないかと、補助制度をつくれれば、それに見合ったやりませぬよという方がみえれば、お金を出さないかんと、財政当局と調整せぬかんとということではありますけれども、これは懸案事項で、買い取り制度を私も提案させてもらって、当時の建設部長もそのことを検討していたさなかで、たしか前建設部長が在任中の年度内に結論を出したいという一つのテーマでしたよね。それが在任中には結論が出なくて、その後も今言われたような問題を抱えて、ずっと引きずっているということですけども、そうした点で、建設部長はどうですかね。今、土木課長が言われたような内容で実施をされて、成果が上がるものなら、それでいいわけですけども、建設部長としてはどういうふうにお考えを。

○建設部長

今、土木課長が申しましたように、私、佐藤委員が前の建設部長からという懸念というか、その引き継ぎをということで、私もその内容をある程度聞いた中で、前建設部長は、本当に平成16年からの寄附の今の要綱がスタートして、新たな買い取りを含めた要綱に変えるという考え方の中で、先ほど土木課長が申しましたように、平成16年のときに寄附していただいた方、平成16年のときには寄附を拒まれた方、その方たちの思いが入らないという中身が、相当そのときに、前の建設部長が苦勞されていたと思うんですよ、そういった交渉の中身も多分入られておった中で、そういう思いがそういったところにあったわけなんですけど、ただ、その中身を取り入れていこうとすると、先ほど土木課長が申したように、それ以前に、今の現道の中に既に道路敷の個人名が残っている分がたくさんありまして、ここ最近になって、ちょこちょこそここの買い取りをしてくれと。その中身だとかそういった部分を考えますと、そういった対応は今までもしてこなかった、そういったものがスタートしますと、その部分の何万平方メートルという、たしか私が聞いてる範囲だと、何万平方メートルという、そういったまだ道路敷に個人名が残ってる敷地があるという中で、そういったものが吹き出してくると、大変私どもも、とても対応できる中身ではございません。ですので、今、土木課長が申しました、そのような近隣の刈谷市、安城市の中身も考慮した中で、測量の一部を補助していくという中身のスタートがいいのかなという思いはしておりますが、ただ、要綱はつくるにしても、来年度スタートとなりますと、実計で予算を確保していかなくやいけないと。実計については既に、まだ最終というところまでは来ていませんけど、私どもがその要綱を詰めるまでの間には、実計は確定してしまうものですから、その辺のところは、しっかりとこの場で担保されている中身ではございませんので、そういう御返事がしっかりとできないというふうに私自身は思っております。



考え方としては、私も土木課長が申したような中身で、まだ議論はさせてもらうつもりでございますけど、その辺のところでは何とかスタートが切れたらなという思いでございます、確実にそれが今年度中にこういうふうによれるという、まだこの先の問題等をしっかりと整理してございませんで、そういった部分はございますけど、努力させていただいて、かつ財政的にもそういった要望をさせていただくつもりでございますけど、しっかりと平成26年度当初からやれるかどうかというところについては、しっかりとした御返事ができないということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

これは懸案事項なので、その方式がどうかということとはともかくとして、私としては、確かに実施計画の議論がもう始まるのかな。そうすると、そこに乗せるというのは非常に困難だということと言われましたけれども、ただ、これもずるずると先延ばしでやるわけにはいかんというふうに思うんですね。来年度からやれば一番いいですけども、そうじゃないとしても、その次の年からはスタートできるぐらいのものにしていかないかんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺で副市長、今、土木課長、建設部長がそのような形で答えられて、大変苦慮しながら煮詰めていこうという、境界確定のための測量に対する補助という形で、実計には間に合わんということですけども、ぜひそれは平成26年度に上げれば一番いいですけども、そこにできなくても、次年度ぐらいには予算づけをして、ちゃんと対応してほしいなと思いますけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○清水副市長

この件は、昨年9月の本会議の中で、前建設部長も今の現状の中で、特に知立市の場合、生活道路の整備というのは非常におくれておる、安心・安全というような面も含めて、これは整備をしていく必要があるという同じ認識のもとでございます。

もろもろの課題につきましては、先ほど土木課長が申し上げましたような課題がいろいろございまして、ちょっと時間をいただいているというような現状なわけですけども、そんな中で、やはり制度が変わっていくわけですので、どこかで割り切らなくちゃいけない、どこかのある時点でということもありますけども、やはりいろいろ事情を聞いていますと、なかなか奥の深い部分がございますので、そういったものとの、土木課長の言葉で言えば、公平性の確保というんですかね、そういうことを言いますと、安城方式がいろんな面で、知立市が実施するに当たっては現実的な選択なのかなというのが今、私もいろいろ説明を聞く中で思っております。ですので、ここ1年以上の懸案として、いろいろ内部でも調整させていただいておりますので、具体的に一步踏み出さないかんなど、そういう時期だというふうに私も認識しております。ただ、これからいろいろ来年度予算の編成に向けて、要綱の整備等も含めて、今、総務の法規担当にも何か照会をかけて、内部の調整もしてるというふうに聞いておりますので、そんなものが整えば、できるだけ早い時期に一步踏み出していきたいなという思いでございます。

○佐藤委員

できるだけ早い時期と。とは言っても、担当部長ですね、来年度の実計に上がる可能性がゼロではないというふうに私は思いますので、年度内に要綱を早目にまとめあげていただいて、ぜひ反映される努力を私はしてほしいなというふうに思います。どうでしょうか。

○建設部長

努力をしてまいりたいと思います。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きするわけですけども、山屋敷町の桐山地内、ちょっと番地、地図も示さなくて大変恐縮なんですけど、従前、田んぼだったところが住宅になりまして、1反ぐらいあったのかな、4宅地ぐらいになって、実際に家が3軒ぐらい建ってるのかな、その部分で、従前狭い道路だったやつがセットバックをされまして、家が

建ちました。しかしながら、排水路の整備はなかったんですね。従前は近所の水は、一部側溝があるところもありますけど、側溝がないということで、雨水は田んぼに全部流れておったんですよ。ところが、前のあのときの話みたいで大変恐縮ですけれども、流れておったんですけども、結局排水設備、側溝整備がされないために、雨が降ると、セットバックしてもらったことはいいことなんでしょうけども、排水設備がないものだから、雨があふれて、そこに大きい水たまりができてしまうと、民地の側に逆にまた流れ込むという問題があるんですよね。だから、そうした点で、住宅を建てるときに、開発に充当するかどうか私も調べてないんですけども、少なくとも事前にそういうものはわかっていたら、対応してもらおうということが必要ではないかなと。前のときの議論の中で、それは努力義務だということを言われたんですけども、実際にそういう大きな水たまりができてしまって、なおかつ民地側に流れ込むような事態が、開発によってセットバックはしたものの、そういうものが整備されないということで、起きてるんですけども、その辺についての考え方はどうでしょうか。

○土木課長

一般的には、セットバック部分の整備につきましては、申し出があれば整備をさせていただくということで、舗装については、建築と同時にやれないんですけど、建築が終わって、一定の量が出てきた時点で舗装はさせていただくということですけど、側溝につきましては、流末があればいいんですけど、なかなか流末がないとか、ちぐはぐにセットバックがある場合、側溝を入れても、側溝つながらないというような状況があった場合は、側溝も入れれないという状況がありますけど、反対側に側溝があれば、そちらのほうに片勾配で水を流すとか、いろいろな、ケース・バイ・ケースでセットバック部分の舗装整備についてはやらさせていただいております。

○佐藤委員

ちょっと事前に場所やそういうことをお示し

てお話をすればよかったんですけども、いずれにしても、そうした形のふぐあいが、セットバックはしたものの、そんなふぐあいが発生するというような事態もありますので、また一度お話をさせていただいて、またこれも側溝整備なので、区長申請という形になろうかというふうに思いますが、またぜひ相談に乗っていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、次ですけれども、99ページのところで、河川費という形でありますけれども、ここには載ってなくて大変恐縮ですけども、猿渡川の河床をしゅんせつする事業が、県事業です、これはね。ですけども、ちょっとお聞きしたいというふうに思っているわけです。猿渡川がずっと河床を1メートル掘り下げるといってやってきたかと思いますが、現在の状況と今後の見通しをちょっと教えてもらえたらと思います。

○土木課長

ちょっと本会議のほうで説明はしなかったでしたかね。

現在の現状としましては、猿渡川につきましては、下流から順次整備をしております。平成20年ぐらいに一度、JRから上流、高水敷の部分を西中町部分を掘削していただきました。河床はまだ掘削していない、そういった状況の中で、下流の三ツ又橋周辺の整備だとか、もっと下流で巡見橋とかいろいろあるんですけど、そういったところの護岸工事だとか、いろいろ順次進めてきて、一昨年ほどぐらいからやっと河床の掘削に取りかかってきて、去年から知立に入ってきております。去年は、23号線の上流、50メートルぐらいからありますかね、間瀬口川のちょっと上流までですね、そこまで河床掘削ということで、高水敷掘削して、なおかつ河床を1メートル掘り下げるといってような状況で、50ミリ対応がやっと完成するという状況ですけど、そこまで実施してきて、去年の繰越事業でそこまで実施してきております。6月の雨季前に終わっていると思いますけど、今年度につきましては、そこから上流に、弘法橋までたどり着きませんが、弘法橋の下流

の、前にミミズ養殖があったところですけど、200メートルぐらいまだ下流になろうかと思いませんけど、その辺ぐらいまで今年度やっていただけるということを伺っております。防災安全交付金という防災事業でやってくるということ伺っていますので、引き続き、これはやっていただけるということで、私のほうの要望としては、八ツ田橋、アピタの通りの橋まで、あそこまで早急にやっていただくように要望はさせていただいております。ただ、今からが護岸をつくったり、やっていかなきゃいけない、矢板を打ったり、架設にすごくお金がかかるということで、大金を投じて、なかなか延長が伸びないという年次に今からなってきますので、今まではとにかく掘削をやってきましたけど、今からはちょっと護岸整備も含めてやっていきますので、ちょっとお金がかかるということで、八ツ田橋に行くまでにはもう少し三、四年かかるのかなというような気がいたします。

○佐藤委員

今まではしゅんせつするのみと、それも船でしゅんせつを今までやってきたんですね、下流はね。これについては、護岸で23号線まで、今できているわけですね。23号線からアピタの通りの八ツ田橋ですか、あそこまでの間は、今、護岸を矢板を打ったりとか、そういうことを言われたんですけども、ちょっとその辺、わかる範囲で御説明をお願いします。

○土木課長

護岸整備をしながら進めてくるということは、真ん中に矢板を打って、右をやるときは左側に水を通して、左側をやるときは右側に水を通して、この水の仕切りをやらなきゃいけないとか、仮設道路を設けなきゃいけないだとか、いろんな仮設的な工事にお金をもう半分以上費やしてしまう、それから残土を持っていけば、そちらの処理費もかかるということで、本体工事に余りお金を入れることができないような工事の中身になってきますので、なかなか延長が伸びない状況ではありますけど、できるだけ早くやっていただくように要

望しているということでございます。

○佐藤委員

そうすると、川の真ん中に矢板を打って、片方をやって、片方をやると、そういう感じでやっていくんですけど、それも船でやられるんですか。

○土木課長

そちらのほうは水がないものですから、下流のほうは、干潮時でも水が結構のぼってきておりますけど、JRより上流はそういうのがないものですから、パワーショベルとかバックホーで土を出すという、そういった作業になろうかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、のり面がなだらかであればいいわけですけども、バックホーやそういう重機を川の中に入れるんですかね。川の中に濁水期なのか、入れるということになると、そうすると川の中に矢板を打つというしゅんせつのための工事もありますけれども、重機を入れるためにそうした護岸のそういうことも整備するという、こういうことなのか、どこから重機をそんな形で入れていくのかなというふうに思いますが。しゅんせつすれば、さっき言ったように、土砂が出る、それをダンプなりで運ばないかん、それは形でやられるのか、どの辺でやられるのか。

○土木課長

やはり重機とかダンプは、川の中へ入れていかないと作業ができないということで、川の中で作業していくということですけど。あと、矢板を打ったり護岸の整備は最終段階になりますので、ある程度、掘削とかそういったときに川の中に入るということで、最終的には低水部というんですか、水の当たる部分に護岸を施して、しゅんせつした後、上流に上がっていくというような形になります。

○佐藤委員

そうすると、23号線から当面八ツ田橋と。平成25年度中が弘法橋までですかね。そこはどうでしょう。今年度は弘法橋までですか。

○土木課長

今年度は、間瀬口川の上流50メートルぐらいか

ら弘法橋の下流200メートルぐらいまでですので、約300から400メートルぐらいかなと思います、今年度につきましては。だから、弘法橋までは、今年度はいかないです。

○佐藤委員

そうすると、弘法橋から200メートル下ということですので、実際には、その区間についてはどこからそんな形で、のり面もそんな、河川敷もそう広い川ではないわけで、そうしてみると、どこからそんな形で重機を入れてやられるのか。当然、堤防道路を掘削した土砂を入れて運ぶんだと思うけど、そんな取り回しはどんな感じになるんでしょうか。

○土木課長

だから、重機やダンプを入れるのは、終点のところの堤防に土を腹付けしたりして、仮設道路をつかって入っていくと。掘削した後は、仮設道路も撤去して完了するというような形になります。

○佐藤委員

そうすると、弘法橋まで来ないというものの、そうすると23号線の向こう側から上流に上がってくるわけですので、今年度についてはね。弘法橋より200メートルぐらいの範囲ということになると、23号線の下の方からそうしたところを使って重機を入れていくということになるんですかね。

○土木課長

重機はちょっと起終点のどちらのほうから入れるかわからないですけど、そういった堤防に腹付けて、進入路をつけて、重機を入れて、ダンプにつきましては、弘法橋のほうから空で入って、積んで、23号線のほうへ出ていくのかなという、具体的なその辺のやり方までちょっと伺ってないもので、今はそんなような形かなということで概略を聞いてはおりますけど、詳細についてはちょっと伺ってないので済みません。

○佐藤委員

今年度は、弘法橋から200メートルぐらいのところまで来るといえることですね。来年度は、弘法橋の200メートルぐらいのところから八ツ田橋、そういう形でやってくると。いずれにしても、堤

防道路に接している住宅というのは余りないわけですけど、ただ弘法橋から下のところは若干の住宅があって、あの道路を使って重機を入れたり、もしくはダンプがそこを走ったりということがあるので、住民との関係は、ちゃんときちっとした説明がないとやっぱりいけないだろうなというふうに思いますけど、その辺の説明は県はちゃんとやられるんだね。

○土木課長

そういった隣接住民の方にはもちろん話をさせていただけると思いますし、していただくようお願いはさせていただきます。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、猿渡川がしゅんせつをして、時間50ミリ対応という形で今ずっと進めてきてるわけですよね。これは先ほどそういうことを言われたので、時間50ミリの雨量に対応した工事だということでしょうか。

○土木課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

それで、猿渡川があり、逢妻川もあるわけですけども、昨今の雨はゲリラ豪雨、気象庁はそういう言葉は使っていないみたいですけども、ゲリラ豪雨という形で、時間50ミリどころじゃなくて、大変な雨が降られるというような事態で、50ミリ対応で本当に、とりあえず50ミリのやつを完了せないかんかもしれんけれども、50ミリ対応で本当にいいのかなということを私、昨今の川の災害を見ると思うんですけども、その辺はどうですかね。

○土木課長

これは費用対効果といいますか、じゃあ100ミリ対応にするにはどうしたらいいかという話になると、もう川の幅を2倍も3倍も広げていけないといけないというような状況になってきます。そうすると、また付近の関係の住民の協力とか要りますし、土地の提供とかも要りますし、時間もお金も莫大にかかるという状況の中で、現在は50ミリ対応の中で、現河川の中の河床を掘削するとい

うことで、そういった対応ができるということで、少しでも被害を少なくするというで整備をしていただいております。50ミリ対応で大丈夫かということをお聞かせますと、ちょっとそれは私にもわかりませんが、流域全体に50ミリ降った場合の降雨強度の計画ですので、それがスポット的に知立市だけに降った、豊田市だけ降った、刈谷市だけ降った、新林だけ降った、谷田だけ降ったという話になれば、それは大丈夫だと言えらると思います。50ミリ対応で計画しても、河川の余裕断面というのが若干ございますし、そういうことからすれば、90ミリ、100ミリ、それがどれだけの時間降ったかという話と、何分降ったか、そういう話と色々な条件が絡み合って災害が起きてくるんですけど、だから大丈夫かと言われると、今よりは大丈夫になりますということしか言えないんですけど、かなり、今が大体、全然50ミリ対応になっていないもので、10ミリとか30ミリ対応ぐらいな現況河川です。それを50ミリ対応にさせていただけるということになれば、かなり安心できるのではないかなというふうに思っております。

○佐藤委員

そういうことで、とりあえずそれは50ミリ対応でやらざるを得ないということですけど、私も専門家じゃないですけども、昨今の雨の降り方やそういうことを見ますと、集中的な地域に一気に長時間、島根県のほうでもそうですし、京都府でもそうですし、そんな形で降られる雨があって、あんな事態が、深く私は分析したわけじゃないけれども、本当にそれで大丈夫かなという思いはしてるので、その辺については、もうちょっと住民が安心できるような、そうした広報の仕方やそういうことも県と一緒に考えてほしいなというふうに思って、逢妻川については、たしか逢妻町付近は堤防を時間50ミリにかさ上げしたかというふうに思いますけども、そうですよね。

○土木課長

平成12年の東海豪雨のときに、まずかさ上げをしております、平成18年のときに河床掘削をしておりますので、逢妻川については50ミリ対応が

完成しております。

○佐藤委員

わかりました。しかし、50ミリ対応ということでもありますけれども、例えば市内、排水路の関係や、例えば水干川がありますよね、西町のほうを通過して、西町の神社の裏を通過して、あそここのところにも排水路があって、かつてあそこが崩れて、補修して、北を掘削するどころか、逆にかさ上げて堤防と河床を整備したということがあって、ああいうところでも、例えばスポット的にばっと降れば、今でも多いときに住宅地のほうに冠水してくるわけですよね。そういう点も含めてあの地域、それと本田地域もかなり冠水して水が流れていくという、あの一帯について、水干川の容量でいいのかなというふうに思いますけども、あの辺はどう考えられますか。

○土木課長

水干川も、知立市境を境に刈谷市側は改修が済んでおりまして、ポンプ排水で逢妻川に流しております。知立市側につきましては、全然まだ準用河川当時の未整備のままでございます。だから、あのままではまずいので、河川整備計画をつくっていただいて、早急な河川整備をたぐいまのほうに毎年要望させていただいておるところでございます。

○佐藤委員

毎年要望されて、刈谷市のほうは、それはうちから始まって、そうした形になってきたんですか。当然、刈谷区間と、もちろんされれば容量は大きくなるので、ばっと流れるので、水位が下がるということは当然ありますし、西町ポンプ場では排水もあるということですけども、それにしても整備は必要だという認識で毎年要望してるんですけど、刈谷市がそうした形で整備をされたということは、知立市部分についても整備の見通しがあるのかなという期待を、これは昔から言われていた一つのテーマですよ、これは。なかなかそうならないということですけど、刈谷市がそういう形でやられて、県がやられたということは、知立市でもそうしたものが見通しが出てきたのかなと

いう感じするんだけど、その辺はどうでしょう。

○土木課長

刈谷市につきましては、区画整理とかほ場整備に合わせて河川改修が行われているようなふうには、ちょっと私わかりませんが、そういうようなことが想定されますので、そういったことから一定の整備がされているのかなと思います。そのまま知立市のほうへ入ってくると、2倍から3倍の河川断面が要りますので、その分、用地買収、物件等の御協力がなくなかなか進まない状況がありますので、そういった整備計画をまず、ルートのにも、それから断面的にもその辺の計画をつくっていただかなきゃいけないということから、河川整備計画の作成と河川整備の工事の要望をさせていただいているということでございます。

○佐藤委員

わかりました。ぜひそんな形でやってほしいなというふうに思いますけれども。

それから、もう一つお聞きしたいんですけども、この河川費の中には、排水路の河川のしゅんせつだとか、さらに河川の改良と排水路の改良というような形でありますけれども、この点についてちょっとお聞きしたいんですけど、100ページにあります排水路の調査設計委託を実施しましたということで、山屋敷排水路80メートルということですけど、これをちょっと説明してください。

○土木課長

この排水路委託業務ですけど、これは先ほど言いました、山町の区画整理の区域内の排水路の整備、グラウンドの中の排水を通した後にそちらのほうへ流れていきますので、そちらのほうの断面整備も合わせてやっていきたいということで調査委託をかけております。

○佐藤委員

それで、私、排水路について一つ、住民の方から、今、雨が多いということで、桜木町のところ、排水路がありますよね、中町のほうから来る。あそここのところを近所の住民の方が言われるには、大雨が降ったときにあふれて、例えばあそこに白い丸い鉄パイプの柵があるんだけど、そうした

大雨になったときに、川に、排水路に落ちたりとかそういうことが懸念されるので心配だという声があったんですけども、そんなことから、私、あそこについては、住宅地ですよ。それから、知立小学校の裏もずっとつながっているんだろーと思えますけれども、ああしたところの整備というのはどのように考えられておられるのかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○下水道課長

今おっしゃられる桜木の排水路の管理は、下水道課のほうでやっております。今現在は、そこに泥が大分たまりますので、年に1回清掃をして、なるべく水が通るような形で、今のところそういう対応をしております。

○佐藤委員

そうすると、私が聞いたことについては、下水の決算認定で聞かないかんということですかね、これは。今、聞いてしまいましたけど。どうでしょう。私は排水路ということで、あの部分についても土木が管理しているのかなというふうに思いましたので、知らなかったので、また改めてお聞きいたします。

その部分と、桜木のところもそうですけど、知立小学校の裏もそうですか。

○下水道課長

そうですね、桜木排水路がありまして、Pの字でボックスといいますか、それがずっとつながっておるわけですけども、そのボックスの管理も下水のほうで、一応主には、今現在は泥だとか、そういったごみで水の流れを阻害しちゃいかんものですから、そこら辺の対応を今しております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

もう1点、排水路については掃除をやったり、

新設改良をやったり、改良をやったり、いろいろしてはありますが、安全対策という点ではさっき聞こうと思ったわけですが、例えば排水路というよりも、山屋敷の中に、通学路になっている、あれは用水ですかね、排水路というよりも。あの点について、雨が降ると冠水をされるということがあって、そういうときに、普通冠水しているときに子供が通ったりはしないと思いますけど、いずれにしても用水と境界がわからなくなって、例えば将来は管路化するかそういうことがあるかもしれないけれども、網をかぶせるとか何かそういった形で対応を、安全対策をとれんもんかなというふうに思うんですけど、あれは明治用水ですかね。どうなんでしょうか。

○土木課長

明治用水の小用水ということで、排水関係者の管理という形になっております。

○佐藤委員

排水管理者の管理というものの、あそここのところの上部については、かつてふたをして整備をされて、通学路できてるわけですよ。通学路になって今このところの一部だけが開渠のままになっていて、冠水すると、あそこは目の前の住宅の人たちも通るわけで、川のほうと道路側の境界がわからなくなるような事態があるので、私はそうした安全対策、もちろん地元の声も聞かないかということですけど、事故が起きてからでは遅いので、例えば集中的に雨が降って、よく側溝でも流されたとかそういう事故で、死亡事故とか発生する事例も幾つか出てるわけですよ。確かに通常は浅い側溝で、ザリガニとりをやったり子供たちがするのでどうかという御意見もあるんだけれども、何らかの安全対策を通学路になっているところとらないままで、ずっと開渠のままになるというのは、どうもいかんじゃないかということがあって、ぜひ、かつては明治用水の管理だとはいうものの、側溝のあそこの整備をしてふたをしたのは市の事業で行ったわけですよ。どうですか。

○土木課長

上流のほうは、たしか山屋敷用水は加藤さんの

ところからこっち、北側へ曲がっていきますので、あの上流がどういう用水形態になっておるのか、ちょっと私もわからないんですけど、過去にはそこを通学路整備ということでやっていると思いますけど、ちょっと私、どういう経緯でやったのかというのは認識不足ですけど、山屋敷用水については、こちらで全てオープンでございます。

○佐藤委員

いずれにしても、明治用水の管理だというもの、その点については明治用水ともよく話していただいて、必要じゃないということであればそうかもしれないけれども、でも事故が起きてしまって、ああ、しまったなということでは遅いんじゃないかということなので、調整していただいて、どういう安全対策がとれるかわかりませんが、私の田舎では、そういうところ全部網をかぶせているところがあるんだね、危ないということで。そうしたグレーチングをやるとかそういうことはないですけども、有効な、そういうときに子供が落ちたり流されたりしないような安全対策を、私はぜひ明治用水と調整していただいて、検討していただきたいというふうに思いますけども、林市長、どこの場所かということとはわからないかもしれませんが、梶川組のところがあるんですよ。梶川組があって、そこに山屋敷のちょうど桐山公園の脇を通る通学路、そこも昔は開渠でしたけども、向こう側の市道、幼稚園の通りが交通が大変狭くて危ないということで、その明治用水の上にふたをかけて、通学路として整備されました。しかし、その先の155号線に至る手前のところは、そうした整備がなされていないんです。ただ、そうした点で通学路になって、冠水があり、事故が懸念される場所なので、そうしたところは現地をよく見ていただいて、明治用水とも調整していただいて、そうした対応を私はすべきではないかというふうに思うんですけども、一遍現地を見ていただいて、対応してもらえませんか。通学路になっています。

○林市長

通学路になっておるということで、一度現地を

確認させていただいて、安全対策、できることがあれば、やっていきたいなと思っております。

○佐藤委員

お願いします。

それで、もう1点、ミニバスについて、100ページですけれども、この前の説明では、24万3,000人余が平成24年度利用されたということの説明がありましたけれども、その辺について、どんな状況かちょっと御説明ください。

○まちづくり課長

ミニバスの利用状況の御質問かと思われま。

こちらの主要成果のほうでは、前年比14.2%増、24万3,722人が平成24年度に乗っていただきましたと、この記載でございます。平成23年度は21万3,000人から今回の上昇率でございます、ちょっと説明のほうを負担金補助、こちらのほうの詳細・子細についての御紹介をさせていただきます、かえさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

今回、御指摘を受けまして、負担金の明細というものを少し、運行協定額というものを書かせていただきまして、ここで引き算をすれば、幾らの支払い額だということを明確にさせていただきました。こちらのほうを復唱させていただきますと、ミニバスは、1から3コースと4・5コースの2契約をしております。二つの協定額が5,219万1,300円でございます、そこから料金収入、こちらのほうが1,526万1,384円とありますけれども、この内訳でございますけれども、1乗車100円と、それから1月1,000円の定期券の運賃収入が1,370万1,384円でございます。あと、運転免許証返納者の方につきましては、2カ年の定期券を安心安全課のほうにやっていただいております、その方の今年度の人数が65人、2カ年ですので、定期券金額ですと、1人2万4,000円、かけ合わせますと、156万円ちょうど、先ほどの運賃収入1,370万1,384円と156万円を足しました金額が1,526万1,384円でございます。それと、業者に払う車両整備等、こちらのほうは昨年平成24年12月にダイヤ改正を行いまして、その関係上、バスのアナウ

ンスとかバス停関係でのお金、それと、それ前に平成23年12月に行って、それまでの4コース4台から5コース5台に変わったことに対するバスアンケート、何が目的かといいますと、今回のそれによって、どういうふうな改正が必要だと、12月の改正ですね。かいつまんで、そのアンケートなんですけれども、どんなことかといいますと、やはり5コース5台、イエローコースができたことに対する好評という利点でございます、あとここでのデメリットなんですけれども、常習的なおくれがあるよということが明確に出ましたので、それを受けまして、平成24年12月にダイヤ改正メインの、平成23年12月の改正時に比べて、直した点は、おくれの解消をメインに改正させていただきました。

以上が今回の説明でよろしかったですか。

○佐藤委員

そうした形で充実をされてきて、利用者もふえていると、大変いいことだなというふうには思いますけれども、私、以前、高場市営住宅ができたので、あの前にバス停を設置できないかということをご提案させていただきましたけれども、そのときの答弁は、道路が高場市営住宅の前を通過、旧155号線に至る道路が大変狭いので、交通安全上、よろしくないというような答弁だったかなというふうに思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○まちづくり課長

やっぱりバス事業について一番大切なのは、安全なバス運行だと私は思っておりますので、あの路線、道路につきましては、道路事業が大変悪うございますので、そういった回答で、バスについては、そちらのほうのルートについては少し障害があると思っております。

○佐藤委員

それで、無理やり1個そこへつくれということには私は言いませんけれども、そうすると、例えば宮代地域なり、あそこら辺に1号線から斜めの道を入れてきて、不燃物処理場の脇を通る道がありますけど、堤防に上がる道がありますけど、あそ



こを通過して、公園の前の道を左折をし、また1号線に出ていくというような形で、そうしたところに設置は可能ではないかなど。あそこは道路も大分広いところがありますので、マンションが建ったり、高齢者の方がおったり、高場市営住宅からもそう遠くないところで設置が可能じゃないかと。そうした点も、ダイヤ改正したばかりだということでもありますので、すぐにということにならないにしても、一つ検討していただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○まちづくり課長

御提案いただきました路線等につきまして、地元要望とバス路線として安全かということも踏まえまして、一つの課題というふうに受けとめさせていただきます。

○佐藤委員

ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次、決算書の167ページですけれども、土木費の中の土木総務費、1節で報酬という形で4万1,000円計上されて、支出がなかったということで、不用額が4万1,000円になっているわけですが、これは平成24年度当初には予算計上はされてなくて、どこかで補正を組まれた中身だなというふうに思いますけれども、その点、一つ確認させていただきます。

○土木課長

これは、放置自動車対策の対策委員会を、もし放置自動車があれば、その委員会を開かなくちゃいけないということで残しておきましたけど、結果的に放置自動車の処分がなかったものですから、委員会を開かずに不用額となったものでございます。

○佐藤委員

わかりました。結果的になかったということで、不用額となったと。これはたしか平成24年度当初予算では計上されていなかったと思うんですけども、計上されましたかね。

○土木課長

平成24年度の当初から計上しております。

○佐藤委員

わかりました。

それから、173ページですけれども、この都市下水路という形であります。それで、まず需用費、それから委託料、工事請負費というふうになっていますけれども、まず需用費でいくと、40万円の予算に対して21万円という形で、19万円ということで、残し率が47.5%、半額近い不用額という形になりましたけど、この需用費はどうした内容でこうなったのか、その辺はどうですか。

○下水道課長

この需用費は、都市下水路修繕ということで、昭和地区のマンホールぶたの修繕があった場合に行うものということで計上した予算でございます。

○佐藤委員

そうすると、昭和地区のマンホールぶたの修繕ということですが、実際には40万円計上し、21万円しか歳出をしなかったという点では、どうしてこういう形になったんですか。例えば前年度、平成23年度ですね、実際に支出をされた額が40万円ぐらいあって、それにならって当初予算で計上されて、結果的に修繕が少なくてこうなったと、ということでしょうか。

○下水道課長

おっしゃるとおり、そういう形で、この当初予算は前年にならったような形で、結果的にこの額で済んだということでございます。

○佐藤委員

マンホールぶたの修繕というのはどういうものですか。例えば、40万円というのは当初マンホールのふたを、それぞれ違うかもしれませんけれども、何件ぐらいのマンホールの修繕を予定されたのか、その修繕の中身はどうした必要性で修繕になるのか、その辺はどうでしょうか。

○下水道課長

済みません、今の内容でございますが、今、マンホールぶただけじゃなくて、陥没等も含めておりまして、そういった陥没はいつ起こるかわからないものですから、そちらのことも含めた予算でございます。

○佐藤委員

結果的にはそうだけでも、当初予算の積算の仕方がちょっと課題ではなかったかなという感じもするんですけども、これは前年度、この間の実績でそれを計上して、結果的にこうなったというだけの話なんですか。

○下水道課長

そうですね。先ほども同じように申しましたが、佐藤委員のおっしゃられるとおり、前年に倣ったような形で予算をとって、結果的にこういう額で済んだということでございます。

○佐藤委員

結果的にそうだったと。

それで、委託料についてもマンホールの関係でこういうふうになったんですか。これは、この委託料についても、33.1%の残し率と、こういうふうになっていますけれども、これはどういうことですか。

○下水道課長

こちらの委託料については、排水路の施設清掃ということで、一応、先ほどちょっと桜木でも出しましたけど、あぁいったものにも対応しておる予算でございます。

○佐藤委員

具体的には、54万円の予算に対して36万780円という形ですけども、排水路の施設、委託料ですので、これはどういう形の委託料ですか。工事を任すとか、ちょっとわかりませんけど。

○下水道課長

こちら、排水路施設清掃ということで、もうちょっと詳しく申しますと、開水路もそうですけども、ボックスの中のボックス形状のものとか、そういったものの堆積物の清掃、そういったものも含めております。そういった内容でございます。

○佐藤委員

これ、所管は下水ですかね。ちょっとお手数ですけど、ちょっと越境してしまって申しわけない。下水ですかね。そうすると、次のところで聞くということですかね。一般会計ですかね。その辺がちょっとどういうふうだったか、下水のほうの課長

がお答えになったので、一瞬戸惑ってしまいました。

清掃ということで、しかしこれが54万円という形で、これは排水路の施設清掃、何でこんなに残られるんですか。どこをやられたのか。

○下水道課長

この需要費だとか、委託費だとか、こちらについては、全部陥没と掃除等がセットになっていて、そういった急に起こるものに対応するための予算でもございますので、そういった意味でちょっと予備費的な形で残ったという形でございます。

○佐藤委員

そうすると、予備費的な、緊急対応が必要だということで、予備費として計上されていると。それが緊急対応か、なかったのか、少なかったのか、そういう関係でこういうふうになったということはおわかりました。

それで、これについては都市下水路ということで、排水路の開渠式のやつもそうでしょうけれども、ボックスということで、開渠式じゃないやつの中のやつ、例えば物がつまったりとか、そういうことも含めて対応するというのでしょうか。

○下水道課長

ボックスでも、結構古いボックスもあつたりしまして、急なやつぱり、ボックスの上に舗装が乗っておるような部分もありまして、穴があいてるとか、そういったのにも対応するという形でございます。

○佐藤委員

それで、もう一つ、その下の工事請負費ですけども、工事請負費70万円で、執行がなくて、不用額が丸々残っていますけど、これはどういう内容で残られたんですか。

○下水道課長

やっぱり大きな、今言いました陥没等があると、修繕とかそこら辺の対応ではちょっとできない部分もありまして、工事になりますと70万円ということで考えておりました。

○佐藤委員

そうすると、この分については、陥没するということを言われたので、緊急的な対応で工事をせないかん、それに備えるための予算で、そういうものがなかったためにこれは不用額になったと、こういうことでしょうか。

○下水道課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、これは70万円という金額の根拠は、例えば陥没が、先ほどのマンホールのふたということじゃないですけど、陥没ということを言われましたけども、具体的には、過去にそうした事例が発生して対応したということもあるから、こういうものが予算化されているんだというふうに思うんですけども、陥没というのは、道路が陥没したとか、都市下水路において陥没というのは、マンホールの車が上を通って、そこがへこんでしまうということはあるけれども、この工事費というのは、どういうものに対応する工事費ですか。

○下水道課長

先ほどちょっと申しました中で、やっぱり旧のボックス形態のものがありまして、そこに昔のボックスで、ちょっと管理用に穴がわざとあけてあるようなところがありまして、そうしたところから陥没しちゃって、そこをちょっと入れ直すとか、そういったのが過去にありました。

○佐藤委員

そうした緊急対応的なものだというので、なかったということで不用額になったということはわかりました。

それで、都市下水路の費用は、今こういう形で需用費、委託料、工事費というふうな形がありますけれども、今言った陥没や排水路の清掃ということになりますと、先ほど私は下水の決算認定で聞かないかんかなというふうに思いましたけれども、桜木の用水もここで聞くことが可能だということですか。

○下水道課長

桜木の排水路については、雨水の維持管理のほ

うの予算になっておりまして、これは都市下水です。

○佐藤委員

どうも済みません、勉強不足で。そんな形であったということはよくわかりました。

それで、駅のことですけれども、連立についてちょっとお聞きをしたいと思いますけれども、このところで、決算意見書のところの35ページですけれども、残事業費というような形で残っていますし、それぞれの名古屋本線、三河線という形で、それぞれの事業についての進捗、残事業、それから事業費についても残っておりますけれども、これについてちょっと御説明ください。

○都市開発課長

まず、名古屋本線につきましては既に工事が始まっておりますが、ここで上げておりますのは、主に用地の内容でございます。名古屋本線については、ほとんど完了をみてきておりますが、三河線、これは碧南方、海側でございますが、ようやく測量調査が終わりまして、対象となる面積等がわかってまいりました。そのために、今年度初めてここに計上されております。1,664平方メートルで、物件が3件という内容でございます。

以上です。

○佐藤委員

細かい話はともかくとして、私が聞きたいのは、かつていただいた事業の工程表、それから事業計画、これらを見てみますと、仮線工事は平成22年から平成24年の33カ月で終了する計画だということでありましたけれども、実質的には平成24年度末も若干入って、実質的に3年間のおくれになっているわけですが、このおくれの原因は、どうしたことでこんなにおくれたんですか。

○都市開発課長

まず、早い段階におきましては、やはり国庫補助、交付金等がつかなかったということが一つの原因であります。もう一つが、並行して進んでおりました愛知県下の太田川連立、こちらのほうが完了に近づいておりまして、そちらに集中投資が必要であるということから、これは愛知県の方

の判断でそちらに投資がされたということ、それともう一つが、知立連立につきましては、仮線工事のおくれというものが若干あるかと考えております。

○佐藤委員

それで、いろいろ事情があったにしても、結果的に仮線を完了させるのが3カ年という計画で、仮線に着手したのは、実質的には今年度からということになるわけですよ。この3年間のおくれがあるわけですが、この計画が平成35年という形になりますよね。ちょっとその前にお聞きしますけれども、事業認可期間が平成26年までという形で、これが平成35年で、三河知立駅の移設の問題等を含めて、国のほうに事業期間変更をされるということを特別委員会でも聞いていますけれども、これはちょっと忘れちゃったので、いつそれを事業変更を国とやられて、なるんでしょうか。

○都市開発課長

結論から申しますと、今年度中には事業認可の変更がされるということです。現状を申しますと、結構大きな話でございますので、認可変更だけの事務手続ではなくて、その前段の詳細設計協議というようなものがございます。そちらについて国と協議をしましてまいりました。その詳細設計協議は、おおむね了解が得られたということで、今月から事業認可変更の申請手続に入ると聞いております。

○佐藤委員

それで、3カ年、仮線工事がおくれたわけですよ。今、事業認可は前にお示ししたとおり、正式に今まで示されてきた中身で、平成35年をゴールラインにして、認可を変更しようということですが、この3カ年のおくれをどこで取り戻すんですか。

○都市開発課長

なかなか苦しい答弁になるかと思っておりますけれども、やはり仮線工事はどうしても3年かかるということは、今、鉄道事業者からも聞いております。したがって、高架工事に入りまして、どれだけ短縮できるかということですが、平成35年の完

了というものは、もう間違いない事実でございますので、それに向けて何とか、どこかで短縮をする、高架工事の中で短縮するというようなことで進めてまいりたいと思っております。

○佐藤委員

それでは、仮線敷設には3年はかかるということですので、具体的には、平成25年度から施行されたというふうに、基本的にはね、平成24年度に一部ありますけれども、実質的には平成25年度と。そうすると、仮線が施工されて、仮線ができるのは知立駅部の仮線と、それから名古屋本線の仮線と二つあるわけですよ、知立駅部の仮線、そちらのほうを示された中身で見ればね。これだと、知立駅部の仮線ということになりますと、どういう仮線かなというふうに思いますけれども、知立駅部というのは、どこからどこを指すのかちょっとわかりませんが、前、増減率の資料をいただきましたけれども、駅部というのは、685メートルということですかね。駅部の仮線を3カ年かけてやるわけですよ。それから、名古屋本線の仮線を3カ年かけてやると、三河線は別として。これは、両方ともあるわけですが、駅部の仮線というのは、どこからどこまでですか。

○都市開発課長

まず、仮線の施工の段取りでございますけれども、今、駅部、一般部ということでおっしゃりましたが、工事としては一括で発注されるというふうに考えております。駅部はどこからかということですが、155号線の知立方から豊橋方につきましては、トキワマンションって御存じでしょうか、駅北にある。名鉄テニスコートの北側あたり、そのあたりが、我々が言っております駅部ということになります。

○佐藤委員

そうすると、これを一括発注でやられると。おくれたからといって、おくれなくても、これは同時並行で駅部と名古屋本線は一緒の施工時期ですので、そうしたやり方でやられるんだろうなというふうに思うんですよ。それで、私は、これがいただいた資料で見れば、平成25年度から、仮線は

平成27年度ということになりますよね。仮線施工にはそれだけかかるということを言われているので、そうすると、本体工事は知立駅部の名豊のぼり線、三河線豊田方、それから名古屋方上下、豊橋のぼりとか、こういう形でありますけど、これが3年間スライドしてずれていくということですよ、本体に工事については。そうではないんですか。

○都市開発課長

おっしゃられるように、ずれてしまいますと、平成35年の完了というものが難しくなってしまうので、平成31年か平成32年ぐらいまでには名古屋本線の高架化を完了しないと、平成35年完了は難しくなります。したがって、その間で、高架工事をする間でスケジュールを調整する、そんなことが必要になってくるかと思えます。

○佐藤委員

この仮線が3年間ずれ込むわけだから、残事業はここで金額的には約490億円、平成25年度を除いてですけども、そういう形でいくと、具体的にどういうスケジュールでやるのか、全然3年間、もうこの間おくれたわけなもので、その説明が全然ないんだよね。本当にできるかと心配なかなと。ただ単にスケジュールがおくれただけではなくて、平成35年を終着点とすれば、当然単年度の財政計画も含めて増額されるわけですよ。そうした財政計画も、前、平成22年に示してもらったこういう財政計画、基金の取り崩し等を含めて、こういう計画があるんだけど、今、おくれと同時にどういうスケジュールでこれが施行されていくのか、そこるところと財政計画の大幅な見直し、連立は起債がほとんどで、一般会計を入れないということであったにしても、基金と起債と。だけど、単年度の起債が大きく膨らむわけでしょう。後年度、財政的にそこへみんな影響していくわけで、公債よりも、膨らめば膨らむほど返す額も大きくなるわけだから、そうしてみると、私はこの段階でスケジュール、おくれたやつやつの工事施工の手順、スケジュール、それから財政計画、これを示さないというのは、ちょっといかんじやな

いかというふうに思うんですよ。そうした考えについては、どういうふうに思っているのかなというふうに思うんですけど、どうでしょう。

○都市開発課長

おっしゃられること、我々も実は気にしております。愛知県にも投げかけてはおりますけれども、聞いておりますのは、平成35年はもう間違いないということ聞いておりますので、その間のスケジュールについては、実は私どももまだ把握をしておりません。我々も知りたい内容ですので、これから県、名鉄と協議してまいりたいと思います。

○佐藤委員

我々も知りたいということよりも、それだけ3年余おくれたわけですので、それについて名鉄の受託事業でやられてるわけなもののだから、名鉄は県との関係の中で工事が本当にどうなっていくのか。県にしたって単年度の負担金、知立市もそうだけど、負担金の額ははね上がるわけでしょう、平成35年ということで、3年間おくれた分を一挙で取り戻すというものの。そうしてみると、非常に重要な問題で、おくれました、まだわかりませんというようなレベルで議論している場合じゃないと私は思うんですけども、これは早急に工事工程表と、それから事業計画の財政計画含めて出していきたいなというふうに思いますけれども、都市整備部長、どうですかね、この点は。

○都市整備部長

連立事業の工程でございますけども、これも私がかもともと大変一番心配をしていた案件でございます、これまで私どもも含めて、議会も含めて、財政検討の部分の議論がかなり集中しております、実際の現場のおくれという議論がなかなかできていなかったということで、私どもとしては、今の現状、非常に厳しく認識しておりますので、県のほうに今後の工程計画についてしっかり詰めていただきたいと。これ、私どものほうで工程額をつくるわけにはいきませんので、私どもとしては、県に願うしか現状としてはありません。

いまだ少し認識違いがあるなと思っているところは、3年おけているという今御発言がございま

したけど、3年おくられていると。これ、今、仮線については平成22年に工事協定を県と名鉄が結びまして、それから具体的に、現実には仮線工事に着手しております、一定の進捗はあるわけですが、ここ平成24年度に1年間、大きな進捗がなかったということで、その分を私も、やはりこれはおくられているなという実感を持っています。これをどれだけで吸収できるのかということについても、県にこれは投げかけていくしかないわけでございますので、都市開発課長は今、中で短縮できるのではないかというような、そういう答弁もありましたけど、これはお金がつけば全てできるというものではございませんので、やっぱり一定の最低限必要な時間があるわけでございますので、そういうことも含めて、県には改めて今後の工程計画をしっかりと立てていただいて、示していただきたいということはお話をしていきたいと思っておりますので、少し時間をいただいて、改めてそういった今後の計画についてはお話をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひ、それは早く出してもらわないかというふうに思うんです。

それで、平成35年を終着点だよといいますけれども、今の都市整備部長の言葉をかりれば、お金さえつけばどんどん進捗するものでもないということを見ると、事業認可区間を平成35年に変更だということで、来年度中にはそれは可能だよというような話をするけど、本当に平成35年がいいのかどうかということ、県はそういうふうには言ってるかもしれませんが、実際に工事に取りかかり、財政との関係を見たときに、本当にそれでいいのかということ、私、思うんですよ。ただ、平成26年と言っていたものを平成35年に延伸したわけだから、これをさらに公として延伸するなんてことは、皆さんは言えないと思うんです、県も言えないと思うんです。ただ、実際問題として、そうした中身を見たときに、事業の進捗状況の中では延伸することだってあり得るじゃないかということ、正式には平成35年だということで、こ

こがゴール地点だと。多分、答弁をどう聞いたって、県もそうだけでも、そうやって言うに決まってるんだけど、だけど実際の中身を見たときに、本当にそれでできるのというのが率直な私の思いなんですけども、その辺は都市整備部長は心配しているというけれども、その可能性はなきにしもあらずではないですか。

○都市整備部長

その点は、先ほど申しましたとおり、私どもでどうこう憶測できるものではございませんので、これは県のほうに、今回、事業認可変更で期間延伸も正式に国から認可をとるということでございますので、当然そういったバックデータといいいますか、工程計画をつくられた中で申請をされると思いますので、そういうところも含めて、県のほうに再度資料提出をお願いしてまいりたいと思います。

○佐藤委員

ぜひそれは、工程表と財政計画についてちょっと出して下さい。ただ、単年度に大きく膨らむということになりますと、もちろん担当部局だけでなく、知立市全体にかかわる問題になるわけですが、幾ら起債と基金で充当するとは言えないけどもね。今は、いろんな長寿命化計画にしても何にしても、学校にしても何にしても、単年度にできるだけ足を長くして、薄くして、単年度の費用負担が少ないような平準化を図るという方針でやられているわけでしょう。それは起債も含めてだと思っただけです。ところが、平成35年で、この予算で489億円ですか、残事業という形を圧縮すれば、事業期間はそうであったとしても、仮線がおくれた分だけ事実上の圧縮ダウンで、その平準化は図れないわけですよ、膨らんでいくわけですよ。ですから、そんなことも含めて、早くそうしたものを出していただきたいというふうに思います。この点で、都市整備部長がそういうふうにして答えられてましたけども、100年に1度の事業ということを盛んに言われておるわけですけども、市長として、このおくれについてはどんな認識をお持ちですか。

○林市長

この事業は、私も議会の中でたびたび平成35年はしっかりとやらないかなということをおっしゃっていました。これは、私が想像するところによると、二元代表制ですので、議会、そして市長部局と一緒に100年に1度のまちづくりを完成させていくわけでありまして、今、都市整備部長が申し上げましたように、今までの議論の中で、県事業であります、透明化とか負担割合の見直し、それはそれ、事業をもっと早く進めてくださいよと、この土俵の中で、佐藤委員も、例えば相手の立場に立ったときに、なかなかそれがですね。だから、私は両軸足で、一方で当然ながら負担割合を見直ししろよと、もう一方で事業を早くやってくれよと。これはある意味では、二律背反する、要するにもう負担割合見直しをせよと言ったときには、ちょっと立ちどまってやれと、ちょっと立ちどまって考えてくれということをおっしゃっているようなものなんです。私がもし相手の立場だったら、ああ、そういうことを言うと。もう一方で、いやいや、平成35年守ってくださいよと。それはだから、非常に難しいことをやらせていただいているんですね。それがおくれにつながっているかどうか、私はわからないんですけども、いずれにしても平成35年にはやらないかなということは、私は再三申し上げておることございまして、今、佐藤委員が非常に大きな問題意識をもって、平成35年までにしっかりとやれよという激励をいただいたことは、非常に大きな励みになっておるわけでありまして、これはしっかりとやり切らないかなと思っております。

○佐藤委員

やれよということじゃなくて、延伸する危険性をはらんでいるんじゃないかと、そのところに対しての認識はどうかと。皆さんは公式に、これをさらに何年か延伸しますなんてことは言えないわけですので、口が裂けても言えない、平成35年死守だということは言われるんだけど、実際の仕事をやったり、財政計画その他を含めたときに、そうした可能性もはらんでいるのではないかなと

いうことを私は危惧をしてる、そういうことをお聞きしたわけです。

もう1点、お聞きしますけれども、今、事業費ベースでこういう形で、ここに国費だとかそういうことはいいんですけども、これ、自分で調べてやればいいわけですけど、このところの内容で、本線、仮線、こういう形になってますけれども、事業費ベースでどれだけ進捗をされて、どれだけ残事業がそれぞれあるのかということが私はわかと、非常にいいなというふうに思うんですよ。下で財源について、込み込みでなっているわけですけども、これだけでは、どれだけ進捗をされているのか非常にわかりにくいというのが私な率直なところで、この計画です、残事業は490億円近くありますけれども、事業費ベースでどれくらいおくらしているのか、その辺の把握はないですか。仮線工事が終わってれば、平成24年度で終わったということになれば、ここで127億2,000万円余の工事が施工されたはずですよ。前にいただいた工事協定の愛知県との締結の中についていた資料の中では、そういうふうになっているわけですけども、その辺はどうなっていますか。

○都市開発課長

仮線の工事がどれだけ進捗しているかという内容かと思えますけれども、実際615億円のうち、仮線工事が幾らというものが明確に私ども、わかっておりませんので、それに対して幾ら今使っているかというのは、使ったお金はわかるにしても、分母になるお金は把握しておりませんので、実際にはわからないというのが現実でございます。トータルの進捗率として、615億円に対して20%の進捗ということ以外ございません。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時59分

---

再開 午後6時07分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

それも出ないということですね。

それで、もう一つお聞きをしたいんですけども、これを見ますと、用地物件という形で、全体の進捗率は、用地については100%、それから物件については93%と、こういう中身ですよ。それで、もう一つお聞きしたいんですけども、そこで用地を見ますと、用地費という形で見ますと、本線用地、関連側道用地、つけかえ、仮線ということで、工事協定のときにお示し願った中身で、そのうちの用地費については55億8,000万円余という中身ですよ。そのうち47億6,000万円余が都市側での用地買収です、これが。用地は都市側が14億4,900万円余、名鉄が2億3,800万円余、あわせて用地費が16億8,000万円余というふうになっているんですよ。それで、物件の補償費ということを見ると、都市側が69億円余という形になります。名鉄負担が11億円余、トータルで80億円余かかるんですけど、こうした中身を見ると、少なくとも都市側が透明性の確保ということ言われて、住宅工事費について、入札にかかわる問題については予定価格やその他を含めて、それを公表すると、その後の工事、業者との関係で支障が生じるということで、なかなかそのところは公開を拒んできたわけですよ。私らはそれを公開せよと言ってるわけです。私は、それとは別に都市側負担でやられている、それから名鉄負担でやられている用地物件について、それぞれここで見ると、工事協定の中身で見ると、用地費についてそれぞれ分解されて、本線用とか書かれているわけですよ。それに基づいて、現在の進捗率を見たときに、名鉄も用地の買収については拒まないはずなので、それが工事の先ということで執行されていないかもしれませんが、また県もこのことについては拒まないはずですよ、はっきり言って。そうしてみると、私はその部分について、ここにかかわる部分で、さっきと繰り返して悪いけども、用地は100%だと、それから物件補償については93%ということですよ。現時点で、用地にかかわる問題、補償にかかわる問題で明らかにすることは何ら入札案件ではないので、明ら

かにできると思うんですよ。この点はどうか。

○都市開発課長

用地費、補償費につきましても、鉄道負担が入ることはおっしゃるとおりでございます。今まで負担していなかったのは、工事協定を締結していなかったため、鉄道が負担していなかったということです。今後、その負担をしていなかった部分につきましては、これからの名鉄負担金の中でそれを用地費に充当するというところでございますので、名鉄の負担金は工事費だけではなくて、これらの用地費に対してもこれから負担をしていくということでございます。

○佐藤委員

そのところは私、ゆずったとしても、実際には、さっき言ったように、鉄道側負担は確かにありますよ。しかし、ここで言うところの公が負担する部分、これは受託工事費に用地までは入ってるかどうかちょっと私はわかりませんが、少なくともこれは入札案件とは関係のない用地費であり、物件補償であります。だとするならば、この意見書にあるところのこれに合わせて、当初予定していたこの金額、それから再算定のときにお示しいただいた増加額等ありますよね。それに照らし合わせて、一つ一つの用地費、補償費がどうなっているかということは、現時点で明らかにできるはずじゃないですか。私がなぜそういうことを言うかということ、例えば平成21年7月に再算定をしているわけですよ。それで、用地費についても、補償費についても、用地は余りないんだけど、用地費は8,700万円余が増加額で、補償費がふえたということで、10億円ほど。だけど、これについては入札とは関係のない話で、現在の進捗率に合わせて、それぞれのものについて、この項目に従って、何件で、当初の工事費の積算の積み上げがありますけれども、幾らかかるという予定の中で、都市側負担分について実際に執行された額は予定どおりいってるのか、減ってるのか、その辺ぐらいは明らかにできるんじゃないですか。私は、この点は表が何かにさせていただいて、ぜひ明らかに



してほしいなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○都市開発課長

その辺は明らかにできるかと思います。まず、一つお話することは、用地補償につきましては、鉄道側の負担はいただきますが、実務を行うのは知立建設事務所と我々ですので、用地補償の内容については全て我々が理解をしています。その我々が買った物件や土地に対して名鉄が負担をするということですので、その辺は御理解を願いたいと思います。詳細については把握しておりますが、誰々が幾らというような表現はできませんので、工種ごとの分類になるかと思っております。その辺は御了承願いたいと思います。

○佐藤委員

いやいや、公私ごとというのはどういう意味かちょっとわからんですけど、ここにもらった工事協定の中には、用地費の補償費ということで、用地費として、本線用地費、関連側道、つけかえ、仮線と載っているわけです、それぞれの科目について、それぞれの予定額というか、これだけかかるだろうということが載っている、補償費についてもそうです。ですから、今、執行されているのがかなり100%に近いような段階になってきたので、私は少なくとも当初予定していた再算定をやって、膨らんだこれらのものと実際に用地を購入された、補償費を支払ったその決算額を出していただいて、当初の積算の根拠になっているこれらと照らし合わせたときに、減っているのか、ふえているのか、それぐらいは明らかにさせていただくことが必要だというふうに私は思うんです。これは、名鉄のものが一部お金が入っているか、入っている部分があるにしたって、いわゆる入札とは関係のない話なので、これは明らかにしてもらいたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○都市開発課長

全て我々は把握しておりますので、出せるかと思いますが、ただ委員にお示ししている数字ですけども、知立連立全体額の数字をお持ちだと思っております。名古屋本線で幾らというのは多分

おわかりになっていないと思いますので、今買っているものは名古屋本線についてのみですから、名古屋本線のうち、我々はこれが100%ということと表示しておりますので、615億円に対しての率というものは、我々が示す数字では出てこないということは御了承願いたいと思います。

○佐藤委員

わかりました。それで結構ですので、まだ三河線の海側は全然いついていない話で、それはわかりました。しかし、その部分については、ぜひ私はお出しただいて、検証できるようにしてほしい。これは、順次出してもらいたいなというふうに思うんです。それは、いつぐらいまで出してもらえますか。

○都市開発課長

この工事協定にあります分類ですね、本線の用地、関連側道の用地、つけかえ側道の用地、そういった分類でよろしければ。

今、都市整備部長からちょっと忠告いただきまして、県にちょっと確認をとります。出していいかどうかを確認をとりまして、対応させていただきます。

○佐藤委員

私ね、それは確かに県が事業主体なので、そうであったにしても、今まで工事の透明性ということとを工事協定で言ってるわけですよ、第11条か何かで。そう思うと、入札以外の部分ですので、そんなことはちゅうちょしないで、県が待ったかけても、いや、これは議会から強い要望です。出しますと行って早急に出していただきたい。遅くても、まだ特別委員会が今年度、新しくなって、まだいつ開くということは言われていませんけれども、少なくとも特別委員会の開かれるかなり前までには、ここは出してもらいたいなというふうに思います。

都市整備部長、これでよろしいですかね。

○都市整備部長

佐藤委員もおっしゃったとおり、事業は県事業でございますので、契約の基本的な相手方は県でございますので、県のデータをお出しするという

ことですので、県にまずは了承をとらなきゃいけないということと、県に資料を出していただかないといけないわけですので、時期的なところは、県と調整をさせていただいて、できる限り特別委員会には間に合うように、出せるように努力させていただきたいと思います。

○佐藤委員

お願いします。

それで、もう一つ、この中からお聞きをしたいんですけども、ここに市の全体事業費の中で、事業費ということで、市の計として118億円という形になっています。これは、交付金が10分の5から10分の5.5になったということでの算定だというふうに思いますけど、そこを一遍確認させてください。

○都市開発課長

おっしゃるとおりでございます。交付金化による11億円のマイナスと事務費の県の単独費化になったということで、12億円がマイナスされた118億円でございます。

○佐藤委員

ここには、ちょっと説明がわからなかったんですけど、私の認識では、かつて県の中3階の部分、3.3億円、それから三河線の3階へのすりつけ、ここで7.9億円と、体積で案分したという説明でしたけれども、これについては、ここでカウントはされてないですよ、まだ。これ、一遍確認させてください。

○都市開発課長

ここにお出した表は、昨年度の監査資料ということでお出した表でございます。この時点ではまだ直通運転乗りかえ階に対する軽減の覚書を締結しておりませんでしたので、ここには盛り込んでおりません。

○佐藤委員

そうすると、覚書を締結をしました。覚書には金額表示はなかったわけですよ。だけど、金額表示はなかったですけども、中2階部分と、それから三河線のすりつけについて、知立市負担から除外するという項目が入っていたかなというふ

うに思います。それで、この間の覚書で、名鉄の三河線の高架ができるころだとか、いろいろ言われていて、すぐにつくわけじゃないですけど、来年度は、例えばこの決算資料の中で覚書が締結をされたわけですので、その部分について、知立市負担の軽減分については、ここに記載されますか。

○都市開発課長

今回、覚書で約11億円、今後の精査にもよりますけれども、軽減する内容というものは固まりましたので、工事を実施していく段階で、現在では約11億円ということをおっしゃっていますが、その数字を用いまして、107億円というような表示になるかと思えますけれども、今後はその数字を用いていきたいと考えております。

○佐藤委員

そういう形で、今年度はならなかったわけですけども、来年度の決算資料の中には載るということですよ。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、そうした形になって、さらになるわけですけども、私が聞きたいのは、再算定のときに何が幾ら上がるかとか、そういうことが示されておったわけですけども、ここへ来て、来年度消費税が8%、次の年が10%というそういうものが出てきましたけれども、この615億円ですかね、それと工事協定の額514億円、執行済みのものもありますけれども、それが消費税が8%になり、10%になり、これは現計画の中で吸収されていくというふうにお考えなのか、いやいや、工事協定の中には物価の変動、労務単価の変動であったときは協議しますよというようなことも工事協定の中にうたわれているんですよ。ですから、それはどうした感じになっていくのかなということを私は思うんですけども、その点はどんなお考えでしょうか。

○都市開発課長

連続立体交差事業への消費税の影響ということでございますが、鉄道事業者への消費税分の支払いということはありません。これは、鉄道事業者は受託工事を発注する際には消費税を払いますが、最後の申告の段階でその分が控除される

ということですので、実質ゼロということになりますので、委託側からする消費税の支払いはないということになります。ただ、県が発注する工事等につきましては消費税がかかってまいりますので、その分の若干の増加はあるかと思えます。金額的にはまだ把握しておりません。

○佐藤委員

そうすると、受託工事については消費税の増加分はないということですね。県がやる事業ということで、県がやる事業といっても、道路工事費等が若干あるのかなという程度の話なので、それだけ消費税がかかっても、そう膨らむことはない、こういう認識ですか。

○都市開発課長

佐藤委員のおっしゃるとおりの認識であります。

○佐藤委員

それで、もう一つ、私、教えてほしいんですけども、県が11億円負担軽減するという形ですけども、これは以前いただいた資料で、今回聞くのはどうかと思うけども、ここで中3階の部分について、対象工事費が186億円というふうになってるわけです。そして、知立市負担分から除外する都市側対象土木費を体積案分したということで、数式が載ってるんですけども、この186億円という工事対象箇所はどこですか。どうしたらこうした結果になるのか、ちょっと教えてほしいなというふうに思うんですけど。

○都市開発課長

乗りかえ階を設置いたしますと、その分、厚みが増します。高架構造物が高くなります。ということから、高架構造物の高さが変化する地点、申しわけない、はっきり申し上げられませんが、155号線のあたりかと思えます。それと、三河線につきましては、ちょっと三河線がはっきりしません、申しわけございません。何しろ縦断が変化した区間の事業費ということでございます。

○佐藤委員

この186億円というのは、どこからどこまでの工事で、どういう内容なのかなということ私を知りたいんですよ。数字だけ示されて、こういう

金額ですよといっても、どこの対象工事費でこうなるのか、これはどこの工事かなということなんですけども、どうですか。

○都市開発課長

繰り返しになりますが、縦断が変化した部分で、構造物のボリュームがふえます。そのふえたボリュームのお金、それがそこに示されたお金だと思います。

○佐藤委員

そうなんだろうと思うんだけど、ただこれは対象工事費があって、そこに体積案分したら、中2階の部分が7.9%だということでしょう。7.9%ということは、全体としては186億円があって、その中の7.9%が中2階部分だよということですよ。それで、7.9%というのは、14.7億円だということですよ。それで、地方負担分について10分の5.5と、それを県と知立市が2分の1負担したら3億3,000万円だということ、これはわかるんです。でも、もともになる186億円というのは何ですか、これは。どこの工事ですか。

○都市開発課長

ちょっと申しわけございません、資料なしでお話しておりますが、中3階を設けたときの事業費がおっしゃるような事業費でありまして、中3階を設けたことでふえるボリュームが7%に当たると思えます。申しわけございません、ちょっと資料手持ちでないです。

○佐藤委員

私の計算が正しくないかもしれませんが、これは駅部の土木工事そのものじゃないですか、これは。これに事務費がおよそ計算すると、13億円ぐらい、計算が間違っているかもしれんけども、事務費を引いた分の173億円前後が土木工事費で、本体工事に当たるところのこの部分の駅部の工事の土木工事費じゃないですか、これは。そうじゃないですか。私がいいろいろ計算して推計すると、そんな感じのところじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後6時30分

再開 午後6時30分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

今、数字が出ている資料を確認しましたが、この事業費がどの部分かというのはちょっとここでは即答できませんので、後日、回答させていただきます。

○佐藤委員

そこがないと、3億円減るということを言うてるんだけど、本当にそうかなということを、向こうの県と言い値でなってるのかなということも疑いたくなるので、そこについては、どういう工事で、体積が何ぼあって、どうなのかなということまで僕らがわかれたらいいなというふうに思うんですよ。

○都市開発課長

今、資料を提供していただきました。

まず、対象区間が判明いたしましたので、報告いたします。

155号線の少し名古屋方が起点になりまして、知立駅部、先ほど申しましたテニスコートの北あたりまで、それと三河線につきましては、山側が三河知立駅を過ぎたあたり、伯栄さんのあたりでしようかね。海側が南陽通のあたりまで、これが今回影響する区間でございまして、この区間内の事業費が186億円となります。これに対して、乗りかえ階でボリュームがアップする部分が7.9%となりますので、したがって乗りかえ階設置に伴う増加額が14.7億円となります。

○佐藤委員

そうすると、工事だということですけど、これは私が思うに、駅部の土木工事に対応した内容だと、ちょっと若干、南陽通とかいろいろあるんだけど、土木工事費に事務費を足した額が186億円だと、駅部の土木工事費、こういうふうに私は思うんです。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、

下の137億円というのは、土木工事費が事務費を引いた分で、土木工事費が幾らかかるかなということを計算すると、本線と三河線の高架事業、そしてそこには137億円だけど、土木で約50億円ぐらいのお金を費やして、電路60億円、駅舎18億円、こういう構成で、それに事務費が10億円ぐらいついて、これが137億円という、こういう工事ですか。その辺、教えてください。

○都市開発課長

この直通運転機能によりまして増額する区間ですけれども、本線と三河線が分岐するところ、これも155号線のあたりです。それから、これは区間が短いところでございまして、知立駅のホームが終わるところまで、これが直通運転機能で増加する部分でございまして。この部分の全体の工事費が137億円でございまして、乗りかえ機能による増加分が20.9%、28.6億円が増加額と、そういった計算をしております。

○佐藤委員

私はそういうことを聞いているんじゃないかと、186億円にしても、137億円にしても、どういう工事が対象なんだと。私は、186億円については、土木費と事務費13億円ぐらいの話で構成されているんじゃないかなということを思ってるんですよ。137億円については、本線と三河線の高架工事、電路工事、駅舎で土木工事という形で137億円が構成されてるんじゃないですかと、ここを聞いているんですけど、どうですか。

○都市開発課長

この137億円は土木工事のお金でございまして、全部ですね。この構造物をつくり上げるのに137億円かかるということです。下に電路工事とありますけれども、28億円が電気工事等のお金でございまして。

以上です。

○佐藤委員

ちょっとわからんけど、全部137億円が土木工事費ですか、これは。ちょっとこれ、電気とか、駅舎とか、186億円も含めて、ちょっと分解した内容を教えてください。

○都市開発課長

今回、影響が出ますのは、土木工事分だけでございます。電路工事はありますけれども、上の137億円については、構造物の増加分でございますので、ホームだとか、駅舎だとか、そういったものはこの中には入っておりません。構造物自体で増額する分でございます。電路につきましても、影響する部分だけの金額となっておりますので、御理解願いたいと思います。

○佐藤委員

そうすると、影響する部分だけだということを言われるんだけれども、土木工事費だけだと、若干、電路が入るということを言われるんだけれども、この186億円と137億円、およそその事務費が30億円ぐらい入っていると思うんですけども、それにしたって、土木工事費だけで323億円、310何億円もかかるんですか。ここで見ると、これとすり合わせをすると、土木工事費だけで、本体の土木工事費は265億円ですよ、本体。仮線は別だもんね。この金額は仮線は関係ないでしょう。本体だけだと、土木工事費がトータルで260何億円なんですよ。そうすると、ここで土木工事費だけで323億円ということを言うと、帳尻が合わないんじゃないですか。

○都市開発課長

この186億円と137億円は、一部重なった部分をあらわしています。186億円のほうは、名古屋方から早く始まった部分から三河線までを含めた全体の築造費、土木工事費です。そのうち、乗りかえ機能にかかる部分が、区間は若干違いますが、137億円ということですので、それぞれのお金ではなくて、ここでは区間のお金を示しています。

○佐藤委員

これらを見ても、いろいろ考えて聞いたわけだけれども、なかなかわかりづらい内容だなというふうに私は思っているんですけども、もうちょっとこういう中身も分解した中身で教えてもらうわけにいかんのですか。どうなんでしょう。

○都市開発課長

分解すると申し上げましても、今言った説明の、

区間で幾らというような表現しかできないかと思っております。

○佐藤委員

そうすると、この186億円と137億円は土木工事費だけだと、一部電路費が入っているにしても、トータルしたものが土木工事費じゃないと、オーバーラップしていると。実際の金額は、この土木工事費にかかるお金は幾らなんですか。この区間、今示された155号線手前、本線から三河知立3階部分にすりつけ、出ていく線路とおける線路があって、テニスコートの裏側までということ言ってるでしょう。そうすると、それ以外のところとあるわけですけども、この区間にかかわる土木工事費、駅部と若干のこのところ、準駅部ですよ、ここは。ここで言うところの増強率があるところ、駅部とちょっとないところがありますけども、これで実際に、私らは素人なもので、186億円と137億円なんだと、足せばそういう金額なんだというふうに思うわけだけれども、実際には、土木工事費はこの区間、今説明した区間は幾らかかるんですか。

○都市開発課長

この資料の平面でいいますと、青色がついておりますでしょうか。青色部分と黄色部分を合わせたこの区間が137億円の土木工事費ということでございます。そのうち、この黄色部分が直通運転機能で増加した部分でございますので、それが20.9%となります。

○佐藤委員

そうすると、これが土木工事費だということだと、そうですね、さらにこれは三河知立駅から先の話、それからテニスコートがある辺から先の海側の話はここには入っていないので、だけどそれをトータルすると、土木費だけでは266億円余、そういう形だということですよ。ちょっと済みません、いろいろ聞きましたけど、分解して、工事費がどこからどこまでということがよくわからないものだから、ぜひその辺を出して、お知らせ願いたいということなんですけどね、私自身は、

それと、もう一つ、残事業があるというものの、

残事業を裏づける中身で見ると、こうしたものの進捗率やそういうことがどうなっているかな、この工事がどれだけかかるかなということが大変心配になるので、そのことをお聞きをしました。

それで、もう一つ、駅周にかかわって聞きたいわけですが、この表の中で、駅部の増強率は、この区間とこの区間の中で増強率がありますけれども、この予算書の中で、計画の中ではどういうふうになっているか、ちょっと私、わからんですけど、それぞれこういう形にずつとになって、全てのところと同じ割合で掛けられて、増強率について、そして工事費という形になってるんですけども、この辺について、この資料に基づいて、増強率の工事費と増強率の関係でわかるような資料を、これを見ただけじゃわからんので、区間別に示してもらおうというわけにはまいらんでしょうか。

○都市開発課長

かなり込み入ったお話でございますので、はっきり申し上げて難しいかと思えます。

○佐藤委員

話の進展がなかなかなくて。ただ、用地費、補償費については出していただきたいと、そこは確認できました。

それで、次ですけれども、区画整理についてもこういう形で、ここの上の表が載ってますけれども、これについて実際問題、197億円で、今が平成25年度を入れると、残事業が91億円というような形になってますけれども、これは消費税やその他はここも影響しないわけですかね。

○都市開発課長

区画整理の場合は影響は出ます。昨年度、試算したものがございますので、お話をさせていただきます。

まず、5%から8%に増加した場合につきましては、全体で約3億円ほど消費税によって増額いたします。そのうち市の負担にいたしますと、約1億4,000万円余り、これは5%から8%でございます。ちょっとこれ、比較になるかどうかわかりませんが、5%から10%に一気に上がった場合

ですけれども、全体額で約5億2,000万円増加いたします。市負担にいたしますと、2億4,000万円増加するということになります。ただ、段階的に上がるようですので、一概にはこのような形ではないかもしれません。

○佐藤委員

そうすると、消費税が、ただ政府がどのような形で、私らは増税ストップと言ってるけども、消費税の増税がどういう形になっていくのか、来年度8%、1年間8%の分が上乘せになると、その次の年から10%ということですので、その翌年度から事業期間終了までが10%かかるということですので、そうしてみると、5億円よりは3%部分があるので少ないにしても、それでも2億円を超える額が新たな負担増というふうになるということですよ、これは。そういうことがわかりましたので。

試算をされた積算の根拠になっている事業とか、そういうことが、トータルでやられたということですか。それぞれの割合だもんで、トータルにしようが、細分化してやろうが、トータルすれば一緒の話になるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○都市開発課長

積算した中身で、除いておりますのが我々の人件費ですか、これは既に済んでおりますけども、原価先買いの買収費、これらを全体事業費から除いた額で積算をしております、各項目ごとでどれだけ上がるのかなというシミュレーションをしております。

○佐藤委員

ぜひ、各項目ごとでシミュレーションしたやつ、資料をちょっともらえませんか。

○都市開発課長

提出させていただきます。あくまでも概算ということで、御理解を願いたいと思います。

○佐藤委員

わかりました。ここでも負担増になっていくのかなということが確認できました。

それで、連立と区画整理について、これで終わ

りますけれども、もう一つお聞かせ願いたいんですけれども、公園の102ページですけれども、ここには載ってないですけれども、公園パトロール事業というのがありますよね。公園パトロール事業はどんな内容でやられてるのかなど、ここには載ってませんけれども、これは臨時賃金なので違うね。公園パトロール。

○都市計画課長

公園パトロールについてでございます。

これは、公園緑地の緑地費の中で。

ちょっとお時間いただけますか。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後6時48分

再開 午後6時49分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

公園パトロール事業につきましては、臨時職員で対応させていただいております。それで、土木課と道路パトロールとあわせた形で、半日ずつという形で執行させていただいております。私どものほうの公園パトロール事業として支出させていただいているのが182万4,216円でございます。

○佐藤委員

私、何でこれを、成果報告書には載っていない、当初予算には載っていて、こちらのほうの予算書を見れば賃金で載ってるということがわかってるんですけれども、公園パトロール事業をやられて、トイレだとかその他について、破損状況だとかそういうことをパトロールの方がつかまれるというふうに思うんですよ。実は、前にも紹介しましたがけれども、桐山公園でも、できてすぐのときに、どなたがやられたかわからんですけれども、鏡を破損されたということもあって、公園パトロールの中でそうしたことがどのぐらい発見をされてるのかなということなんですけれども。

○都市計画課長

公園パトロールによるそういった被害の状況の

把握でございますが、平成24年度のパトロールによる実績といたしましては、施設の累計といたしましては、昨年度、平成24年度の年間で57件を発見といいますか、確認はさせていただきました。

○佐藤委員

それは、平成24年度のパトロールの中で57件の破損といいますか、そういうものを発見したということよろしいですか。

○都市計画課長

済みません。これは施設のみでございます、遊具の破損と同時に、パトロールで簡易に修繕ができるものもございます。そういうものも含めると、遊具をあわせるともう少しふえた形で83件になります。

○佐藤委員

そうした形で、もちろん公園パトロールもあるし、利用者からの通報もあるだろうというふうに思いますけれども、いずれにしても、これは123カ所の全ての公園を対象にしてパトロールをされてるんですかね。臨時職員で、賃金という形ですので、これはどれぐらいの頻度で、どのぐらいの時間でこれをやられてるのか、その辺も含めてお知らせください。

○都市計画課長

平成24年度において公園パトロールを実施した回数は、全部で123公園に対して2,504回となっております。1日平均で10公園程度の施設をパトロールを実施させていただいております。その回数で2,504回という形になっております。

パトロールの公園数としましては、おっしゃったとおり、全ての公園を対象としております。

○佐藤委員

月に10公園という形で、もちろんそれは10公園ですので、簡易な補修がそこでやられるということで、そういうことだろうと思いますけれども、これは時間帯的にはどんな時間で、例えば午前中とか、午後とか、臨時職員でやっているということですので、その辺はわかりますか。

○都市計画課長

臨時職員で朝9時から夕方3時半まででございます

まして、午前中は道路パトロール、午後から公園のパトロールという形で実施しております。

○佐藤委員

午前中は道路パトロール、午後は公園パトロール、こういう形でやっているということですよ、わかりました。

それで、公園の使用の方が夜遅くに騒いだり、そういうことがあったりということもあって、夜間も、全部の公園ということではないですけども、そうした対応ができないものだろうかということも御意見もいただいているんですけども、昭和のほうですけども、その辺はどんなふうに、初めて言う話なので、すぐ答弁と言われても困るんですけども、そうしたことも時間差の中で、そうした対応ができないものかなというふうに思います。

○都市計画課長

夜間、公園でのそういった苦情、昭和だけではなく、他の公園からもいただいております。そういった中でも巡視、パトロールを夜間やらないといけないんじゃないかということも言われておりますが、臨時職員という形の中での対応だと、ちょっと今の段階では難しいと思います。夜間パトロールを行うという形になると、やはり正規職員の中で対応せざるを得ないのかなというふうに考えております。ですけど、やはり他の地区のそういった御意見が出ている公園も、警察も入ってきてはいるんですけども、いちごっこで、なかなか対応に苦慮しているのが現状でございます。

○佐藤委員

そうすると、今言ったような地域ばかりじゃなくて、夜間にやっぱりそうした御要望がほかにもあるということですね。すぐに、きょう、あすということではないにしても、そうした御要望が出るということになると、頻度はともかくとして、そうした対応が何らかの形で必要ではないかなというふうに思いますけれども、その辺は、そうした声が出ている中で、これからすぐに実施するか、せんかということは、どっちにしても検討の余地はあるということですよ、その方法はともかく

として、今後、そういうことも含めてやられていくわけですかね。

○都市計画課長

現在やはり、正直、私どもから言いまして、使用者のモラルの問題ということになると思うんですけども、私どもでできる範囲、啓発看板、そういったものは当然設置させていただいております。そのほか、たまり場ができないようなそういった方策も今後は少しは検討していかなくてはならないのかなというふうに考えております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時00分

再開 午後7時07分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほど公園パトロールの中で、佐藤委員からの御質問の臨時職員の1日の勤務時間でございますが、先ほど午前9時から午後3時半というふうにお答えいたしました、午前9時半から午後4時の間違えでございました。どうも申しわけございません。

○佐藤委員

方法はともかくとして、特定な地域ばかりじゃなくて、その他の地域からもそんな声が出るということであれば、ぜひ検討をお願いしたいなど、その確認させてください。よろしいでしょうか。

○都市計画課長

夜間パトロールも含めた形で、今後何らかの方策を検討していきたいと思っております。

○佐藤委員

近隣公園やいろいろ、こういう形で公園があって、維持管理や遊具設置やいろいろな事業をここで展開していますけども、公園利用に対する近隣からの苦情だとか、そういうものがどんなものがありますか。

○都市計画課長

公園の利用に対する地区からの苦情といえます



か、御意見でございますけれども、やはり一番多いのがグラウンドですね、公園広場でのボール遊びに対する近隣の方からの御意見が多くございます。

○佐藤委員

それで、平成24年度はそうした苦情はどのくらいあって、何らかの対応が、どここの公園でこうした対応をしたというものがあつたら、それは維持管理に当たるだろうというふうに思いますが、その辺はどうでしょう、実際の状況は。

○都市計画課長

今、グラウンドに関する要望の苦情の件数、申しわけございません、数としてはまだ確認させていただいておりませんので、一度、再度確認してから、また後ほど御連絡させていただきます。

○佐藤委員

ボール遊びということで、小さい公園、ふれあい広場等を含めてボール禁止という札が立っていたり、そういうことがします、借地公園なども。桐山公園の件で、前にお話させていただいて、大分改善されたみたいですが、それでも全然一時的なものになるかもわかりません。そうした点でのネットの設置については、どのような検討をされておるのかなということですが、その辺はどうですか。

○都市計画課長

現在、知立市の公園、グラウンドを併設している公園がございますが、決してグラウンドという大きさを持った公園はございません。グラウンドとして貸し出しできる公園は、草刈公園、それと昭和6号公園、御林公園、この3公園が貸し出し公園という形で、公園広場をグラウンドとして利用しているのが現状でございます。今、佐藤委員からお話がありました桐山公園、これも現在、グラウンドというか、広場は併設させていただいておりますけれども、ボール遊びができる広さはございません。それで今回、近隣の方からそういったボールが入ってくるという御意見をいただきまして、一応あそこに4メートルの高いフェンスに、平成22年度かと思っておりますけれども、変えさせていただきました。でも、それでもまだ対応されていないとい

うことで、現在、直接フェンスにボールを蹴らないような形で防護柵を設置させていただいて、ちょっと様子を見させていただいております。ただし、やはりボールを蹴る遊びだけではなくて、野球でバットで打つとなると、やはり飛び越えてしまいますので、そういったところは防球ネット、もう4メートル以上高い形になりますと、ネットフェンスでは対応できませんので、防球ネットというもので対応させていただきたいと思ひまして、来年度からちょっと実施計画のほうに上げさせていただきたいと思ひます。

○佐藤委員

わかりました。いずれにしても、あの公園ばかりじゃなくて、ある程度の広さのあるところはボール遊びをやったり、そういうことを制限するというよりは、そうした苦情が来ない対策をするということのほうが大切だなというふうに思ひますので、ぜひ桐山公園はそういう形で対応していただくということがよくわかりました。

それで、次に、耐震改修についてお聞きをしたいわけですが、ここの民間木造住宅のまちづくり勉強会一式という形がありますが、これを簡単に説明していただいて、そのことと勉強会を通じて、耐震改修に結びついたというようなものがあれば、ぜひその点を御紹介したいと思ひます。

○建築課長

まちづくり勉強会に御質問をいただきました。概略をちょっと説明させていただきます。

耐震改修支援委託料でございます、325万5,000円、これは知立市の耐震改修促進計画に基づきまして、重点的に耐震化を図る区域について、実施に対する地域の防災意識や関心を深めて、地域ぐるみでの耐震化を促進するものということで、委託、サポート、今回の場合、玉野総合コンサルタントでございますが、そこにサポートをお願いしたということでもあります。

具体的に紹介しますと、第1回から大体5回まであるわけですが、これは8月にやりまして、

大体30名の方に出させていただきました。テーマとして、勉強会についてということで、具体的には地震に対する備えに関するビデオを20分程度上映しました。勉強会の趣旨とか目的、町内会の状況、それから最後に質疑応答ということでもあります。

勉強会の開催の趣旨は、先ほども言いましたように、大規模地震に対する備えが必要だということと、最大の備えは地震に強い建物、建物の耐震化は地域で取り組むことが効果的だという話でございます。それが第1回ですね。

2回目には、まち歩きということをやります。これは、町内会の出してくれた人を班ごとに分けて、区域も班ごとに分けまして、それぞれの地域を市の職員もついて一緒に回って、町内会の自分たちの様子をそれぞれ見ていただくと。わりかし町内会の人でも、ここは通ったことないなというところも、細い道も通っていきます。帰ってきてから、そのまち歩きについて地震の防災上の問題ですね、そういうものを出してもらって話し合うということです。

それから、第3回目、これは地震に強いまちづくりのために何ができるだろうかということを考えていただくということで、町内にふさわしい方策、取り組みはないでしょうかということを話し合ってもらおうと。

これが平成24年度の取り組みですね。これを新地町と、それから弘法町にやっていただいたということでもあります。

それから、別に耐震ローラー作戦、これも各町内会でやっております。これは、同じように班ごとにグループを組みまして、声かけを町内会の人にしてもらおうと。誰々さん、頼むよというぐらいの話ですね。そこでかわってから、市の職員が、地震が来ますので、ひとつ耐震診断、無料ですので、自分の家がどのぐらいの耐震になるのかということを知っていただだけませんか、無料ですのでお願いしますよぐらいのことを言います。いろんな専門的なことが出てくれば、一級建築士の人もいますので、そこでかわってもらおうということをお願いをしていくということでもあります。その

ときにぜひともお願いしたいということがあれば、その時点で申込書をもっていくということでもあります。

いろいろその中で話すわけですけど、各戸でできる対策、こういうものに何があるだろうかというところ、今まで出てきたものを見ると、家族で防災会議をしたいと、それぞれに家に戻って、家族会議をすると。それから、家具の固定、転倒防止、ガラスの飛散、家族間の通信方法を確認すると。もし遭った場合には、どこどこで待ち合ませようとか、そういうことを話し合ったらどうだろうかということですね。それから、地震に備えた備蓄ということで、各家庭の備蓄の強化、今までは3日分と言っていましたけど、1週間分と最近は言われていますので、飲料水とか食糧ですね。それと、地域で取り組みということに関しては、自主防災組織の強化、訓練で避難所の運営を確認するとか、組の中の緊急連絡網を作成するとか、高齢者への声かけ、地域の巡回と、こういうことが町内会からの、その会に出席してくれた方から出たということですね。

それから、4点目に1人では避難が困難な方の把握ということで、高齢者の把握、回覧板で高齢者などの異常を察知すると。それから、学生の力をもっと借りたらどうだということも話に出ました。同様の内容について、同じ町内会で話したと、ざっとですけど、そういう中身でございます。

○佐藤委員

それで、有意義な中身で、いろいろ防災の取り組みをやっていると。ただ、ここの表題の中には、耐震改修を促進する支援委託料という形で、メインはそこだと思っただけですよ、いろいろあったにしても。しかし、これまでいろんな地域でこれをしてきて、なってますけど、実際にそれらが耐震改修なり新たな補助制度で、例えば耐震シェルターなり、ベッドなりに結びついていくということが一つの眼目なもので、ほかにも有意義な中身があったにしても、そういった形での成果はどうだったのかなということですけども、どうでしょうか。

○建築課長

耐震診断につきましては、やっぱりお願いに行けば、ある程度はその時点で申し込みがあると。しかしながら、当初、始まったころのもの比べると、ある程度、限界が来たのかなということがありますので、1,700件近く無料耐震診断をやっていますので、現在に至っては、きょう現在で17件の耐震無料診断しかありませんので、勉強会を通じてでも、多少は効果はあるわけですけど、その割に飛躍的にどんというにはなっていないのかなという感じはしております。

改修のほうは、勉強会をやったからといって、そこがちょっとふえたなという感じは、私自身は余り持っていません。やっぱり回っていきますと、年金暮らしだから、息子たちがいないからとか、それをやるにはなかなか手間もかかるし、ちょっとごめんねというぐらいの感じのものが多ですね。

#### ○佐藤委員

これで、私、ある方が耐震改修をやられたとあって非常に喜んでました。その方は、補助を設計その他入れて120万円を、本年度やられたのかな、いただいて、補助金をもらって、自己資金30万円の150万円でやられたとあって、それで改修内容を見ると、かなり基礎のところからコンクリートを打ったりを含めてやられて、自己資金が30万円ですけど、本当に助かったと。これなら地震が来ても大丈夫だなという声を私、聞きましたけども、高齢者の方だとかいろいろ条件があって、すぐに耐震改修には結びつかないかもしれません。しかし、私が聞いた方はお年を召した方で、そう経済的にどうかということ、年金暮らしだけでも、いろいろあるんですけども、私、PRの方法として、一つはそうした今まで改修をされた皆さんの喜びの声だとか、一般的には200万円かかるとかありますけれども、そうした実際に補助を受けて施工をされた人たちの声を紹介するとか、そういうことも大切じゃないかなというふうに私は思うんですよ。

それと、耐震シェルターも伸び悩んでおりますけれども、30万円ですかね、ベッドが25万円ですか

ね、そうすると、ほとんど、家の形状にもよるけど、生活空間、いつも寝ているところとかそういうところであるけれども、自己資金なしで設置できるような中身もあるわけですよ。若干の上乗せが必要かもしれませんけれども、耐震改修に至らなくても、そうした形で少なくとも寝てるときに身を守るようなところ、そういう設置をされた方、これは耐震ベッド、耐震シェルターは少ないですけども、だけでも心配されて、自己資金30万円で大体済んでる話だもので、そうしたやってよかった、これで安心だというような声も聞き取りをして、そういうものを皆さんのPRに介していくとか、ただやりなさい、やりなさいということじゃなくて、実際に地震が来たらどうなんだろう、心配だなと、思い切って市の補助を受けてやりましたという、そういう喜びの声やそういうこともやらないと、生きた声が伝わらないと、なかなか対象になってる方というのは厳しいだけに、そう簡単には進まないと思うんですよ。ですから、そんなことも含めて、私は取り組みを、PR方法等も含めて改善してほしいと思いますけど、今PRはどうやってやっているんですか。

#### ○建築課長

今までの取り組みをちょっと紹介をさせていただきます。

まちづくり勉強会は、先ほど言ったように、町内会を決めて年6回、土日によって、参加していただいた方の意識を高めて、また家に戻ったときには、いろんな機会があるごとに広めてほしいということをお願いしております。

それから、7月1日に広報にて、市の耐震の改修補助金の制度を広報で流しております。100万円から120万円にしたよという話と、それから25戸から40戸にしましたという話ですね。それから、回覧におきまして、同じ中身を広報とは別に回しております。これは、市内全区域内の地区の回覧にて周知をさせていただいております。それから、8月16日は相談会の案内ということで、耐震診断を受けた人、過去5年ですね、ダイレクトメールを送りまして、補助の相談会がありますけど、

どうですかという問い合わせをしております。それから、9月1日、耐震相談会、これはこの前の防災のときですから、知立東小学校に行ってもPRをさせてもらったということです。それから、最近ですけど、相談会を実施しまして、建築士の方、耐震診断員の方ですね、その人に入ってきて、いろいろ相談に乗りたい方が来ていますので、広報はどういうふうにするんだとか、そういうことをお話したということです。要望がまああったものですから、もう第2回目も開くよということと、毎年いろいろやってるんですけど、ちょっと伸び悩みということがありましたので、耐震診断をやったところに電話で問い合わせをして、相談会がありますけど、どうですかという、手紙を送っているものですから、それにも声かけをして、ちょっと新たな取り組みということをやっております。それと、診断がちょっと少ないものですから、もう一回、耐震診断のほうをダイレクトメールで送ろうかなと検討しております。ホームページにも載せております。

以上でございます。

#### ○佐藤委員

さまざまな取り組みをしていることはわかりました。

ちなみに、平成25年度は、耐震改修は今現在どのぐらいの件数ですか。

#### ○建築課長

9月25日現在で、耐震診断が17件、耐震改修が7件でございます。

#### ○佐藤委員

補助金が増額されたわけだけでも、なかなか伸び悩んでいるというのが実態みたいですね。ですから、私、今さまざまダイレクトメールを送ったり、相談会に来てくださいということもありますけれども、私は先ほども言いましたけれども、実際に施工された方たちの事例紹介などもあるといいのかなというふうに思います。ですから、その辺を検討いただきたいということと、それから地元の業者さんなんかと一緒に勉強会をやってもらったりする中で、地元の業者さんも市の補助金があ

るのでどうですかというようなことを、行政の側じゃなくて、業者の側からもそういう働きかけができるような中身も考えて、PRとそういうことも考えていただいて取り組みをやってほしいなというふうに思いますけど、そういった点、検討いただけませんか。

#### ○建築課長

先ほど佐藤委員のほうから耐震の促進にいいヒントをいただきましたので、そういうことも1回検討したいなと思います。

それから、建築関係の業者さんについては、当然100万円から120万円になったものですから、そういうこともPRして、どんどん当たってくださいよということは周知をさせていただいております。

以上です。

#### ○佐藤委員

わかりました。ぜひそうした点で、なかなか厳しいような状況もありますけれども、お願いします。

それで、もう一つだけ聞きたいと思いますけれども、105ページの公営住宅の長寿命化ということで、委託関係、それから工事関係という形になってますけど、この中身について概要を教えてください。

#### ○建築課長

知立市公営住宅長寿命化計画に基づく委託関係451万5,000円、この件につきまして御説明申し上げます。

市営住宅改善工事の設計委託でございまして、修繕・改善を必要とする箇所の設計書用の図書の作成をお願いしたということでございます。契約日が平成24年7月5日でございます。契約金額が同じでございまして、12月までにつくったと。これは、次の直すところ、修繕をかけるところの設計発注するためにこういうものをかけて、次の準備をするために委託をかけたという中身でございます。

それと、もう一つ、市営住宅改善事業、こちらのほうは中山住宅のC棟、D棟、こちらについて

屋外防水と、それから外壁改修にお金を使っております。業者名が知立木材、C棟の屋上防水、外壁改修、C棟の場合の面積が、屋上防水が1,100平方メートル、それから外壁改修は210平方メートル、それとB棟が66平方メートルと外壁が151平方メートルということです。屋上と外回りをリニューアルしたというイメージでございます。

○佐藤委員

そこで、長寿命化計画という形で、中山住宅、それから本田ということで、長寿命化でそうした工事を施行するということになりますと、この住宅はそれぞれ大分古いわけですが、いつまでそれは使えるわけですか。

○建築課長

いつまでということではありませんけど、かなり老朽化しているところもあるということで、これも実計に乗せながら直していくという方向を持っておりますので、なるべく実施計画のほうでも頑張っ、修繕すべきところは修繕していきたいと。水周りだとか、その辺がちょっと老朽化しているところも目立つということであります。

○佐藤委員

本田については長寿命化で使える、補助金もらってやるわけですので、去年の12月議会の中で中島議員の答弁について、ストック計画に基づいて新たな住宅をどうするかという議論の中で、本田については長寿命化すれば32年ということが言われ、中山については35年というような形で言われてますけれども、そうした中で、ストック計画では30年まで、50戸のうち高場が30軒建ちましたよね。あとの20軒をどうするかという問題と、例えばこれを、本田が32年ですので、これを前倒して30戸建てたらどうだという提案を中島議員がさせてもらったんですよ。場所は、あそこの実計メニコンに出たアピタのところの駐車場ということでありますけれども、その辺については、今現在、20戸は死守するという答弁は皆さんもされてるわけですが、そうした関係の中でどうされるのかなということですが、そうした検討状況、前向きに検討したいという答弁がたしか副

市長も中島議員に対して言われたんですけども、今現在、そうした新たな市営住宅、これはストック計画では20戸建てますけども、これを何戸にしていくのかという点では、どんな検討がされているのかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○建築課長

一昨年、実計メニコンで発表させていただきまして、ある程度、賛同を得られたのかなという感触は持っております。

ストック計画のほうで50戸の話がありまして、前期で30戸、高場をつくったと、あと残り後期分ということで、20戸をどうするかという話なんですが、実計メニコンには場所をあそこということであげてはいるわけですが、まだ場所を決定したわけではありませんので、次に進むには場所を決定して、決定してないことには何も絵も描けませんので、それを市としていけるかどうかというところが次のステップかなと思っております。

以上です。

○佐藤委員

場所があそこに決まったわけじゃないということですが、あそこも一つの可能性として、実計メニコンで建築課のほうに勝手に出したよと、知らんよという話もその後はありましたけれども、あそこも候補地の一つであることには間違いはないですか。

○建築課長

市街化区域内で土地を買って、そこへ建てるということになれば、それはまた今以上に費用がかかるということですので、建築課が思うには、どこか市の持っている土地、そこを利用して建てさせてもらうということで、実計メニコンであげたアピタの東のところですね、あそこをあげさせてもらったわけですが、その後まだ実施計画の段階で、顔は出してますけど、まだ今後のこれからというところで、決定したわけではないということでございます。

○佐藤委員

例えば、この20戸のストック計画では、遅くても平成28年という説もあったけども、平成30年までにはやりたいということをおっしゃってましたよね。そうすると、平成30年に工事やるのか、平成29年工事やるのか、その辺のスケジュール、基本設計やって、実施設計やって、工事という、大抵3カ年かかるわけですけど、その辺のスケジュールはどのようになっていますか。

○建築課長

建築課が描いたスケジュールだけをちょっと述べさせていただきます。

平成25年、平成26年において、建設地の決定を何とかしたいということがまずあります。それで決定した場合、建設基本計画の設計の一式を平成27年度にしたいなというところがございます。平成28年度には、実施設計、確認申請等を出していく、それで平成28年度から工事のほうも着手したいぐらいの予定でございます。しかし、まだ実計でこれからというところがございます。

○佐藤委員

所管の考えているのはそういう形と。実施設計終わって、平成28年度中には着手をしたいということですので、そうすると高場の住宅もああいう感じでしたけれども、平成28年のどのぐらいか知らんけど、平成29年度に工事をし、平成30年には供用開始できるようにしたいと、こういうスケジュールですか。

○建築課長

勝手に描いているということにはなるわけですけど、平成28年度に工事が単年度で終われば、平成29年度の4月に入居と、最短でそういうことかなと。工事がおくれてくるようであれば、もう1年延伸すると思います。

○佐藤委員

ストック計画は遅くても平成30年というように書いてあるんですか。平成28年というふうに私は理解しとったけど、いずれにしてもこれに向けて平成25年、平成26年度に用地を買うと。新たな用地を購入して建てるという方針ではないということですけども、この点は所管として考

えてますけれども、副市長、今、建築課長が新たな用地を購入して建てることではなくて、市が保有してる土地を使って建設をするというような考えみたいですけど、この点はいかがでしょうか。

○清水副市長

私も、以前の委員会の中でもストック計画、これは前期・後期での50戸というのは、これは市の基本的な考え方でございますので、これをできるだけ計画に沿った形で実現したいということでございますけども、実計メニコンの中でもありましたように、いわゆるアピタの南側のあそこが、担当としてはあそこで行きたいなというお話もあるわけですけども、これはまた庁内全体の中でしっかり詰めていかないといけないというふうに思っておりますので、これは引き続き調整をさせていただきたいなというふうに思っています。いずれにいたしましても、平成28年、平成30年、ちょっと私も今、見ておりませんのでわかりませんが、いずれにしてもストック計画の中身は、これは市としての基本的な考え方ですので、しっかりクリアをしていかななくちゃいけないというふうに思っております。

○佐藤委員

そうすると、もう1点、副市長にお聞きしたいんですけども、所管課のほうは土地を買って建てるということじゃなく、市が持っている土地でもって建たいという意向みたいですけども、その点についてはどんな御意見でしょうか。

○清水副市長

それは、そういうことも選択肢の一つだということは私は排除しておりません。

○佐藤委員

そうすると、排除しないということですので、市の持っている土地以外で土地を新たに購入して建てるということもあると、正式にはどちらとも決まっていないと、こういうことでしょうか。

○清水副市長

先ほど建築課長も申しましたように、場所の決定というふうに至っていないわけです。そういう中では、今の市街地にございます普通財産の処分

とか、そういうものとあわせて別のところに土地を求めるといった考え方もあると思いますので、それもまだまだ検討の段階だということでございます。

○佐藤委員

そうすると、まだ用地も、先ほどの答弁では平成25年、平成26年に所管課では用地決定というような形で、平成27年、平成28年と、早ければ平成29年4月1日に供用開始と、こういう流れで、これが平成30年に供用開始になっても、ストック計画の範囲の中だというふうには思いますけど、ここは死守をされるということは今までも明言をされてきたので、それでよろしいですか。もう一度確認します。

○清水副市長

先ほど建築課長が言いましたように、平成29年4月に入居ができるかどうかというのは、ちょっと私、確約はできませんが、先ほど申しましたように、ストック計画は市の基本的な考え方でございますので、これをクリアするようにやっていくというのが考え方でございます。

○佐藤委員

新たな20戸については、遅くとも平成30年ぐらいを設定するかなというふうに思いますけども、それをずるずる先に延ばすということはないというふうに思いますけども、この点はどうですか。

○清水副市長

先ほど申し上げたとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、もう一遍、担当課長に聞きますけれども、ストック計画では少なくとも20戸ということでありまして、これはいつまでに供用開始という位置づけですか。

○建築課長

ストック計画の中には明言まではしてありませんけど、後期に20戸の計画をしていきますと、明言まではしてないですけど、今の実施計画の予定というぐらいが妥当かなと思います。

ちょっと一つ訂正させていただきます。

実施計画の中で誤りがありました。平成28年度

が建設実施計画でございますので、平成29年度から工事ということになります。したがって、平成29年で工事を1年でやる場合なら平成30年4月、2カ年でいけば、もう少しおくれるということでございます。ちょっと訂正させていただきます。

○佐藤委員

そうすると、実施計画には片足が乗って、今、建築課長が言われたように、平成30年と、こういうラインだということですよ。そこはいいですか。

○建築課長

先ほども言いましたように、建設場所がまだ未定でございますので、決まってからレイアウトを起こしてやっていくということになりますので、年次のほうはまだはっきりと言うことはできないということで、その辺にやっていきたいというのは建築課のほうの意向でございます。

○佐藤委員

それで、そこはこの間いろんな議論があって、遅くとも平成30年というのが、ストック計画には明言はしてないというものの、そういう答弁の中身だったわけですよ。そこはぜひ守っていただきたいというふうに思いますけども、ただ長寿命化をやる本田についても古くて、平成32年までは使用せないかと、ここの関係で新たな20戸を、例えば平成32年度までということがあるので、その辺との関係もあって、20戸がいいのか、それを本田の部分の前倒しして30戸にして、試用期間が32年ということになると、平成30年だと2年間早いということになると、その辺の考え方やそういうこと、さまざまなことを検討されておると思うんですけども、その辺どうですか。

○建築課長

本田とか中山の建てかえとか、そういうことも頭の中にはあります。しかし、今言った、今回20戸建てる場所、これについても20戸しか建てられないのであれば、それはそれでまた別のところを考えなければいけないということになりますので、建てかえについて、今とりあえず20戸の建設場所が決まらないことには、次の建てかえの話もちよ

っとそれはできないのかなということを私のほうは思っております。

○佐藤委員

そうすると、堂々めぐりしてもいけませんので、担当課では、とにかく用地選定は今、ちょっとその辺、用地選定ができてないということで、全体をオブラートに隠したみたいで、この間の答弁がちょっと後ろにいつちゃうんじゃないかということをおぼろげに心配しますが、平成25年、平成26年で用地の選定はするということですか、担当課では、そこは守っていただけということですか。いずれにしても、市が所有してる土地にするにしても、買うにしても、1年半以上あるわけですので、それは可能だと思う。それまでたっても用地選定ができないということであつたら、これはいかんわけでしょう。建築課長、そこは平成25年、平成26年で用地選定だということをおぼろげに言われましたので、そこはしっかりと担保していただけるということはいいですか、1年半あるんだから。

○建築課長

その土地の担保というところは非常に難しい話でありまして、建築としては、高場みたいに市の公共用地があるところに建てた場合を想定しております。用地をほかに求めてということになれば、当然それに用地費が加算されてきますので、高いものになるのかなということを思っております。したがって、今ある市の中で持っている保有の中で、何とか話がまとまればと思っております。ほかに、例えば調整区域に活路を見つけるということもあるわけですが、それは市営住宅ということになりますと、不特定多数の人が利用するというにはなりませんので、今聞いておる中ではちょっと難しいという話があります。したがって、ちょっと答えがなかなかできないわけですが、

○佐藤委員

担当課は市の持っている土地と、これが一番現実的ですよ、はっきり言って。ただ、市のほうには持っている土地を売却したいということがあるので、その辺は市の持っている土地ということで、

クッションを明言はされませんでした。市の土地を活用することも一つの選択肢だということで、そこを鮮明にしませんでしたよね。だけど、そこを鮮明にしないということは、そもそもこの事業そのものを後ろに延伸させるような、そんなニュアンスに受けとめられるんですよ。ですから、担当課でいけば、そういうことだということであるのでね。例えば、市営住宅にふさわしい土地というのは、市が持っている土地は、具体的にはアピタがありますけども、この間、給食センターの跡地も売られたと、南保育園のあれも、一般質問の答弁に答えて売りますという答弁をしてる。そうすると、まとまった土地というのはそんなにないじゃないですか、アピタ以外選択肢はないじゃないですか。例えば、市の土地を使うということであれば、どうなんでしょうか。

○建築課長

今言われた市の保有について、建築課のほうも打診をさせていただきましたけど、なかなかそれは難しいということがございますので、なかなか決まらないという状況であります。

○佐藤委員

堂々めぐりしてもいけませんけれども、決まらないということでストック計画にある目標を何か後継に押しやるようなそんなイメージがされておるだけけれども、その点、どこの土地にするか、20戸にするか、30戸にするかはともかくとして、市有地にする場合は、アピタ以外の土地というのがありますか。

○建築課長

私どもが把握してる中では、アピタの東しかないのかなと思っております。

○佐藤委員

新たな土地を購入してということになりますと、これは出費になるわけなので、そうすると、所管課が言うようにアピタのところの土地に建てるのが一番現実的な選択肢ではないかと。所管課は、そのところでもうちょっと調整をしていただいて、用地が決まれば、住宅建設の見通しが立つわけなので、そこはもうちょっと所管のところを調



整していただけませんか。決まらん、決まらんとかさっきから、この住宅20戸が霧をかけたような話ばかりなんだね。建設部長、どうでしょうか。

○建設部長

市営住宅の新たな場所ということで、今お聞きしている中身では、実計メニコンにも私ども、出しているものですから、その点は市内部では調整は必要でございます。そのこともありますけど、私ども、今、実計に出してきた中身でございますので、その辺のところは私どもなりにお願いをしておりますけど、市全体の中身の調整がございしますので、大変難しいという話も聞いてますので、私どもとしては、そういう格好ではお願いはしていきたいという考えでありますけど、先行きはちょっと不透明な部分がたくさんあるのかなという感じはしております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時56分

再開 午後8時04分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

なかなかそこがはっきりしないままのところでも、従来のいろんな答弁の中には、遅くても平成30年というような内容だというように私は理解してましたけども、きょうの答弁ではそういうことも含めて、ちょっと霧のかかったような状態だなというふうに思います。私はぜひ、そこは死守していただきたいというふうに思いますけれども、前期に30戸、後期に20戸の計画と。前期は何年から何年まで、後期は何年から何年までなんですか、これは。

○建築課長

平成19年度のストック総合活用計画書でございますので、平成25年からぐらいが後期かなというところですね。だから、佐藤委員が言われるように、平成30年というところには、ある程度の形が見えるということには、入居のことまで出てくるか

なというところでございます。

○佐藤委員

普通、前期、後期といった場合は、いろんな計画がありますけれども、10年スパンぐらいの中で、そのところで前期、後期というような中身になるんだろうというふうに思いますので、そうした範囲の中でストック計画にある20戸は建設をと。それと同時に、本田等を含めて建てかえの必要なところもありますので、そうした検討を加えていただいてやってほしいなというふうに思いますけれども。

○建築課長

建築課としては、市営住宅が他市に比べて非常に少ないということは認識をしております。だから、建築課が要らないということは必ず言うわけではありませぬので、頑張っていきたいと思えます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第1号について、挙手により採決いたします。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成

24年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○佐藤委員

一つだけお知らせください。

公共下水道の供用開始、また公共下水のほうでありますけれども、端的にお伺いしますけれども、1点は、公営企業に移行するというので、この間やられてきて、そしてこれの見通しは70%ぐらいが一つの目安だというふうに言われてましたけれども、この点と、もう1点は、ずっと供用開始、全域は計画地域ですけれども、実際には私の住んでる山屋敷町だとか、牛田町だとか、西中町だとか、上重原町の一部だとか、さらに逢妻町、西丘町という点では全然見通しが立ってないわけですよ。これらについては、30年先、40年先ということをやられてますけれども、これらの地域を入れなくても、70%は確保できるという見通しで公営企業会計のほうにシフトをしていくような流れなんですか。ここだけお知らせください。

○下水道課長

まず、公営企業会計の件でございます。

こちらについて、佐藤委員おっしゃるように、やっぱりまだまだ普及率が57.3%ということで、そういった中で企業会計化は厳しい面も、財政的にですね、ちょっとありますので、やっぱり佐藤委員おっしゃるように、70%ぐらいは出してないと厳しいかなとは思っております。

それから、あともう1点、まだ未整備の部分とございますか、認可をされてない部分がございます。そうした中で今現在の認可エリアでの計画において、70%がいけるかということでございますが、今57.3%でございます。今年度は2.4%、率としまして、1年で施行しました。そうしますと、今57.3%でありますので、6年ぐらいはまだかかるかと思われましても、今、認可拡大エリアにつ

いては、今から5年間での計画ということで、平成29年までの計画でございまして、そこで整備を進めれば、そういった数値は大分見えてくるという状況ではございますが、全体計画がありますので、まだ認可してない部分も、整備が進みますと認可を拡大できるということになっておりまして、整備のほうも進めることによって、新しいエリアを整備できるということでございますので、そういったところで努力をしていきたいと思っております。

○佐藤委員

ここに知立市の下水道の、7ページのところに公共下水道の整備普及状況という形で、西丘幹線、逢妻も入ってますけれども、来迎寺でも一部とか、こういう形でありますけれども、これらについて進めるとは言ってるものの、何年先になるかは見通しが立たないような話もこの間、議論をされてきましたけど、例えば山屋敷でいけば、どのぐらいに可能性があるのかなということの思うんですけども、これはまだ30年先というようなことでしょうか、これらの地域は。

○下水道課長

先ほど申しましたように、平成29年までの認可が今現在、決まっております、その整備が8割方といいますか、それぐらいまで進みますと、次の拡大のエリアができるということで、広がっていく格好になります。そうした中で、次に整備のほうを、次にどこをするかということを考えていきますので、その前段になりますけれども、またどこを広げていくかということは、そんなときに決めていくような格好になります。

○佐藤委員

もう1点だけ。

そうすると、今、認可区域がありますけれども、これは8割方到達は、平成29年度までの計画だと言いますけれども、一般会計の繰入金、それから繰越金、押しなべて8億円そこそこですかね、それで見たとときに、8割方到達するのはどのぐらい先ですか、平成29年までの計画だと言うものの。

○下水道課長

今のペースといえますか、2%よりもちょっと上ぐらいのペースでいきますと、それぐらいの格好には近づいてくるかという形ではおります。

○佐藤委員

私ちょっとまだ、認可区域を拡大するというところですけれども、今の事業ペースでいくと、一挙に全部のところはできないわけですので、もうそういうところはずっと延伸されていくわけですよ、区域としては。地理的にも狭隘道路が多かったり、そういう地域については、なかなか困難だということも聞いているわけですが、そういうことを見たときに、私、計算したわけじゃないですけども、将来これから先、20年たつか30年たつかわからんような区域について、本当に下水道という枠組みだけがいいのかどうか。境川の流末、下水道との関係で、加盟9市か何ぼか入って、全部接続率が何%で、費用負担がどうか、採算ベースがどうかということで成り立ってるにしまして、30年も40年も先の話を人口が減少していくという、巨大インフラになればなるほど維持管理費が重たくかかるんですよ。人口が減っていったら、維持管理費が、供用開始区域がふえたのはいいけれども、逆にクロスするような形で、人口減の中で負担増だけが増えていくことになるわけですよ、そういうシミュレーションができると思うんですよ。そうしたときに、巨大インフラをどんどん整備して、今、認可区域はともかくとして、そうじゃない、20年先になるか30年先になるかわからんようなところをそうした手法でやっていいかということも、一つ、この場ではないですけども、愛知県レベルで、これは国の認可があり、愛知県で計画があり、そうしておりてきたものだから、そういうことも含めて検討すべき時期に、私は知立市でいけば、来てるんじゃないかなということをおもうんですけども、そうしたことも議論の遡上で検討してみることも必要ではないかと。確かに東日本で、センターのところは被害がたくさんありました、ほとんど復旧しました。管路も、被災をしたところはほんのわずかだというふうに言われてますけれども、ただ人口減と逆に維持管理費

がふえていくような内容が本当にこの時点でいいのかどうか、人口減少時代を迎えて。だから、その辺も含めて、この流域下水の中で全体としてどんどん広めていくのがあるのかどうか。合併槽でも対応できる時代になってきてるときに、いつまでも20年先、30年先をその計画区域だということがいいのかどうか、ぜひその辺、私も答えはないですけども、そういうことも一つの大きな課題じゃないですかということを提起をして、ぜひ今後、検討の課題に乗せてほしいというふうに思います。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。認定第3号について、挙手により採決します。認定第3号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、認定第3号 平成24年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成24年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号について、挙手により採決いたします。

認定第7号は、原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、認定第7号 平成24年度知立市水道事業会計決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後8時19分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 3月31日

知立市議会建設水道委員会

委員長 稲垣 達雄